

《論 説》

亡命法律家と法の変容

小 野 秀 誠

- I はじめに
- II 亡命法学者とイギリス、その他の国
- III アメリカへの亡命法学者
- IV むすび、補遺と歴史の検証

I はじめに

1 序

(1) 本稿の目的

(a) 本稿は、ドイツを例に法学界における差別とその克服、さらに一連の流れの中から生じた法の移転と変容を検討するものである。法曹は、中世まで一種の特権階級であり、その担い手は限られていたが、近代以降、差別はしだいに撤廃された。社会的な上昇の機会を与えることも生じた。従前の最大の差別は、出自によるものであり、とりわけ人種と社会階層によるものであった。また、性別による差別もあり、女性法律家はごく限定されていた。差別はしだいに減少し、20世紀の初頭までに、少なくとも形式的な差別の解消が進んだ。

しかし、1930年代に大きな反動があった。啓蒙の時代以来、罪悪とされてきた差別が、ふたたび公然と復活した。啓蒙や進化の精神は、必ずしも確固たるものではなかったのである。ナチスは、人種や性別、宗教、疾患から世界観などを理由とした差別を公然と行い、帝政後期からワイマール共和国の時代に解放された法律職（他の公職についても）の解放に逆行した。多数の者が外国に亡命した。副産物として、その一部が戦後に帰国し、あるいはそのまま亡命先

で活躍したことによって、結果的に、戦後の法の変容が準備された。本稿は、種々の変容のうち、法律家相互の交流と法領域への影響に関する部分のみを対象とする。比較法研究所の設立や留学、招聘制度、統計方法などのハード面には立ち入りえない。

差別の撤廃には、国や地域ごとの相違や時代による相違がいちじるしい。撤廃の方法の相違は、差別の対象や理由ごとに異なり、差別の内容を知るうえでも参考となる。そこで、本稿では、最初に簡単に、19世紀後半からの差別の撤廃に関する状況にふれる。種々の差別のうち、性別による差別は、独立して扱うべき大きな論点であるので、これも別稿にゆだね、本稿では立ち入らない。差別の復活は、形を変えて繰り返されており、現代にも通じる問題である。蟻の一穴から重大な差別をもたらすこともあり、特定の事象のみが孤立して存在するわけではない。また、外国の例といっても、根底には世界に共通するものが隠されているのである。

亡命法学者の問題は、大学や法学者に関する筆者の研究の中でも特別な意味をもっている。ヨーロッパの大学では、人事の移動が自由なことを特徴とし、とくに19世紀以降はそれが大規模に行われている。しかし、亡命は、一定の時期に当事者の意思によらずに大量に行われている点で区別される。個別の学者の亡命については、すでに言及したところがある(とくにキール大学)。本稿は、亡命をおもな対象として広くドイツの大学を検討しようとするものである。

(b) また、本稿の目的は、歴史的な検討にとどまるものではない。ドイツの連邦司法省は、2019年3月20日に、ドイツ裁判官法の改正を閣議決定した(BMJ, Rede v. Dr. Katarina Barley, 2019.3.20)。法曹養成に係わる標準勉強期間(Regelstudienzeit)は、国家試験を含めて5年に延長され、モデル例も(Master-Studium)修正される。これによって、1900年代末から行われてきた法曹養成期間の短縮の方向性が相当に変更された。そのおもな内容は、たんに専門的な能力だけでなく、歴史や国家と社会の基礎について造詣の深い法律家の養成である。とりわけ重要なのは、ナチス犯罪に関する歴史への認識である。これは、一面ではドイツで重大な問題であるが、他面では、必ずしもドイツに特有というわけではない。種々の差別や迫害は、程度の差はあっても、世

界に共通するからである。また、たんに過去のものとなしえないことは、今日でも簡単に、反移民や少数民族・一部の階層・思想に対する差別が顕在化したり、ナチスの手法を礼賛する風潮があることにも示されている。歴史は過去のものではなく、つねに学ぶべきものをもっている。また、職業倫理やコンプライアンスなど現代社会にも共通する根本問題も存在する（IV 4参照）。

(2) ワイマール共和国の時代までの法曹の状況と法の下の平等

(a) 1871年のドイツ統一とビスマルク帝国は、域内すべてにおいて、ユダヤ人など少数民族を解放した。法の下での平等は、1850年1月31日のプロイセン憲法でも定められており（プロイセン憲法4条）、1871年のビスマルク憲法は、連邦構成諸国間の市民的権利の同等性を肯定したからである（3条）。ちなみに、ビスマルク憲法は、基本的に北ドイツ連邦（1867年）の憲法と同じく、連邦条約にすぎないことから、固有の人権条項がそれほど増加したわけではない。しかし、この解放に伴い、法曹を志望するユダヤ系の人口は、以後、爆発的に増加した。医師と弁護士は、社会的地位が高く収入も安定していることから、職業が自由になると、これらを目ざす者が増えたのである。連邦を構成する他のラントでも、解放はプロイセンと同時期かこれに先立ち、また、医学の領域では、法学の領域に先立って解放が行われていた。

すでに1872年に、法曹を目ざす修習生（第一次国家試験に合格し、司法研修をしているレフェレンダー）のうち、7.6%がユダヤ系であり、試補（第二次国家試験に合格し、正式な官職発令前のアセソール）のうち、6.5%がユダヤ系だったのである。当時のドイツのユダヤ系人口は、ほぼ1%程度と推定されることから（ただし、ゲットーが廃止されてからは正確な数字は不明であり、またユダヤ系の定義の仕方により0.5%から1.5%の違いがある）、その法曹比率が、大幅に人口比を上回ることはいうまでもない。そして、この高い割合は、おおむね帝政の時期とワイマール共和国の時代とを通じて、恒常的に増加したのである。

(b) ユダヤ系の法曹の卵が増加すれば、法曹自体も増加することは、その当然の帰結となる。採用に事実上の差別のない弁護士職では、ユダヤ系人口は

とくに増加して、1900年の世紀の転換期には、全体の4分の1を超え、3割に迫る勢いであった。事実上の差別のある裁判官職でさえも、ワイマール共和国の時代には5%を超え、ナチスの政権獲得時の1933年には、7%にまで達したのである¹⁾。

1933年の実数で、ユダヤ系の裁判官は401人、弁護士は、3380人であった（プロイセン地域のみ）。人口比では、非常に高いことになる。ユダヤ系の裁判官は、帝政期には、5%を超えることはなかったから、ワイマール共和国の時代の進出がいちじるしい。高位の司法職でも、1927年、1931年、1933年に、それぞれ521人、580人、599人（5.75%）となっている。

ユダヤ系の弁護士は、1927年と1933年に、2208人（26.2%）と3380人（28.5%）であるが、ベルリンやポツダムなどの大都市とその周辺に限ると、1179人（45.4%）と1879人（48.3%）となる。つまり、大都市に集中した結果、弁護士のほぼ半数近くがユダヤ系であったのである。積極的契約侵害で名高いシュタウプ（Staub）がベルリンで成功した弁護士であったことは、その一例である。

弁護士は自由業であり、就業に制約の多いユダヤ系の者にとっては、早くから、限られた自由な職場であった。修習生は、すでに帝政末期に、10%を超える勢いであった。もっとも、第二次国家試験を経て、試補として任命される段階では、減少した。弁護士は、帝政末期に、ほぼワイマール共和国の時期と同程度にまで達していた²⁾。

1) Krach, *Jüdische Rechtsanwälte in Preußen*, 1991, S.414 (Juden im preußischen Justizdienst 1857-1872), S.415 (Juden in Justizdienst und Anwaltschaft Preußens 1880-1904), S.416 (Juden in Justizdienst und Anwaltschaft Preußens während der Weimar Republik).

2) Krach, *ib.*

弁護士と同様に、裁判官にも、ユダヤ系の進出がみられた。

(1) ユダヤ系で最初の裁判官は、リーサー（Gabriel Riesser, 1806.4.2-1863.4.22）である。彼は、1806年にハンブルクでユダヤ系（ラビ）の家系に生まれた。ハイデルベルク大学で哲学と法律学を学び、1826年に、学位をえた（成績は最上位の *summa cum laude*）。私講師となることを政府から拒絶され、ハンブルクで弁護士となることも拒絶された。1840年から57年、ハンブルクで公証人となった。1848年に、準備

(c) 弁護士と同様に、裁判官でも、大都市の裁判所には、とくに多数のユダヤ系の裁判官が存在した。たとえば、宮廷裁判所の別名のあるベルリン高裁のように、ユダヤ系の裁判官が3割を占める裁判所も存在したのである³⁾。宮

議会の議員、フランクフルト国民議会議員、憲法委員会の副議長、ゴータの議員 (Versammlungsmittglied Gotha) などをした。1859年に、Luneburgの市議会副議長、1860年10月17日に、ハンブルクの上級裁判所 (Obergericht) の裁判官、ドイツで最初の (通常任用のユダヤ系の裁判官であった。1863年に、ハンブルクで亡くなった。

なお、初代のライヒ大審院の院長のシムソンは、ユダヤ系であり、1860年に、フランクフルト (オーダー) 高裁の副長官、1869年に、フランクフルト (オーダー) 高裁の長官、院長となったのは、1879年である。1834年に、プロイセンの裁判官となっている。彼については、政治任用であり、ライヒ大審院に差別がなかったわけではない。

Die Verteidigung der bürgerlichen Gleichstellung der Juden, 1831.

Über die Stellung der Bekenner des mosaischen Glaubens, 2. A. 1831.

Kritische Beleuchtung der in den Jahren 1831 und 1832 in Deutschland vorgekommenen ständischen Verhandlungen über die Emanzipation der Juden, 1833.

Die Judenfrage - Gegen Bruno Bauer, 1843.

Ausgewählte Schriften (hrsg. Jobst), 2012.

Vgl. Deutsche Juristen jüdischer Herkunft (hrsg. Heinrichs), 1993, S.85 (Fiedler Wilfried); Bergemann, S.3.

(2) 同名のリーサー (Jakob Riesser, 1853.11.17-1932.5.6) は、1853年に、フランクフルト (マイン) でユダヤ系の家系に生まれた。洗礼はうけなかった。ハイデルベルク、ライプチヒ、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1875年に、学位をえた。1880年に、フランクフルトで弁護士となった。1888年に、ベルリンで銀行の頭取、1905年にベルリン大学から名誉教授号をうけた。専門は商法である。1905年に、Bank-Archiv を編集した。60歳の時の祝賀論文集がある。Festgabe, 1913. 1932年に、ベルリンで亡くなった。

3) 宮廷裁判所には、当時、年間660万件の事件が係属し、33の民事部、2刑事部があった。長官と副長官のほかに、183人の裁判官、検事長と7人の検察官、総計で、190人を超える法律家があった。各地の高裁 (OLG) の中でも最大級の高裁であり、ベルリンIのラント裁判所とベルリン中央の区裁判所 (いずれも230人以上の法律家) について、プロイセンでは3番目に大きな裁判所であった。1922年から、Eduard

廷裁判所のユダヤ系の裁判官でもっとも著名なのは、ムグダン (Benno Mugdan, 1851- 1928) である。彼は、ドイツ民法典制定資料 (Die gesamten Materialien zum Bürgerlichen Gesetzbuch für das Deutsche Reich, 1899) の編纂をしたことで知られている。この著作は、ドイツ民法典の制定に関する基礎資料となっている。ライヒ大審院のユダヤ系裁判官の数がいまだに限られていたことから、宮廷裁判所の存在は重要である。

宮廷裁判所は、もとはプロイセン国家の最上級審の1つであり、その長官となったコクツェーイ (Samuel von Cocceji, 1679- 1755) は、のちに首相となり、BGB 制定でも名高いエールシュレーガー (Otto von Oehlschläger, 1831-1904) も、その長官をした後、ライヒ大審院長となり、デルブリュック (Heinrich Delbrück, 1855-1922) も、長官をした後、ライヒ大審院長となっている。ドイツの裁判官職では、ライヒ大審院と並んで、エリートコースであった。

Edwin von Drenkmann (1826-1904) は、1889年から宮廷裁判所の長官であり、その子のPeter も、ラント裁判所の長官をした (1999年から2005年)。孫の Günter von Drenkmann (1910-1974) は、ナチスに宣誓することを拒んだことから、戦前は裁判官となることができなかった (商工会議所の参与員となっ

Tigges が長官であった。Vgl. Bergemann, Jüdische Richter am Kammergericht nach 1933 : eine Dokumentation, 2004, S.11f.

1929年の時点では、158人の正規の裁判官と検察官のうち、25人がユダヤ系であった。そして、ワイマール共和国の末期、1933年の初めに、25人がユダヤ教の信者であり、21人がユダヤ系の出身であった。ナチスの政権掌握時に、ベルリンの宮廷裁判所にいた「ユダヤ人」とされる裁判官は、52人であった (改宗者を含む)。なお、同裁判所は、ベルリン州の最上級審であり、裁判官数は、現在でも150人程度である。ナチスが人民裁判所をここにおいたのは、ブランデンブルクの最上級審であった沿革のほか、ユダヤ系に寛容であったことに対する嫌がらせでもあった。

ユダヤ系の者は、教育に熱心であり、学位の数においても他の裁判官よりも取得率が高く、1929年に、25人のユダヤ系の裁判官と検察官のうち、15人が学位を取得しており (60%)、他の133人の裁判官では、49人にすぎなかった (37%)。Bergemann, a.a.O., S.8.

ドイツの最上級裁判所の変遷については、【法実務家】56頁。

た)。戦後、裁判官となり、やがて宮廷裁判所の長官となったが(1967年から)、1974年11月10日に、ドイツ赤軍 RAF (Rote Armee Fraktion) によって自宅で殺害された。当時多発した裁判官や裁判所に対するテロの1つであった。裁判官の中でも著名人の多いことが、宮廷裁判所の特徴である。

ユダヤ系の著名人では、上記のムグダンのほかに、ジョエル (Ernst Joel, 1874.5.26-1939.8.15) がいる。彼は、1896年に、修習生、1897年に、学位をえた。1901年から、試補、1908年に、ベルリン・テンベルホーフ区裁判所の裁判官、1912年に、ベルリンⅡのラント裁判所の裁判官。1915年に、ラント上席裁判官。1923年に、宮廷裁判所の裁判官となった。1933年には、民事21部にいた。同年、強制休暇となったが、ヒンデンプルク (Paul Ludwig Hans Anton von Beneckendorff und von Hindenburg, 1847-1934) 条項による旧公務員 (Altbeamter) として職にとどまった。ヒンデンプルク条項は、帝政下の公務員と第一次世界大戦の従軍者は、ユダヤ系であっても排斥されないとする条項である。しかし、ジョエルも、1935年には、ライヒ市民法により職を禁じられ、1939年にベルリンで亡くなった。死亡時の詳細は不明である。妻は、1941年に、リトアニアの Kowno で強制収容所に収容され、以後の消息は不明となった⁴⁾。ワイマール共和国の時代に、長くライヒ司法省の次官をした Curt Joel (1865-

4) ジョエルについては、Bergemann, aa.O.(前注3) 参照), S.102. また、上述の Drenkmannについては、BMJ, Festakt 550 Jahre Kammergericht, 2018.6.9.

プロイセンの王権とビスマルクは、人種的には寛容であったことから、シムソンは、初代のライヒ大審院長となった(前注2)参照)。植民地主義に比較的積極的ではなかったことから、日本にも多少影響している。久米邦武編・特命全権大使米欧回覧実記(3巻、1979年、田中彰校注) 328頁。1873年3月15日のビスマルクの招宴の記述がある(岩倉使節団は、1871年11月12日に出発、1873年9月に帰国)。ビスマルク(1862年から首相)の言として、国際政治において、大国が、自分に利のあるときには万国公法により、不利なときには「兵威ヲ以テス」との部分が発名である。1882/83年に、伊藤博文が憲法調査をしたときにも、ビスマルクの懐刀のグナイストの意見を聴いている(ビスマルクは1890年に失脚)。ただし、制度的な差別がなくなったのは、ワイマール憲法下である。

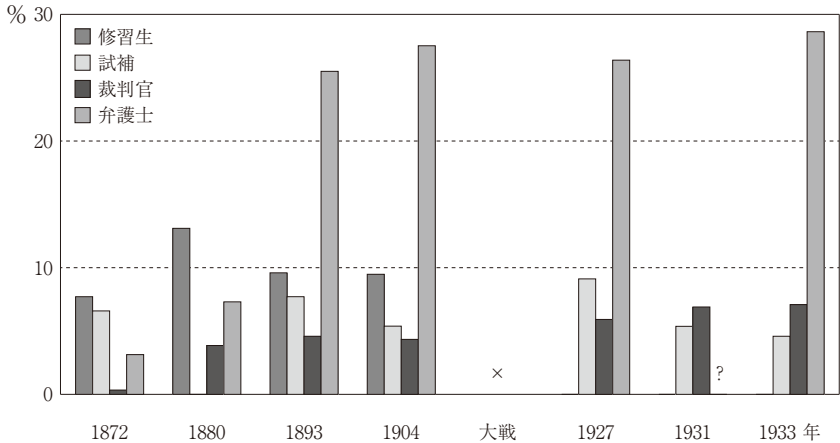
1945)の縁戚と思われる(【法実務家】383頁参照)。後述 II 2 (12) ライブホルツ (Leibholz) や (14) マンハイム (Mannheim) も、1920年代の末に、一時ここの裁判官をした。

(d) 帝政の末期からワイマール共和国の時代に、多数のユダヤ系裁判官が活動していたことから、ナチスの時代には、通常裁判所からユダヤ系裁判官を排斥する一方で、人民裁判所のような独自の裁判所も創設された。人民裁判所の裁判官の半数は、職業裁判官である必要がなく(各法廷の5人の構成員のうち、裁判長と他の1人のみが職業裁判官の資格を必要とする)、まったく政治的に任命することが可能だったからである。ライヒ司法相の提案にもとづき、ライヒ首相が任命するとするものである(1934年4月24日の刑法改正法)。こうしたナチスの人種差別政策は、裁判官職のような安定職への羨望にもとづくものであった。つまり差別や迫害は、被差別者の地位が向上した後のほうがより拡大する可能性があり、危険でもあることを示している。人民裁判所は、1934年に設置され1945年までに、もっぱら政治的な判断から、総計5200人に死刑判決を下した⁵⁾。

5) ナチスの人民裁判所 (Volksgericht) は、国会 (ライヒ議会議事堂) 放火事件 (事後立法により主犯とされた Lubbeは死刑となったが、共犯とされる3人は無罪となった) の後、1934年に設置され、大逆罪と国家反逆罪 (Hochverrat, Landesverrat) を審理した。ナチスに都合のよい裁判をするために、ライヒ大審院の機能を委譲させたのである。1941年には、6つの部を有し、職業裁判官は80名弱、検察官は70名余の大所帯であり、数人の例外のほか、ナチスの党員であった。審理は、職業裁判官と名誉裁判官の合議によった。当初は、ティーラックが長官となり、1942年に、彼が司法大臣となった後は、狂信的なナチス信奉者であるフライスラーが長官となった。オルトナー・ヒトラーの裁判官フライスラー (須藤正美訳、2017年、Helmut Ortner, *Der Hinrichter*, 1914) 110頁以下参照。フライスラーについては、ドイツ法アカデミーに関連して、ドイツの団体に関する別稿で扱う。

人民裁判所の職業裁判官と検察官の1945年前と後の役職については、前掲書フライスラー・33頁以下、40頁以下。150人以上いた名誉職の裁判官も、SSやSAの将官、警察や国防軍の将官、ナチスの地区指導者などからなっていた。同51頁。Klee, *Das Personenlexikon zum Dritten Reich, Wer war was vor und nach 1945*, 2.A., 2003は、ナチスの時代の各界の著名人の事典である。司法関係者も多数掲載されている。戦

プロイセンにおけるユダヤ系法曹の割合



後の経歴についても詳しい。

1985年1月25日に、ドイツ連邦議会は、人民裁判所がナチスの政治的な道具だったとして、その判決を無効とし、1998年には、ナチスの不法判決の破棄法 (Gesetz zur Aufhebung nationalsozialistischer Unrechtsurteile in der Strafrechtspflege) が制定された。後者は、東ドイツの不法行為に対する破棄法とあわせて制定された一連の救済法の1つである。小野・土地法の研究 (2003年) 101頁、131頁、157頁参照。

このように救済が遅れたことについては、疑問もある。戦後すぐの時期には、付和雷同者を含め、ナチスの経歴を有する司法官が多く、また冷戦の影響もあり、ナチスの不法を断罪することが遅れたのである。司法省内で歴史の検証作業が開始されたのは、2010年代からである。

BMJ, Eröffnung der Ausstellung Der Volksgerichtshof 1934-1945 - Terror durch „Recht“ (2018.12.10). 連邦司法大臣の Katarina Barleyは、人民裁判所が軽微な罪で、国家反逆罪を適用し、総計5200人を死刑にしたことと、裁判官や検察官がその積極的な補助者となったことを指摘し、また戦後でも、これらの者が責任を問われなかったことを不名誉な歴史としている。検証作業は、近時の法曹養成制度の改革の契機となった。

古い時代では、1857年の実数で、準修習生（Auskultator）が13人、修習生（Referendar）が、42人、試補が、13人であった（3段階法曹養成の時代）。また、1862年では、準修習生と修習生の合計で、17人で、試補が42人とされる。ドイツ統一時までは、制約は、かなり大きかったのである。統一後の修習生の増加が、とくにいちじるしい。弁護士は、急速に4分の1の割合に達したが、裁判官が5%を超えるのは、ワイマール共和国の時代からである。

(3) 1933年後の状況と亡命

ワイマール共和国末期の状況に対し、1933年のナチスの政権掌握は、新たな状況を生み出した。ナチスにより改正された公務員法は、アーリア系以外の公務員を制限し（1933年4月7日法）、弁護士法も、ユダヤ系や女性への差別を規定したからである。裁判官などの公務員のほか、試補や司法研修中の修習生でも、多数の解雇が行われた。差別（ユダヤ系の定義による）はしだいに強化され、ユダヤ系の者は、最終的には弁護士資格を剥脱され、法廷での代理権を失ったことから、弁護士として自由業で生きていくこともできなくなった⁶⁾。まったく別の職を探す場合も、弁護士事務所でも事務職に転じる場合もあった。

1933年からすぐに、大規模な亡命の流れが発生した。最終的には、総計53万人のドイツ・ユダヤ人のうち、ほぼ半分の、27万8500人が亡命した。そのうち、おおむね13万人はアメリカに、5万人はイギリスに、5万人はイスラエルに行ったのである。

6) Luig, Jüdische Juristen in Köln während der NS-Zeit, 2004, S.42ff. ナチスのユダヤ人の定義はきわめて広範で、曖昧であり、ユダヤ人と婚姻した者もユダヤ人とされたから、もし生存していれば、妻がユダヤ系のギールケ（Otto Friedrich von Gierke, 1841-1921）さえもその中に含まれることになる。息子のユリウスは、当然その中に含まれるとして、差別をうけた。後注153）のトーマス・マンは亡命した。

ナチスのユダヤ人攻撃は、商店のボイコット運動なども含み、多面的なものであった。Ib., S.27. キップ（二重効で著名なキップの息子）や相当数のボン大学の教授は、ボイコット運動に協力しなかったことから、学長や学部長などの職の辞任に追い込まれた。【法学上の発見】324頁。

当初、ナチス政権は、被害者の亡命を促進したが（ベルリン・オリンピックの1936年には減少）、第二次世界大戦の勃発のころからは、政策を変更した。1939年には、ユダヤ人（この定義はもともと曖昧であるが、ナチスのそれはしだいに強化され、最広義となった）のすべてが弁護士職につくことを否定されたが、同年からは、亡命も制限された。そして、1941年10月23日のライヒ保安局（Reichssicherheitshauptamt）の決定では、「戦争中」の亡命が禁じられた。第二次世界大戦は1939年9月1日にすでに勃発していたから、当然に禁止となったのである⁷⁾。

7) Luig, a.a.O. (前注6), S.83f.

こうした差別に対する司法の協力については、従来は、たんに法に従った従属的なものとされてきた（「悪法も法」、命令への従属）。しかし、近時の研究によれば、司法による積極的な協力や付度こそが差別的な解釈や法制度を一般化したのである。「司法による独自解釈」である。これに関する研究は、リューテルスの「無限定の解釈論」を嚆矢とする。これについては、独法104号58頁参照。

2018年に、連邦司法相の Katarina Barleyは、かつて多くの裁判官がナチスに協力したことから、歴史への再認識が必要であり、法律家が基本法の価値を生かし、人権、個人の尊厳、社会的多様性を守るべきことを説く。そして、法を学ぶ者が、この素材に興味をもつべきとし、具体的には、司法の不正との対決が、法曹養成の必須の素材たるべきことをドイツ裁判官法にも規定し、教育上も素材とするべきものとする。BMJ, Thema Veranstaltungen Aus der Geschichte lernen; In einer gemeinsamen Diskussionsveranstaltung des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz und des Fachbereichs Rechtswissenschaft der FU Berlin diskutierte Bundesministerin Katarina Barley am 17. Mai über die Ergebnisse des Rosenberg-Projekts und die daraus zu ziehenden Konsequenzen, insbesondere für das Recht der Juristenausbildung, 2018.05.17.

近時種々の分野で、コンプライアンスが提唱されるが、法曹養成のプロセスにも司法コンプライアンスの視点が必要である。また、その場合に、たんなる罰則の回避や免責のリスト作りに終始するのではたりない。制度の趣旨を理解し、かつ実際に有効性が確保されていることを検証し見直すように、基準をより実質化することが必要である。なお、Funke, Haltung zeigen oder Haltung einnehmen? - Justizunrecht des 20. Jahrhunderts in der Juristenausbildung, NJW 2018, 1930.

亡命の全体像は詳細には必ずしも明確ではないが（【法学上の発見】179頁参照）、ケルンの地域研究によれば、それ以前に、同地の27人の法律家がアメリカに行った。パレスチナには、28人が行き、イギリスにも、11人が亡命した。その中には、戦後イギリス地区の最高裁長官となった Ernst Wolffもいた。ほかに、亡命先は、ベルギー、オランダ、南アメリカ、南アフリカ、スイス、イタリア、オーストラリア、スウェーデン、キューバ、フランス、インドなど多様であった。亡命中に、新たな土地でその法学を学び、資格をえることは困難であった。法曹、弁護士として成功した者には、著名人もいるが、成功者の数は必ずしも多くはなかった⁸⁾。

さらに、1941年11月21日の法律で、全ユダヤ人は、ドイツの市民権を剥奪された（1941年6月に独ソ戦開始、日本の参戦は、1941年12月8日）。ナチスの Wannsee会議の「最終解決」（ホロコースト）の決定は、1942年1月20日であった。これにより、東部地域の収容所への移動が行われた（Deportation = 追放である）。

(4) 亡命しない場合の収監

亡命によって新たな土地で生活を始めることには、困難があった。国境のある学問たる法律学では、学問の体系も資格も、国によって異なるからである。しかし、国内に留まることも困難であった。理由のない収監や移動が行われた

8) Luig, aa.O. (前注6), S.84f. 法曹として成功していた場合には2種類があった。比較的年配者は、すでに世界的な大家であったから、亡命先でそのまま教授となることも可能であった。しかし、若年者は、新たに、イギリスやアメリカの法を学び、資格を取り直すことが必要となったのである。

1930年代の末には、国内に留まることも困難になった。また、1939年4月30日の、ユダヤ人との賃貸借関係に関する法律で、ユダヤ人は、賃貸借上の保護を失った。そこで、ケルンのユダヤ人は、ユダヤ人所有のユダヤ人の家 (jüdische Häuser) に集まる結果となった。こうした場所は、ケルンでは、7、8か所であった。Ib., S.82. ユダヤ人の排斥は、公法的なものに限られず、私法にも及び、生活のすべてに関係した。

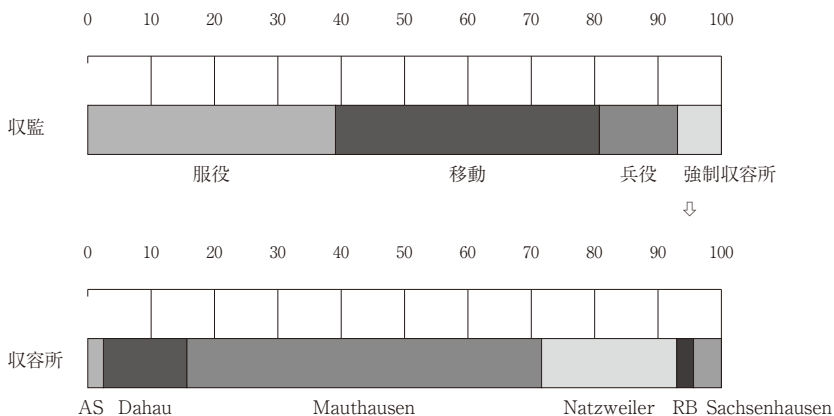
からである。ラインラント・ファルツ州の地域研究によると、秘密警察によって収監された者のうち、服役が35.4%、他への移動が37.4%、兵役に付せられた者が10.9%となった。そして、最悪の場合が、収容所であった(6.0%)⁹⁾。次頁のグラフは、ユダヤ系を含む Zweibrücken(ザール州との境で、ファルツ高裁の所在地)の刑法犯の引渡先である(1942年)。ユダヤ系の場合には、収監の危険性はより高く、その場合の結果もたんなる服役はあまりなく、移動か収容所であった。もっとも、亡命法学者の経歴をみると、プリングスハイムのように、いったん逮捕・収監されても(ザクセンハウゼン収容所)、釈放されることがあり、それが亡命の最後の機会となった。とくに著名人については、国際世論への影響が考慮された。また、移動という分類は漠然としており、実質的には収容所間の移動ではなかったかとも推測される。

そして、強制収容所に移動される場合の内訳は、アウシュビッツに2.7%、ダッハウに13.3%、マウトハウゼンに56.0%、ナッツヴァイラーに21.3%、ラーペンブリュックに2.7%、ザクセンハウゼンに4.0%であった¹⁰⁾。どのような基準で割り振ったのか、また、その後の運命の相違は、必ずしも明確ではない。

9) Ministerium der Justiz, Rheinland-Pflaz, Justiz im Dritten Reich, Justizverwaltung, Rechtsprechung und Strafvollzug auf dem Gebiet des heutigen Landes Rheinland-Pflaz, Teil 1, 1995, S.824f.

10) Ib. 絶滅を目的としたアウシュビッツがユダヤ人を対象としたものであったことから、それ以外の者の割合は少ない。したがって、本文のグラフ上の割合は、収監者のすべての運命を示すものではない。ユダヤ系の場合には、収監によらず、収容所に直送された場合もあったはずである。また、この数字は、現在のラインラント・ファルツ州の地域研究であり、全国的なものではない。もっと東地域の州では、別の収容所に送られる可能性もあったと思われる。収容所は、比較的東部地域に集中していたからである。

収監と強制収容所の内訳



Ministerium der Justiz, Rheinland-Pflaz, Justiz im Dritten Reich, Justizverwaltung, Rechtsprechung und Strafvollzug auf dem Gebiet des heutigen Landes Rheinland-Pflaz, Teil 1, 1995, S.824f.

(5) 生存者と帰国

(a) 第二次世界大戦末に、ドイツで生存していたユダヤ人は、ほぼ1万4000人のみである。地域研究によると、ケルンでは、50人であり、彼らは、おもに地下で匿われたのである。法曹では2人だけである (Elisabeth von Ameln, Max Rhée)。Feodor Cahn も他の地域の地下で生き延び、Alfred Meierは、戦後に収容所から救出された¹¹⁾。

(b) 1945年に、ドイツにいた1万4000人のほか、戦後、ポーランドから1万5000人が流入した。帰国者と移住者の流入は、1950年には、2万人となった。地域研究によれば、1952年に、ケルンでは、帰国者は、210人であった。今日では、ドイツに約10万人のユダヤ系市民がいる。そのうちケルンには2000人である。もっとも、その多くは、戦後の東ヨーロッパからの移住者である。戦前からのケルン在住者やその子孫はまれである。戦前と戦中に、西側に亡命し

11) Luig, a.a.O.(前注6)), S.88.

た者の多くは、帰国しなかったからである¹²⁾。

1952年に、ドイツには、300人のユダヤ系弁護士がおり、140人の公務員がいた。1963年から1967年には、150人が新たに弁護士となったが、その多くは、戦後の回復措置(Wiedergutmachung)によるものであった¹³⁾。

宮廷裁判所の裁判官のうち、生存したユダヤ系の者は、1945年から復職した。たとえば、Alexander Cohn, Gerhard Eger, Ernst Pakuscher (1946年に死亡), Ernst Rothe, Felix Tuch, Kurt Waschowなどである。Felix Lesser, Walther Hoenigerなども、ラント裁判所などで指導的な地位についた。戦後は、ナチス犯罪に加担していない者が多数法曹として必要とされたからである。

このように、大量の亡命者と少数の帰国者がいるが、法律家や法学者も例外ではない。本稿は、とくにこれらの法律家と法学者について、亡命と帰国の状況、および亡命後の状況を検討しようとするものである。亡命者の数が多かったことから、必然的にユダヤ系の者が中心となるが、ユダヤ系としてでなくて、政治的理由から亡命を余儀なくされた者がいることから、これらをも対象とする。なお、本稿では立ち入らないが、法学者のラートブルフのように、国内にいても、外部から隔離され、国内亡命の状態におかれた者も多い¹⁴⁾。

2 亡命法学者の状況

(1) 以下の II で検討する24人の亡命法学者でも、帰国した者は、5人にすぎない。5人は、1945年までに亡命先で亡くなっている。年長の者も亡命した

12) Ib.

13) Luig, aa.O.(前注6), S.88. 1951年に、裁判官の Siegfried Ikenberg がアメリカから帰国し、1947年に、Ernst Wolff がイギリスから帰国し、イギリス地区の最高裁長官となった。ボンでは、1945年に、Feodor Cahn がラント地裁の判事に、Karl Emil Meyer が連邦裁判官に任命された。さらに、弁護士として、Hans Cahn, Alfred Meier III が、復帰した。ただし、帰国した者は、そう多くはなかった。

宮廷裁判所の元裁判官については、Bergemann, aa.O.(前注3) 参照), S.70f.

14) 国内亡命ともいわれる。ラートブルフについては、【法学上の発見】158頁、474頁参照。

からである。

24人の亡命者のうち、政治的理由で亡命した者は、2人にすぎず、あとはユダヤ系という人種を理由とする¹⁵⁾。2人の政治亡命者の1人(3) Baumgartenは、戦争中スイスに亡命し、バーゼル大学正教授となった。1948年に、ベルリン大学教授となった。亡命といっても、バーゼル大学は、国境の町にあり、ドイツの法学者の通常のプロモーションのルートの一つでもある。亡命も帰国も容易であったと思われる。

古くは、イェーリングが1845年に(1846年にロシエトック)、ヴィントシャイトも1847年に(1852年にグライフスヴァルト)、バーゼル大学で正教授となっている。v.トゥールは、1891年バーゼル大学で員外教授となり、1893年に教授(1898~1918年に、シュトラスブルク大学教授)。また、1919年からチューリヒ大学教授である。デルンブルクも、T・モムゼンの後任として、チューリヒ大学に赴任している(1854年から62年)¹⁶⁾。

15) 亡命者には、ユダヤ系の者が多数を占めるが、それ以外の政治的理由による者も、Fritz Kesslerのように、妻や近親者がユダヤ系の場合もある。Vgl. Stiefel, Die deutsche juristische Emigration in den U.S.A., JZ 1988, 421. たとえば, Georg Petschek, Hans Zeisel, Robert Neunerである。

16) これについては、スイス法に関する別稿参照。独法102号33頁、85頁参照。たとえば、バーゼル大学に限ってみても、刑法学者の Binding (1841-1920, 1867-1870)、法史学者の Stinzing (1825-1883, 1854-1857)、教会法学者の Stutz (1868-1938, 1894-1895)、民法学者の Rabel (1874-1955, 1906-1910)、民訴法学者の Wilhelm Planck (1817-1900, 1842-1845) など多数の者がいる。Professoren der Universität Basel aus fünf Jahrhunderten, 1960, S.206f., S.158f., S.318f., S.342f., S.148.

スイスは近隣で、法体系も似ていることから、法曹として亡命するには有利である。弁護士となるのも容易であった。たとえば、フレヒトハイム (Julius Flechtheim, 1876.5.18-1940.11.30) は、1876年に、ミュンスターでユダヤ系の家系に生まれた。法律学を学び、1897年に、エルランゲン大学で学位をえた。1901年に、ケルン高裁区で弁護士となった。商科大学で私講師となり、1915年に、Köln-Rottweiler 火薬工場の取締役会のメンバー、I. G. Farbenの法律顧問となった。ベルリン大学の名誉博士号をえた。1933年に、亡命し、チューリヒで弁護士となった。1940年に、チューリヒで亡くなった。専門は、商法、カルテル法である。著書に、Deutsches

もう1人の(13) Lewaldも、戦争中スイスに亡命し、バーゼル大学正教授であった。しかし、彼は帰国しないまま、スイスで1963年に亡くなった。亡命時の年齢は、52歳であったから、Baumgartenの49歳とさほど異ならない。両者に帰国の相違はみられるが、亡命先がスイスであったことから、帰国の有無は、通常の移動の範囲内ともいえる。

同じくスイスに亡命した者として、ユダヤ系の(17) Nawiaskyは、St.Gallen大学で員外教授から正教授となり、やはり帰国しなかった。1933年に53歳であった。彼が帰国しなかったのは、ユダヤ系として亡命したことによることが大きいであろう。このように、スイスは移住先としては便利であるが、小国であり、就職先も限られたから、亡命先となる数は多くはない。

(2) 圧倒的に多数の者は、イギリスに亡命している。戦後に、イギリスから帰国したのは、(19) Pringsheim と(12) Leibholzほかの若干名である。亡命時の年齢はかなり異なり、前者は、1935年に53歳で、後者は1935年に、まだ34歳であった。イギリスでは、いずれもオックスフォード大学で、LecturerとFellowであった。若年者には帰国しない例が多いので、Leibholzは、むしろ例外である。(5) Darmstaedterは、1933年に50歳、イギリスに亡命したが、1951年に帰国し、ハイデルベルク大学教授となった。

アメリカに亡命した者も多いが、著名な者のうち帰国したのは、Rabel とKronsteinのみである。帰国には、年齢も関係しており、Rabel や Pringsheimのような年長者に多くみられるが、年少の者、Rheinsteinより年少の者は、ほとんど帰国しなかった。年長者でも、(24) M.Wolffは、1935年に63歳で、イギリスに亡命し、帰国しなかった。(20) Schulzも、1935年に56歳で年長組に属するが、イギリスに亡命したまま、帰国しなかった。著名な民法学者では、Rabel と Pringsheim が帰国し、Schulzと M.Wolffが帰国せずに、二分される¹⁷⁾。

Kartellrecht, 1912がある。Vgl. Göppinger, Juristen jüdischer Abstammung, 2.A., 1990, S.279.

17) 亡命法律家は多彩で、法学者(たとえば、ケルゼン)のほか、ベルリンの裁判官 Kerr、フランクフルト(オーダー)の裁判官 Harold A. Greenなどがある。政治家の

帰国しない者が、圧倒的に多数である。(2) Baloghは、1933年に52歳で、南アフリカに亡命し、帰国しなかった。(14) Mannheim も、1935年に52歳で、

Hans Staudinger、官吏の Otto Braun, Max Brauer、ハンブルク市長の Herbert Weichmannなどもいる。彼らは、亡命先では法律家としての職に携わらなかった。著名なのは Kissingerであり、亡命時に、彼はまだ10代であった。Henry Alfred Kissinger (1923.5.27、当初の名は Heinz Alfred Kissinger) は、1923年に、フランケンの Fürth で生まれた。父は、教師、母は、裕福なユダヤ系の商人の娘であった。1938年に、アメリカに亡命した。1943年に、アメリカの市民権を獲得し、1943年に従軍、1946年に復員して、ハーバード大学に入学。大学院をへて、国際政治学の教授。ニクソン政権とフォード政権で、大統領補佐官や国務長官を歴任した。中国との国交回復やベトナム和平など、冷戦後のデタント交渉にあたった。

ウィーンでは、Arthur Lenhoff, Max Reinhard や Ehrenzweig の家族などがある。Stiefel, ib.:(前注15)。

有力な政治家のファルク (Bernhard Falk, 1867.3.26-1944.12.23) も亡命した。彼は、1867年に、Bergheim (Erfurt) で、ユダヤ系の家系に生まれた。1888年から、ボン、ミュンヘンの各大学で、法律学を学び、1893年に、第二次国家試験に合格、Elberfeld で弁護士となった。1898年に、ケルンで、司法顧問官。青年自由国民協会 (Verein nationalliberale Jugend) の創始者の1人となった。自由国民党の幹部、1908年から、市会議員 (1930年まで)。1915年に、会派長。1919年に、ドイツ民主党の幹部となった (DDP)。1921年から24年に、プロイセンの国務院の代表、下院の議員となった。1924年から32年に、プロイセンのラント議会議員、1938年に、職を奪われ、息子も、弁護士資格を失ったことから、1939年にブリュッセルに亡命した。1944年に、ブリュッセルで亡くなった。著作に、Erinnerungen eines liberalen Politikers (hrsg. Stalman), 2012がある。Vgl. Göppinger, a.a.O. (前注16), S.278。

ビスマルクの下で文化闘争を遂行したファルクとの関係はない。このファルク ((Paul Ludwig) Adalbert von Falk, 1827.8.10-1900.7.7) は、シレジアの Metschkau/Striegau で生まれた。1844年から、ブレスラウ大学で法律学を学び、1847年から官吏となり、1861年に、ベルリンの宮廷裁判所で検察官となった。1862年に、Glogau の控訴裁判所判事、1868年に、枢密司法顧問官、司法省の上申官となった。1871年に、連邦参議院に出席する代表となった。1872年に、プロイセンの文化大臣となり、文化闘争を指導した。1873年に、ライヒ議会への代表。1879年に引退し、プロイセンの下院議員となった。1882年に、ハムの高裁長官となった。1900年に、ハムで亡くなった。著作に、Reden aus den Jahren 1872-1879, 1880がある。

イギリスに亡命し、帰国しなかった。(1) Ballは、1933年に42歳で、パレスチナに行ったまま帰国せず、(9) Grünhut も、1933年に40歳で、イギリスに亡命し帰国しなかった。(6) David は、1933年に35歳で、オランダに亡命し帰国しなかった。(4) Cohnは、1933年に29歳で、(18) Prausnitzも、1933年に29歳で、いずれもイギリスに亡命し帰国しなかった。

(3) 年長者では、亡命先で死亡する例も多かった。(11) Kantorowiczは、1933年に 56 歳で、キール大学教授であった。イギリスに亡命し、戦争中に亡くなった。(7) J.Goldschmidt は、1935年に 61 歳であった。ウルグアイに亡命し、そこで亡くなった。その息子の (8) W.Goldschmidtは、1933年に23歳であった。アルゼンチンに亡命し、やはり帰国しなかった。(15) B.Mendelssohn Bartholdyも、1933年に59歳であり、イギリスで亡くなった。(22) Sinzheimerも、1933年に58歳であり、オランダに亡命し、戦争中に亡くなった。(23) Strupp も、1933年に47歳であり、トルコに亡命し、そこで亡くなった。(21) Schwarzは、1933年に47歳で、トルコに亡命したが、永続的な帰国はしなかった。(10) Hirschは、1933年に31歳で比較的若年で、トルコに亡命したが、帰国し、戦後ベルリン自由大学教授となった。帰国者の大半は、西側に帰国するが、上記の (3) Baumgarten と (16) Nathan は東ドイツに帰還した¹⁸⁾。

II 亡命法学者とイギリス、その他の国

1 おもな亡命先

亡命先では、当初は圧倒的にイギリスが多い。妻がイギリス国籍をもっていた M.Wolffは当然として、その他の著名学者がイギリスに亡命している。Schlesinger のように、みずからアメリカの市民権を有していた場合もあるが

18) 以下の亡命法学者の詳細については、Vgl. Walther Breunung, Die Emigration deutschsprachiger Rechtswissenschaftler ab 1933, Ein bio-bibliographisches Handbuch, Bd.1, 2012 (以下、Breunungと頁数で引用)。

(Ⅲ 2 (4) 参照)、これは例外である。アメリカに亡命したラーベルの例もあり、英米が亡命先として有力であったことが顕著である。意外に多いのがトルコである。法学の分野の特徴であり、ドイツ法の影響が大きかったことによるものであろう¹⁹⁾。

ヨーロッパ諸国はあまり亡命を受け入れず、全体的には、南北アメリカとパレスチナが多かった。著名人でも、J.Goldschmidt は、イギリスからウルグアイに亡命した。オランダは、1940年に占領地となったので、亡命先としては十分ではなかった。アムステルダムで職をえていたジンツハイマーは、1945年に亡くなっている。スイスは、ドイツ語が使用でき、大学の入学資格もほぼ共通していたから、もっとも望ましい亡命先であるが、受け入れ数は限定的であった²⁰⁾。

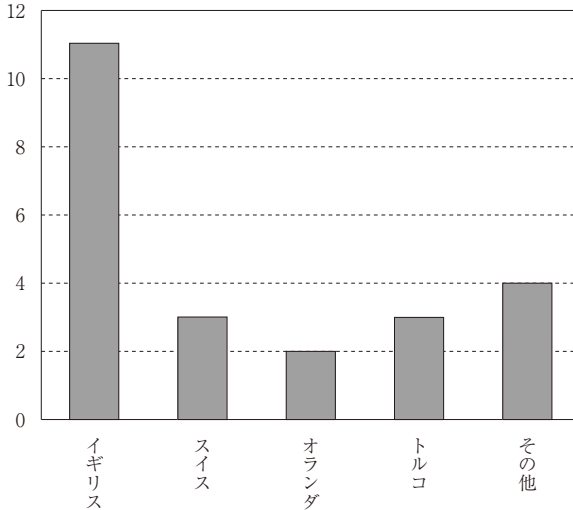
亡命法学者が相当の大家の場合には、亡命先でしかるべきポストについて、後身の指導にあたったことから、新たな法の交流が行われた。そこで育てられた弟子と、ドイツの弟子との間で、戦後に交流が行われることもあった。亡命先の法に影響を与えたり、法の比較が行われたりすることもあった。戦後、ドイツの法学者がアメリカに留学する例は、この時期から生じたものである。それ以前は、一方的に、アメリカからヨーロッパに留学していたのである。そこで、以下では、亡命法学者の経歴だけではなく、こうした新たな人事の交流についても検討しよう。

19) Breunung, S.29f. トルコでは、スイス民法典が継受されているが(これにつき、独法102号33頁以下、48頁参照)、ドイツ法学の影響も大きかったからである。

20) Ib. 簡単な一覧表は、S.20-21.

なお、本文の M. ヴォルフは、ユダヤ系ドイツ人であるが、亡命後は、ドイツ系ユダヤ人、あるいはドイツ・ユダヤ系イギリス人となる。一見すると不統一であるが、亡命を契機とする変動を反映するものである。他の者についても、同様である。

法学者の亡命先



*その他の内訳、南アフリカ1、ウルグアイ1、スペイン1、イスラエル1

2 各 論

(1) バール (Kurt Ball, 1891.1.20-1976.5.29)

(a) バールは、1891年にベルリンで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、弁護士で法律顧問官であった。1909年にアビトゥーアを取得し、フライブルク（ブライスガウ）、ジュネーブ、ミュンヘン、ハイデルベルク、ベルリンの各大学で法律学を学び、1913年に、第一次国家試験に合格、1914年に、学位をえた (Karl August Heinsheimer)。第一次世界大戦で義勇兵に志願し、病気で退役した。1919年に、第二次国家試験に合格、1920年に、オラニエ (Oranien) の財務局に勤めた。1922年に、政府顧問官、1924年に Berlin-Luisenstadt の財務局に勤務、1926年に、ベルリン商科大学でハビリタチオンをえて、私講師となった。1932年まで、同商科大学で非常勤をした。1933年以降は、職を失い、弁護士代理も禁じられた。1933年末には、講義も禁じられた。1938年の12月に、

パレスチナに亡命した。1944年に、テルアビブで、ナチスの時代のユダヤ人の歴史のための証言の収集委員会の部会長となった。1956年から60年には、Yad Washemで、学術研究員となった。1976年に、テルアビブで亡くなった。専門は、行政法であった。Kurt Jacob Ball-Kaduriに改名した²¹⁾。

Die Unpfändbarkeit nach §§ 861 862 ZPO bei Zusammentreffen von Nießbrauch und Nutznießung, 1914.

Koppe/Ball, Das Umsatzsteuergesetz, 1926.

Einführung in das Steuerrecht, 1927, 4. A. 1927.

Das Leben der Juden in Deutschland im Jahre 1933, 1963.

(b) 大学勤務の少ないバールには、その下で助手や博士、ハビリタチオンを取得した者はいない。親しい同僚としては、Enno Becker (1869-1940), Herbert Adolf Dorn (1887-1957) がいた。知人の Georg Herlitz, Siegebert Jizchak Neufeld, Alfred Wienerなどは、法律家ではなく、ユダヤ関係の文書官である (Archivar)。彼らは、パレスチナに亡命後の人脈である²²⁾。

(2) バロー (Elemér Balogh, 1882.7.24-1955.9.2, 生年は 1881 年の可能性もある)

(a) バローは、1882年に、Bajmokで、ユダヤ系の家系に生まれた。オーストリア・ハンガリー帝国の Szabadka のギムナジウムに通い、ブダペスト大学で法律学を学んだ。1903年に、学位をえて、奨学金もえた。1906年に、弁護士試験に合格し、司法省に勤務した。ハンガリーの国際私法の草案作成の作業に携わった。1919年に、ウィーンに引っ越し、1922年に、リトアニア Kaunas 大学の正教授、1928年に、性的な行為に対する女子学生の保護を理由として正教授を退職した。詳細は不明である。ベルリン大学で非常勤の講義をしたが、

21) Breunung (前注18)), S.29; Göppiger, Juristen jüdischer Abstammung, 2. A. 1990 S.267; Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 223f. 顕彰記事がある。Würdigung, Steuer und Studium 1990, 283 (Pausch).

22) Breunung (前注18)), S.31ff.

1933年に、解雇され、パリ大学、南アフリカのヨハネスブルク大学で教授となった。1947年に、定年となった。その後、イギリスに、ついでパリに越した。1955年に、パリで亡くなった。専門は、ローマ法、ローマ法史、オーストリア法である²³⁾。

(b) バローの下で、助手や学位、ハビリタチオンを取得した者はいない。

親しい同僚としては、Josef Partsch (1882-1925) がいる。1921年から、ベルリン大学教授であり、また、Ernst Rabel (1874-1955) も、1926年から、ベルリン大学教授であった。彼らは、ベルリン大学の人脈といえる²⁴⁾。

Walther Schücking は、1903年からマールブルク大学教授、1926年に、キール大学教授、1931年から、ハーグの国際司法裁判所の判事。バローがドイツの大学に転じることに功があったが、そのおりの詳細は不明である²⁵⁾。

(3) バウ ム ガ ル テ ン (Arthur Edwin Paul Baumgarten, 1884.3.31-1966.11.27)

(a) バウムガルテンは、1884年に、東プロイセンのケーニヒスベルクで生まれた。父は、細菌学の教授であった(1889/1890 Tübingen)。母は、スコットランド系であった。チュービンゲンで育ち、ジュネーブ、チュービンゲン、ライプツヒ、ベルリンの各大学で、法律学と哲学を学んだ。1907年に、第一次国家試験に合格し、1909年に、ベルリン大学の Franz von Liszt の下で学位をえた(Die Lehre von der Idealkonkurrenz und der Gesetzeskonkurrenz, 1909)。1909年に、ジュネーブ大学で、25歳で員外教授となり、1920年に、ケルン大学の正教授となった。1923年に、バーゼル大学教授、刑事裁判所の裁判官となった。1929年に、控訴裁判所の裁判官、1930年に、フランクフルト(マイン)大学教授。1933年に、ナチスに反対し、教授職を失った。

政治的理由から、1933年に、スイスに亡命した。Lewaldとともに、政治的

23) Breunung, S.48; Göppinger, a.a.O. (前注16)), S.267.

24) Breunung (前注18)), S.51.

25) Ib., S.52.

理由による亡命である。バーゼル大学の名誉教授。1935年に、ソ連に研究旅行にいった。1946年に、フランス占領地域に講演旅行にいった 1946/1947年に、ベルリンとライプツヒヒで、客員として講義をした。1948年に、スイスの国籍をもったまま、ベルリン大学教授、1949年に、東ドイツに引っ越した。ポツダムのラント教育大学の学長、ライプツヒヒ大学教授、ベルリンのフンボルト大学の教授をした。東ドイツの支配政党である社会主義統一党に入党、1952-1960年に、Forst Zinnaの、国家および法学アカデミーの会長となった。1953年に、引退した。1966年に、ベルリンで亡くなった。プロテスタントであった。専門は、法哲学、刑法、刑訴法、国際法などである²⁶⁾。

Aufbau der Verbrechenslehre, 1913.

Moral Recht und Gerechtigkeit, 1917.

Die Wissenschaft vom Recht und ihre Methode, 1920ff. (Neud. 1978).

Erkenntnis Wissenschaft Philosophie, 1927.

Rechtsphilosophie, 1929, 2. A. 1947.

Der Weg des Menschen, 1933.

Logik als Erfahrungswissenschaft, 1939.

Grundzüge der juristischen Methodenlehre, 1939.

Grundzüge der abendländischen Philosophie, 1945 (Geschichte der abendländischen Philosophie). 1948年の2版は検閲により出版されなかった。

26) Breunung (前注18)), S.65; Juristen an der Univ. Frankfurt am Main, 1989, 136 (Naucke); Kleibert, Die juristische Fakultät der Humboldt-Universität zu Berlin 2010, 112. 自叙伝 Vom Liberalismus zum Sozialismus, 1967もある。祝賀論文集がある。Festschrift Arthur Baumgarten 1960; Festschrift Arthur Baumgarten, 1964. 生誕100年の記念論文集もある。Arthur Baumgarten (Festschrift), Vom Liberalismus zum Sozialismus, 1984. 追悼文として、Nachruf, Neue Justiz 1967 H.2, 37 (Klenner). 当時、東ドイツではもっとも著名な法学者であった。

東ドイツや東ヨーロッパから1945年以降に追放された法学者については、Parak/Schreiber, Flüchtlingsprofessoren, Karrieren geflohener und vertriebener Hochschullehrer in der SBZ/DDR, 2008.

Bemerkungen zur Erkenntnistheorie des dialektischen und historischen Materialismus, 1957.

(b) ライヒ大審院判事の Alexander Baumgarten は、1933年に、亡くなった。A.E.P.バウムガルテンとの関係は不明である。

A.E.P.バウムガルテンの下で博士を取得した者として、Hans-Jürge Bruns (1908-1994) がいる (1931年・フランクフルト)。彼は、のち1938年に、グライフスヴァルト大学でハビリタチオンを取得し、1939年に、員外教授、1941年に、ポーゼン大学で教授、1952年に、エルランゲン大学教授²⁷⁾。また、Peter Ferdinand Drucker (1909-2005) は、1931年に博士となった。1933年に、イギリス、1937年に、アメリカに亡命。1944年から、ニューヨーク大学教授、1971年に、カリフォルニアの Claremont Graduate Schoolの教授となった。Herbert Wagner (1920-) は、1960年に、フンボルト大学で学位をえた。同年、西ドイツに移住し、1970年に、ハビリタチオンを取得して、1980年に、ダルムシュタットのプロテスタント専門大学の教授となった。戦後の人脈である²⁸⁾。

ハビリタチオンの取得者としては、Heinrich Henkel (1903-1981) がいる。1930年に、フランクフルトで取得した。1933年に、バウムガルテンの後継となり、フランクフルトの正教授となった。1935年に、マールブルク大学、ブレスラウ大学、1969年に、ハンブルク大学教授となった。

関係する学生としては、Herbert Meißner (1927-) がいる。1950年代に、東ベルリンの経済専門大学の教師をしており、バウムガルテンの教え子と称している。1981年に、東ドイツの学術アカデミーの会員となり、その会長がバウムガルテンであった。彼も、戦後の人脈である。

戦前に交際のあった同僚としては、Ernst Bloch (1885-1977), Otto de Boor (1886-1956), Karl Polak (1905-1963) がいる²⁹⁾。

27) Breunung (前注18), S.70.

28) Ib., S.71.

29) Ib., S.71f.

(4) コーン (Ernst Joseph Cohn, 1904.8.7-1976.1.1)

(a) コーンは、1904年に、ブレスラウでユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。ライプツヒ、ブレスラウの各大学で法律学を学び、1925年に、第一次国家試験に合格、同年、ブレスラウ大学の Eberhard Bruck の下で学位をえた (Der Empfangsbote, 1927)。同人とともに、フランクフルト (マイン) 大学に移り、その下で、ハビリタチオンを取得した (Das rechtsgeschäftliche Handeln für denjenigen den es angeht, 1931)。私講師となり、キール大学で教え、1932年に、ブレスラウ大学の教授となった。Rosenstockの後継であった。ナチスの学生による講義の妨害にあい、1933年に解雇された。スイス、ついでイギリスに亡命した。1937年に、ロンドンの King's College の教授。バリスターにもなった。ケルン大学の名誉博士号をうけ、フランクフルト (マイン) 大学の名誉教授号もうけた。1976年に、ロンドンで亡くなった。専門は、民法、商法、民訴法、比較法である³⁰⁾。

A Manual of German Law, (Cohn and W.Zdzieblo), 2nd.ed., 1968 (General introduction, civil law, Cohn, Giles, Bohndorf and J.Tomass). 簡単なドイツ法の入門書である。

(b) コーンの教え子に、Helmut Coing (1912-2000) がいる。1930年代にキール大学で講義をしたときの関係である³¹⁾。戦後に、著名な法史学者となった。

親しい同僚として、Otto Karl Felix Wilhelm Prausnitz, (1939年以降は、Otto Gilles, 1904-1980) は、1929年に、ブレスラウ大学の私講師となり、年少時からの友人であった (後述 (18))。また、Eugen Rosenstock-Huessy (1888-1973) は、1923年から1933年まで、ブレスラウ大学教授で、1935年からは、アメリカの Dartmouth College Hanover の教授であった。

30) Breunung (前注18)), S.81; Göppinger, a.a.O. (前注16)), S.273; Beatson and Zimmermann, Jurists Uprooted, German-speaking Emigre Lawyers in Twentieth-century Britain, 2004 (以下、Beatson and Zimmermannで引用する), S.325ff.(Lorenz). 祝賀論文集として、Liber Amicorum (hrsg. Chloeos/Neumayer), Festschrift, 1975. 追悼記事がある。Nachruf, NJW 1976, 611 (Neumayer).

31) Breunung (前注18)), S.86.

また、Theodor Süß (1892-1961) は、1929年から、ブレスラウ大学教授。1935年から、ベルリンの経済専門大学の教授、1943年に、エルランゲン大学。戦後の1949年から、ケルン大学教授となった³²⁾。

(c) ライヒ大審院判事の Daniel Cohnとの関係は明確ではない。

(5) ダルムステッター (Friedrich (Ludwig Wilhelm), Darmstaedter, 1883.7.4-1957.1.23)

(a) ダルムステッターは、1883年に、マンハイムでユダヤ系の家系に生まれた。父は、弁護士であった。シュトラスブルク、ミュンヘン、フライブルク(ブライスガウ)、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。1906年に、第一次国家試験に合格し、1910年に、第二次国家試験に合格。試補となり、1914年に、刑法学者の Karl von Lilienthalの下で学位をえた(Nach welchen prozessrechtlichen Vorschriften hat der im militärischen Verfahren tätige bürgerliche Richter zu verfahren? 1914)。1918年に、検察官となり、1919年に、区裁判官、ラント裁判官、1930年に、ハビリタチオンを取得(Die Grenzen der Wirksamkeit des Rechtsstaats, 1930)。ハイデルベルク大学で私講師となったが、1933年に、講義資格を剥奪され、1935年に、官職を剥奪された。1936年に、イタリアに亡命し、ローマ大学で学位をえた(法哲学)。1936年に、ケンブリッジ大学、1942年から、ロンドンの経済・政治学大学で講師となった(1953年まで)。1948年に、ハイデルベルク大学でも講師をした。1957年に、ハイデルベルクで亡くなった。専門は、法哲学であった³³⁾。

(b) ダルムステッターの同僚として、Giogio Vecchio (1878-1970) がいる。1903年から、Ferrara 大学の教授、1920年から、ローマ大学教授。ダルムステッターとは、1933年に最初のローマ滞在のおりに知り合い、1937年ごろ親しくなった³⁴⁾。

32) Ib., S.86.

33) Ib., S.103.

34) Ib., S.106.

Wilhelm Groh (1890-1964) は、1928年からハイデルベルク大学教授。ダルムステッターとは、ハイデルベルク大学で知り合った。彼は、1933年に、学部長として、ダルムステッターが第一次世界大戦終結前からの公務員であることを理由として、その休職を避けようとした。1939年に、ベルリン大学教授、1944年に定年となった³⁵⁾。

Walter Jellinek (1885-1955) は、1919年から、キール大学教授、1929年からハイデルベルク大学教授。著名な国法学者 Georg Jellinek の息子である。1929年に、ハイデルベルク大学で知り合った。1935年に休職となったが、戦後の1945年に大学に復帰した³⁶⁾。

Gustav Radbruch (1878-1949) は、著名な刑法学者である。1919年に、キール大学教授、1926年、ハイデルベルク大学教授となり、その間、ライヒ司法大臣などを歴任した。ダルムステッターとは、ハイデルベルク時代に知り合った³⁷⁾。

Eberhard Schmidt (1891-1977) は、1921年から、ブレスラウ、キール、ハンブルク、ライプツヒヒ、ゲッチンゲンの各大学、1948年から、ハイデルベルク大学教授である。戦後に、ダルムステッターの、ハイデルベルク大学での名誉教授号の付与にさいして関与した。

(6) **ダヴィット (Martin David, 1898.7.3-1986.4.9)**

(a) ダヴィットは、1898年に、ポーゼンで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。第一次世界大戦の時に、ベルリンに移り、ベルリン大学で、法律学と古典語、セム語を学んだ。1919年に、第一次国家試験に合格、1924年に、第二次国家試験に合格した。ベルリンで試補となり、1925年に、ライプツヒヒ大学の Paul Koschaker の下で学位をえた (Die Adoption im altbabylonischen-assyrischen Recht, 1925. 論文は、Die Adoption im altbabylonischen Recht,

35) Ib., S.107.

36) Ib., S.107.

37) Ib., S.108.

1927で発刊された)。成績は最上位の *summa cum laude* (成績の区分について、【法学上の発見】282頁参照。その次が *magna cum laude* である)。1927年に、ライプツヒ大学でハビリタチオンを取得する許可をえられないことから、司法職を辞し、ライプツヒ大学に入学した。1930年に、同じく Koschaker の下で、ハビリタチオンを取得した (*Studien zur heredis institutio ex re certa im klassischen römischen und justinianischen Recht*, 1930)。私講師となったが、1933年に、講義資格を失った。

同年、ライデン大学で私講師。1935年から40年まで、アムステルダム大学の員外助手となった。1937年に、ライデン大学の助手、1939年に、オランダの国籍をえた。1940年に、休暇をえたが、大学は閉鎖となり、翌年、ライデン大学の職を失った。1943年に、拘禁され、Theresienstadtの収容所に送られた。1945年に、解放され、ライデンに戻った。同年に、ライデンの *Hoogleraar* 大学で員外教授、1953年に、同大学の正教授となった。1968年に定年となった。1972年に、卒中の発作をおこし、1986年に、ロッテルダムで亡くなった。専門は、ローマ法、パピルス学、古オリエント法史であった³⁸⁾。

(b) ライヒ大審院判事のダヴィットは、Alfons David, 1866.6.13-1954.6.11 【法学上の発見】171頁。1933年にアメリカに亡命し、1954年に、カリフォルニアで亡くなった。年齢差が1世代分あるが、M.ダヴィットとの関係は不明である。なお、ナチスの政権獲得前に、ライヒ大審院には、部長判事の A.David のほか、6人のユダヤ系判事がいた (Citron, Koehne, Hoeniger, Königsberger, Metz, Cohn)。Cohnは、アメリカに亡命、Hoenigerは隠棲した。【法学上の発見】172頁。

ライプツヒ大学のエングレンダー (Konrad Engländer, 1880-1933) の父 (Bernhard Engländer, 1832.10.25-1905.11.27) は、帝政時代には稀なユダヤ系の大審院判事である。彼は、1832年に、Oppelnで生まれ、1854年に任官し、1866年に、都市裁判官、1871年に部長、1878年に控訴裁判官、1879年に、高裁 (OLG)

38) Breunung (前注18)), Breunung, S.122. 弟子に、Herbert Paul Hermann Petschow (1909-1991) がいる。

裁判官となった(裁判所構成法施行による組織変更)。1885年に、ライヒ大審院の裁判官(1895年まで)となった。子はナチスの政権獲得の直前に亡くなった。(Lobe, Fünzig Jahre Reichsgericht, 1929, S.357)。【法学上の発見】350頁参照。

(c) ダヴィットの弟子に、Herbert Paul Hermann Petschow (1909-1991) がいる。1930年に、ライプツヒ大学で、ダヴィットの講義を聴講した。1959年に、ミュンヘン大学で、オリエント学の員外教授、1965年に、正教授となった³⁹⁾。

同僚としては、Bernhard Abraham van Groningen (1894-1987) がおり、彼は、1925年から Groningen大学の私講師、1928年から1964年、ライデン大学教授、1949年には、学長。ライデン時代の知り合いである⁴⁰⁾。

Julius Christian van Oven (1881-1963) は、1917年から、Groningen 大学の教授、1925年から1956年に、ライデン大学教授。亡命したライデン大学時代に親しくなった関係である⁴¹⁾。

(7) J.ゴールトシュミット (James Paul Goldschmidt)

(a) J.ゴールトシュミットについては、【法学上の発見】125 頁参照⁴²⁾。

(b) 彼の下で助手をした者として、Adolf Arndt (1904-1974) がいる。1931年に、ベルリン大学で、彼の下で助手となったが、同人も、ナチスから半ユダヤ人と判定された。戦後の 1945 年から、ヘッセンの司法省に勤め、1946年のヘッセン憲法の共同作業者となった。連邦共和国の成立後は、SPD に属し、ドイツ連邦議会議員(1969年まで)。

また、Rudolf Hirschberg (1905-) は、1928年に、ケーニヒスベルク大学で学位をえて、1932年に、ベルリン大学で、助手となった。1933年に、ユダヤ系のために助手の期間を延長できずに、スイスに亡命した。その後は、不明であ

39) Ib., S.125.

40) Ib., S.125.

41) Ib., S.125.

42) Ib., S.131ff.

る⁴³⁾。

Friedrich Karl Kaul (1906-1981) は、1929年に、第一次国家試験に合格後、1932年までベルリン大学で助手となった。

Stephan Kuttner (1907-1996) は、ユダヤ系であるが、プロテスタントであった。のちカトリックに改宗。1929年から、ベルリン大学で助手となった。1933年に、イタリアに亡命、過去の研究滞在のおかげでバチカンの図書館の専門員となった。1937年に、ラテラノ大学の員外教授、1940年に、アメリカに移住。1974年に定年となるまで、3つの大学に勤務した。最後は、カリフォルニア大学のバークレイ校であった(Ⅲ 2(10)参照)。

Richard Lange (1906-1995) は、1931年に、ベルリン大学の助手。1943年に、イエナ大学の刑法の教授、1951年に、ケルン大学教授。

Adolf Schönke (1908-1953) は、1931年にベルリン大学の助手。1932年に、博士も取得した。のちに、1938年に、フライブルク(ブライスガウ)大学の教授となった。

J.ゴールトシュミットの下で博士の取得者としては、このSchönke と Kaul がいる。ハビリタチオンを取得した者はいない。

親しい同僚としては、Hermann Mannheim (1889-1974) がいる。1929年から、ベルリン大学の刑法の員外教授、1935年から、ロンドン大学のLecturer、1946年からReaderであった(後述(14))。

Emil Seckel (1864-1924) は、1901年からベルリン大学のローマ法の教授である。ゴールトシュミットとは、死ぬまで親しい同僚であった。1925年のDer Prozeß als Rechtslageに謝辞が述べられている⁴⁴⁾。

(8) W.ゴールトシュミット (Werner Goldschmidt, 1910.2.9-1987.7.21)

(a) W.ゴールトシュミットは、1910年に、ベルリンで生まれた。父は、著名な法学者の James Paul Goldschmidt であった。ベルリン、キール、ハン

43) Ib., S.136.

44) Ib., S.138.

ブルクの各大学で法律学を学んだ。ハンブルクの師は Eberhard Schmidt であった。1931年に、第一次国家試験に合格し、同年、ハンブルク大学で学位をえた (Das Bewusstsein der Rechtswidrigkeit entwickelt an der Lehre vom Hausfriedensbruch, 1931)。1932年に、キール大学の助手。1933年に、修習生を免職となり、スイスに亡命した。同年末には、スペインに亡命した。さらに、1949年に、アルゼンチンの Tucumán大学の契約教授となった。1958年に、ブエノスアイレスの LB. katholische Univ 大学、1959年に、教授となり、1984年に、定年となった。その他の大学でも教えている。1987年に、ブエノスアイレスで亡くなった⁴⁵⁾。

(b) 若年 (23歳) で亡命したことから、W.ゴルトシュミットの亡命前の人的関係は、不明である⁴⁶⁾。

(9) グリュンフット (Max Grünhut, 1893.7.7-1964.2.6)

(a) グリュンフットは、1893年に、マゲデブルクでユダヤ系の家系に生まれた。父は、食品化学を専門とする名誉教授であった。プロテスタントとして教育を受け、ヴィースバーデンの人文主義のギムナジウムに通った。1912年に、アビトゥーアを取得し、ハイデルベルク、ミュンヘン、キールの各大学で法律学を学び、軍隊に志願した。近眼のため、看護兵となった。1917年に、第一次国家試験に合格し、ハンブルク大学で助手となり、1920年に、同大学 Moritz Liepmannの下で学位をえた (成績は、sehr gut. タイトルは Die geschichtliche Bedeutung von Feuerbachs Revision der Grundsätze und Grundbegriffe des positiven peinlichen Rechts, 1920)、1922年に、ハビリタチオンを取得し (Anselm von Feuerbach und das Problem der strafrechtlichen Zurechnung, 1922)、私講師となった。同年、母の死後、15歳年長の家政婦 Fontaine Ulrikeと結婚した。1923年に、August Köhler の後継としてイエナ大学で講義をし、予算外の員外教授、1924年に、予算内の員外教授、1928年に、ボン大学

45) Breunung (前注18)), S.159; Göppinger, a.a.O. (前注16)), S. 283.

46) Ib., S.162.

で、Ernst Landsberg の後継となった。1933年に、ユダヤ系の出自を講義中に誇ったとの文化大臣への告発により、同年9月に、強制的に年金生活に追い込まれた。1939年に、イギリス・オックスフォードに亡命。1947年に、Lecturerとなり、イギリスの国籍をとった。1951年に、Readerとなった。1964年に、オックスフォードで亡くなった。専門は、刑法、刑訴法、刑事学、民訴法である⁴⁷⁾。

(b) 亡命前のグリェンフットの助手となったのは、Erich Schwinge (1903-1994) である。同人は、1925年に、イエナ大学の助手。グリェンフットに従って、ボン大学に移り助手となった。ハビリタチオンも取得した。1932年に、ハレ大学の刑法の教授、1936年に、マールブルク大学、1940年に、ウィーン大学、1948年に、またマールブルク大学教授となった。ナチスの政権下でも、リベラルな刑法学者であった。マールブルク大学の同僚とともに、Georg DahmやFriedrich Schaffsteinなどのキール学派に対抗した。

Hans Tigges は、1933年に、ナチスにより解雇された宮廷裁判所の長官Eduard Tiggesの甥である。グリェンフットと個人的な親交があり、のちに1960年代に、ハムの都市主事となった⁴⁸⁾。

上述の Eduard Tigges (1874.1.23-1945.6.27) は、1874年に、Sachsenberg (bei Schwerin) で生まれた。マールブルク、シュトラスブルク、ハイデルベルク、ボン、ゲッチンゲンで法律学を学び、学位をえて、プロイセンで司法職についた。デュッセルドルフのラント裁判官となった。1911年に、プロイセンの司法省で枢密司法官、上申官となった。1921年に、デュッセルドルフの高裁の裁判官となった。1922年から、ベルリンの宮廷裁判所の長官となった。1945年に、Wuppertal で亡くなった⁴⁹⁾。

47) Erinnerungsgabe für Max Grünhut (hrsg. Kaufmann/Schwinge /Welzel), 1965 (Schwinges); Die Juristen der Universität Bonn, (hrsg. Schmoeckel), 2004, 253; Beatson and Zimmermann, (前注30)), S.709 (Hood), S.726ff.(Hood); Breunung (前注18)), S.182; Göppinger, a.a.O. (前注16)), S.284.

48) Breunung (前注18)), S.189.

49) DBE 10 (1999), S.41. Eduard Tigges (1874.1.23-1945.6.27).

また、グリェンフットの同僚としては、Alexander Graf zu Dohna (1876-1944) がいる。同人は、1913年からケーニヒスベルク大学教授、1920年に、ハイデルベルク大学教授、1926年にボン大学教授である。1919年に、ワイマール憲法制定の国民議会の議員で、ボン大学で、グリェンフットと知り合った。

Ernst Friesenhahn (1901-1984) は、1939年に、ボン大学の員外教授、1946年に正教授。1951年から1963年に、連邦憲法裁判所の裁判官。彼の努力により、グリェンフットは、1952年に、ボン大学の名誉教授となった⁵⁰⁾。

Heinrich Göppert (1867-1937) は、1919年から、ボン大学教授である。グリェンフットとは、ボン大学時代の知り合いである。母がユダヤ人であることから、1934年に、国家試験の委員を外され、1935年に、早い定年を適用された。

Hans von Hentig (1887-1974) は、1931年からキール大学教授。1934年に、ボン大学教授。亡命後、戦後の1951年に、ボン大学に戻った。彼は、ナチスの大学政策により、学部の意思に反して、ボン大学のグリェンフットの後任とされたが、過去の活動から、1936年に停職となり、研究を機会としてアメリカに亡命した。師との関係で追放されたといってもよいであろう。

Leon Radzinowiczは、ケンブリッジ大学の教授である。彼は、ポーランド人で、1938年に、ポーランドの司法省との契約でイギリスに渡ったが、第二次世界大戦の勃発で、そのままイギリスにとどまった。ケンブリッジ大学の刑事法研究所の設立に功績があり、グリェンフットと親交があった⁵¹⁾。

Fritz Schulz (1879-1957) は、1923年に、ボン大学教授で、1931年に、ベルリン大学教授である。グリェンフットとは、ボン大学で知り合い、イギリスに亡命中にも、親交があった。ボン大学時代に Flumeの師となった⁵²⁾。【法学上の発見】 156 頁。

Richard Thoma (1874-1957) は、1909年から、チュービンゲン大学教授、1911年に、ハイデルベルク大学教授、1928年に、ボン大学教授 (1945年まで)。

50) Breunung (前注18)), S.190.

51) Ib., S.190.

52) Ib., S.191.

トーマは、ワイマール共和国の時代に、リベラル左派のDDP に属し、1926年には、ワイマール・サークル（憲法に忠実な大学教授の団体）の創設者であった。1928年に、グリユンフットとは、ボンで知り合った⁵³⁾。戦後の1948/49年に、議会委員会のアドバイザーとなり、基本法編纂の鑑定人となった。

(10) ヒルシュ (Ernst Eduard Hirsch, 1902.1.20-1985.3.29)

(a) ヒルシュは、1902年に、ヘッセンの Friedberg でユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。1920年に、アビトゥーアを取得し、フランクフルト（マイン）、ミュンヘン、ギーゼンの各大学で、法律学と経済学を学んだ。1923年に、第一次国家試験に合格、銀行（Bankhaus Otto Hirsch & Co.）の法律顧問であった伯父の Otto Hirsch の下で、銀行学を学んだ。1924年に、ギーゼン大学の Leo Rosenberg の下で、学位をえた（Die Rechtsnatur des Betriebes und der Arbeitnehmerschaft, 1924）。1929年に、第二次国家試験に合格し、同年、フランクフルト大学の Friedrich Klausen の下で、ハビリタチオンを取得し、同大学で私講師になった。1930/31年に、ゲッチンゲン大学でも講義をした。1931年に、フランクフルト・ラント裁判所の判事、1933年に、ナチスの公務員職の回復法で停職となり、教授資格も失った。1933年に、オランダに、のちトルコに亡命し、イスタンブール大学教授、1943年に、アンカラ大学教授、トルコの司法省で行政職にもついた。1948年に、ドイツで講義をして、1950年に、帰国した。1952年に、ベルリン大学（自由大学）教授、1953年に、学長となった。1967年に、定年となった。1985年に、亡くなった。専門は、民法、商法、国際私法である。トルコに亡命してからは、憲法や保険法、法哲学などをもした⁵⁴⁾。

53) Ib., S.191. Vgl. Universität Bonn, Die Namenspatrone der Veranstaltungsräume und Apartments, 2010. S.25.

54) ヒルシュの自伝がある。Aus des Kaisers Zeiten durch die Weimarer Republik in das Land Atatürks, 1982.弟子に、Jutta Limbach, Halil Beyがいる。Catalogus professorum Göttingensium 1962, 61 (N.4). 祝賀論文集として、Ehrengabe für Ernst E. Hirsch (hrsg. Roerber), 1963; Festschrift (hrsg. jur. Fakultät Univ. Berlin), 1968;

Die Werkherrschaft, 1948:
Gesellschaftsrecht, 4. A. 1957.
Praktische Fälle aus dem Handels- und Wirtschaftsrecht, 3. A. 1963.
Einführung in das bürgerliche Vermögensrecht, 2. A. 1959, 3. A. 1964, 4. A. 1968, 6. A. 1975.
Die Verfassung der türkischen Republik, 1966.
Verfassungsänderung in der Türkei, 1971-1973.
Türkisches Recht vor deutschen Gerichten, 1981.
Rechtssoziologie für Juristen, 1984.
Das türkische Aktien- und GmbH-Recht, 2. A. 1993.

(b) ヒルシュの助手には、Gerhard Eiselt (1923-) がいる。1952年に、ベルリン自由大学で助手。のちに、ベルリン工科大学教授⁵⁵⁾。

また、Richard Mainzer は、フランクフルト大学で、1932年に助手となった。ジンツハイマーの助手もして、1933年に、オランダに亡命、ジンツハイマーの長女と結婚し、のちにアメリカに渡り、ニューヨークで弁護士となった。

Ernst Nebenzahl (2907-) は、1931年に、フランクフルト大学で助手。1933年にパレスチナに亡命。企業の法律顧問となり、1963年に、イスラエルの公務員⁵⁶⁾。

博士の取得者としては、Jutta Limbach (1934-) は、戦後の弟子である。1966年に、ベルリン自由大学で博士を取得した。1972年に、ベルリン自由大学教授、1994年に、連邦憲法裁判所の副長官、同年、長官となった。2002年に定年。ゲーテ・インスティテュートの所長をした(2008年まで)。詳細は、女性

Der verständige Rechtsgenosse (hrsg. Limbach), Festschrift, 1975.

顕彰記事もある。Würdigung, NJW 1972, 619 (Limbach); Liber amicorum (Biographie und Bibliographie) 1977, JZ 1982, 77 (Püttner). 追悼記事では、Nachruf, NJW 1985, 1267 (Püttner); Bergemann, Richter und Staatsanwälte jüdischer Herkunft, 2004, 203; Breunung(前注18)), S.204.

55) Breunung (前注18)), S.209.

56) Ib., S.210.

法律家に関する別稿による。

ヒルシュの下のハビリタチオンの取得者や同僚はいないが、他の弟子として、Halil Bey は、イスタンブール大学の弟子であり、ヒルシュの後継者となった。戦後の弟子といえるが、彼は、ケーニヒスベルク大学でも学んだことがある⁵⁷⁾。

(II) カントロヴィッチ (Hermann Kantorowicz)

(a) 法学者のカントロヴィッチについては、立ち入らない。【法学上の発見】157頁⁵⁸⁾。

(b) カントロヴィッチの下で助手となった者や、博士、ハビリタチオンの取得者はいないが、間接的な弟子としては、Richard Lange (1906-1995) がいる。彼は、1943年からイェナ大学の正教授。1949年から、ベルリン自由大学教授、1951年から、ケルン大学教授である。学生時代に、フライブルク大学で知り合い(1929年ごろ)、ベルリン大学に転じてからは、1931年ごろ、J.ゴールトシュミットの助手となった⁵⁹⁾。

57) Ib., S.210.

58) Ib., S.219; Beatson and Zimmermann, (前注30)), S.269ff. (Ibbetson).

59) Ib., S.231. カントロヴィッチには、ほかに、以下の2名がいる。

(1) A.カントロヴィッチ (Alfred Kantorowicz, 1899.8.12-1979.3.27) は、1899年に、ベルリンでユダヤ系の家系に生まれた。1914年に、兵役に服した。1920年から、ベルリン、フライブルク (プライスガウ)、ミュンヘン、エルランゲンの各大学で、法律学と文学史を学び、1923年に、エルランゲン大学で学位をえた。文芸批評家、Vossische Zeitung Paris の文芸通信員、Neue Badische Landeszeitung の編集者などをしたが、1933年に、フランスに亡命した。亡命ドイツ人の作家の保護連盟の事務局長 (Schutzverband deutscher Schriftsteller im Exil)、ドイツ自由図書館 (Deutsche Freiheitsbibliothek) の創設者の1人となった。1936/38年の間、スペインの内戦に参加し、フランスに帰国、抑留された。1941年に、アメリカに亡命した。コロンビア放送 (Columbia Broadcasting System) の外国通信の主幹、1946年に、東ベルリンに帰還した。1949年に、フンボルト大学の正教授となった。1957年に、西ドイツに移住。Heinrich Mann の全集を編纂した。1979年に、ハンブルクで亡くなった。Spanisches Tagebuch, 1948; Exil in Frankreich, 1971 などの著作がある。

カントロヴィッチは多方面で活躍したことから、著名な同僚は多い。Götz Briefs (1889-1974), Ernst Fuchs (1859-1929), Gregorius Borisowitsch Itelson (1852-1926), Mendelssohn Bartholdy, Albrecht Karl Adolf Feliz Wolfgang (1874-1936), Gustav Radbruch (1878-1949) などである⁶⁰⁾。

このうち、Briefsは、ヴェルツブルク大学教授、フライブルク大学教授、ベルリン工科大学教授などをし、1934年に、アメリカに亡命した。ジョージタウン大学教授となった。Fuchsは、カールスルーエ高裁の弁護士で、Itelsonは、哲学者である。

メンデルスゾーンは、ヴェルツブルク大学教授、ハンブルク大学教授。第一次世界大戦の債務問題では、カントロヴィッチの反対論者であった。1933年にイギリスに亡命し、1934年に、Balliol College Oxfordの奨学金をえた(後述(15)

(2) E.カントロヴィッチ (Ernst Kantorowicz, 1892.9.16-1944.10) は、1892年に、Forst (Lausitz) で、ユダヤ系の家系に生まれた。法律学を学び、第一次国家試験に合格、1917年に、ゲッティンゲン大学で学位をえて (Methodologische Studie über den Zugangsbegriff, 1917)、第二次国家試験に合格。1928年に、キール大学の私講師。1930年に、フランクフルト(マイン)の職業教育研究所の正教授となった。1938年に、Buchenwald強制収容所に入れられた。一時釈放後、1939年に、オランダに亡命。1943年に逮捕され、強制収容所に送られた(順に、Westerbork, Bergen-Belsen, Theresienstadt, Auschwitz)。1944年に、アウシュヴィッツで亡くなった。著書に、Leitfaden für Jugendschöffen, 1926, 3. A. 1931がある。Vgl. Göppinger, a.a.O.(前注16)), S. 249.

さらに、歴史家のカントロヴィッチ (Ernst Hartwig Kantorowicz, 1895-1963) については、【法学上の発見】200頁注110参照。また、Alfred Kantorowicz (1880-1962) は、1923年に、ボン大学の歯学講座の教授である。社会福祉と歯科の結合を行い (sozialmedizinisches Engagement)、学校歯科医や移動制の学校歯科医 (fahrbare Schulzahnklinik) を導入した。都市の評議員にもなった。1933年に、強制的に退職させられ、また保護検束され (Schutzhaft)、強制収容所に送られた。国際的な批判のために釈放され、イスタンブールに亡命し、歯科学の発展に貢献した。戦後、ボンに帰還し、名誉教授となった。Universität Bonn, Die Namenspatrone (a.a.O.前注53)), S.17.

60) *Ib.*, S.231f.

参照)。

ラートブルフは、著名な刑法学者であり、同人とは、1903年に、リストの刑法のゼミナールに参加した時からの友人であった。ラートブルフとカントロヴィッチの両者は、ナチスからもっとも忌避された。ともにナチスの公務員法によって最初に解雇された。

Eugen Rosenstock-Huessy (1888-1973) は、1923年に、ブレスラウ大学の教授、1934年に、アメリカに亡命し、Dartmouth College Hanoverの教授となった。カントロヴィッチとは義理の兄弟でもある。

Fritz Heinrich Schulz (1879-1957) とは、フライブルク大学の私講師の時に知り合った。のちに、インスブルック大学、キール大学、ゲッチンゲン大学、ボン大学、ベルリン大学教授。1939年に、イギリスに亡命し、オックスフォードで奨学金をえて、Balliol College のTutor となった。Flume の師である(後述(20))。

Georg Simmel (1858-1918) は、1885年に私講師、1901年に、ベルリン大学の哲学教授である。早くから親交があった。

(c) William W. Buckland (1859-1946) は、ケンブリッジ大学教授である。カントロヴィッチは、オックスフォードの All Souls Collegeの講義を受けもっていたが、同時に、ケンブリッジでも、Sandars Readerの地位をえようとした。カントロヴィッチが地位をえた後、グロサトーレンの研究をしていたブックラントと協力して、Studies in the Glossators of Roman Law, 1938が執筆された。これは、カントロヴィッチの生前に出た最後の著作となった。亡命時代の成果ともいえる⁶¹⁾。

(12) ライブホルツ (Gerhard Leibholz, 1901.11.15-1982.2.19)

(a) ライブホルツは、1901年に、ベルリンで生まれた。父は、ユダヤ系の織物工場主であった。少年時に、プロテスタントに改宗した。堅信礼のおりの聖書講義で、Hans von Dohnányi (1902-1945, のちにライヒ大審院判事、ナチ

61) Ib., S.231.

スに反対し、ザクセンハウゼンの収容所で死亡)と親しくなり、さらに、Dietrich Bonhoeffer (1906 -1945,ルター派の神学者、ナチスに反対し、フロッセンビュルクの収容所で死亡)とも知り合った。1919年に、アビトゥーアを取得し、同年、3 か月、東プロイセンとバルト海沿岸の国境警備隊で、義勇兵の組織に編入された。第一次世界大戦の戦争末期で、実際にはベルリンにいたようである。終戦後、ハイデルベルク大学とベルリン大学で、哲学、政治経済、法律学、経済学を学んだ。1921年に、ハイデルベルク大学で哲学博士となった (Fichte und der demokratische Gedanke, 1921)。師は Richard Thomaと Viktor Bruns で、成績は、優等の magna cum laudeであった。1922年に、第一次国家試験に合格したが、助手にはなれなかった。1924年に、ベルリン大学で、法学博士 (Die Gleichheit vor dem Gesetz, 1925)。師は Heinrich Triepelと、Viktor Brunsで、成績は、magna cum laude。1926年に、第二次国家試験に合格。Sabine Bonhoeffer と結婚し、ベルリンで、裁判所試補となった。休暇をえて、1926年から、公法・国際法のカイザー・ウィルヘルム研究所に勤務した。研究所の事務局にいた Heinrich Triepel と、学位の副査 Victor Bruns の推薦をうけた。イタリアの憲法を研究した。同僚には、Hermann Hellerや Karl (Carlo) Schmidがいた。1928年に、ハビリタチオンを取得 (Das Wesen der Repräsentation unter besonderer Berücksichtigung des Repräsentativsystems, 1929.主査 Heinrich Triepel と副査 Rudolf Smend)、私講師となった。1928年に、ベルリンで裁判官となった。ライヒ司法大臣の Erich Koch-Weser (DDP) の個人参与の職を拒否して、義理の兄弟の Hans von Dohnányiに斡旋した。

1929年に、カイザー・ウィルヘルム研究所を辞めて、グライフスヴァルト大学の員外教授となった (Zu den Problemen des faschistischen Verfassungsrechts, 1928 就任講義)。Günther Holsteinの後継であった。1929年に、ベルリンの宮廷裁判所の裁判官となった。1931年に、グライフスヴァルト大学の正教授。Erhard Neuwienや Hermann Jahrreiß の後継であった。1931年に、ゲッチンゲン大学の新しい教授職についた。選考のリストでは、Carl Bilfinger, Johannes Heckel, Hans Liermannなどが有力で、必ずしも学部の多数意見では

なかったが、Hermann Kraus, Wolfgang Kunkel, Julius Gierke の意見で、学術大臣の Adolf Grimme がこれに従ったのである。1933年には、第一次世界大戦の前線兵の経歴があったことから、解雇されなかった。同年、学生のポイコットがあったが、鎮静化し、2年間講義をした。しかし、Paul Oertmann を除き、同僚からは避けられた。1935年に、ナチス系の学生からの攻撃があり、通常の仕事はできなくなった。Georg Erler が後継となった。大学図書館の仕事で収入を保持し、1938年まで、大学図書館の学問的な委託業務を家で行った。1938年に、スイスに亡命し、ついでイギリスに亡命した。

Dietrich Bonhoeffersと Chichester の司教のあっせんで、1939年に、オックスフォード大学に職をえて、客員の Research Fellowとなった (Magdalen College)。1942年に、国籍を剥脱された。1946年に、ゲッチンゲン大学への帰還の要請を拒否した。1947年に、ゲッチンゲン大学の客員教授となり、その後も継続した。1950年に、Rudolf Smendの後継を拒否。1951年から1971年の間、連邦憲法裁判所の裁判官となった (Eugen Gerstenmaierと協力)。その間、ゲッチンゲン大学の講義も行った。公法年報 (Jahrbuchs des öffentlichen Rechts der Gegenwart, 1951ff.) の編者となり、1957年に、特別俸 (Sondergrundgehalt) をうけた。1958年に、ゲッチンゲン大学の正教授、1970年に、定年となった。1973年まで、講義を行った。専門は、国法学、国際法、公法、行政法である。1982年に、ゲッチンゲンで亡くなった⁶²⁾。

Die Repräsentation in der Demokratie, 1929, 2. A. 1960, 3. A. 1965, 4. A.

62) Ebel, Catalogus professorum Göttingensium 1734-1962, 1962, S.54 (N.90); Gerhard Leibholz, Rechtswissenschaft in Göttingen 1987, 528 (Klein), Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, S.190; Breunung (前注18)), S.247; Beatson and Zimmermann, S.535ff. (Wiegandt).

祝賀論文集がある。Die moderne Demokratie und ihr Recht (hrsg. Bracher/Dawson), Festschrift, 1966; Der Gleichheitssatz im modernen Verfassungsstaat (hrsg. Link), Festschrift, 1982 1444 (Henning). 顕彰記事として、Würdigung, NJW 1971, 2059 (Geiger), JZ 1971, 701 (Rinck); JuS 2001, 1156 (Wiegandt). 追悼記事として、Nachruf, NJW 1982.

1966 (Nachd. 1973).

Die Auflösung der liberalen Demokratie in Deutschland und das autoritäre Staatsbild, 1933.

Strukturwandel der modernen Demokratie, 1952.

(共編), Demokratie und Rechtsstaat, 1957, 2. A. 1961, 3. A. 1967.

(b) ライプホルツの助手には、Klaus Helberg (1929-) がいる。彼は、1956年に、ハイデルベルク大学で学位をえた。1972年に、ハビリタチオンを取得して、ゲッチンゲン大学の助手を終えた。この時期に、ライプホルツと知り合った。ボン基本法のコンメンタールの出版に協力した (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Kommentar an Hand der Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts)。1978年に、ゲッチンゲン大学教授。

また、Hans-Justus Rinck (1918-1995) は、ゲッチンゲン大学の出身で、戦後、Helberg と同様に、連邦憲法裁判所の協力者であり、コンメンタールの出版に協力した⁶³⁾。

戦後の博士の取得者としては、Ernst Gottfried Mahrenholz (1929-) がいる。ゲッチンゲン大学で1950年代に博士を取得した。彼は、1987年に、連邦憲法裁判所の裁判官、副長官となった。1994年に定年、フランクフルト大学 (マイン) で名誉教授として教えた。

Andreas Sattler (1931-2010) は、1956年に、ゲッチンゲン大学で学位をえた。1967年にハビリタチオンを取得、1970年に、教授となった。

ハビリタチオンの取得者としては、ブルガリア人の Georgi Lubenoff がいる。彼は、グライフスヴァルト大学で、1932年に、ライプホルツの尽力により、ハビリタチオンを取得した。

Henning Zwirner (1927-1985) は、1975年から、ハノーバー大学の教授である。1947年に、ゲッチンゲン大学で学び、ライプホルツの講義を聴いた。ハノーバー大学教授の前には弁護士であり、ライプホルツの協力者であった⁶⁴⁾。

63) Breunung (前注18)), S.257.

64) Ib., S.258.

同僚としては、以下の者がいる。Arnold Brecht (1884-1977) は、1933年から1953年の間、アメリカ、ニューヨークの New School for Social Research の教授。彼は、プロイセンの政府の役人であり、ライヒ議会では、ナチスの反対者であった。1933年に、アメリカに亡命した。New Schoolは、1953年に、ライブホルツに、ブレヒトの後継となるように要請した。親交はこの時からである。さらに、ブレヒトが、1948年に、基本法の作成に関わったことから、両者は親しくなった。

Viktor Bruns (1884-1943) は、公法学者である。1923年から、ベルリン大学教授、カイザー・ウィルヘルム研究所の所長であった。所長としては、ライブホルツの上司となる。しかし、彼は、ナチス法律家連盟 (Bund nationalsozialistischer Deutscher Juristen) に加盟し、Hans Frankの下で、ドイツ法アカデミーの国際法委員会の長となった⁶⁵⁾。

Christopher Henry Dawson (1889-1970) は、リバプール大学の教授である。彼は、すべての宗教的な拘束の世俗化という現代社会の傾向と、そこから生じる西洋文明の危険に学問的な興味をもっていたことから、ライブホルツは、知的な同調者であった。1966年のライブホルツの65歳の祝賀論文集の協力者ともなっている⁶⁶⁾。

Paul Oertmann (1865-1938) は、1901年から、エルランゲン大学教授、1917年からゲッチンゲン大学教授。ゲッチンゲン大学の同僚であり、ライブホルツが職を失った後、連絡をとっていた唯一の同僚である。【法学上の発見】52頁。

Leo Strauss (1899-1973) は、1938年から、New School for Social Research の Lecturer である。1941年に、准教授。1948年から1968年まで、シカゴ大学教授。シュトラウスは、学位をえた後、1921年から25年、ベルリンのユダヤ学のアカデミーの助手をし、1932年に、2年のロックフェラー奨学金をえて、アメリカに滞在した。のち1938年に亡命。ライブホルツとは、1939年に、オックスフォードで知り合って以来の親交があった。

65) Ib., S.258.

66) Ib., S.259.

Richard Thoma (1874-1957) は、1908年に、ハンブルク大学の植民地研究所の教授、1909年から、チュービンゲン大学教授、1911年に、ハイデルベルク大学教授、1928年に、ボン大学教授。1945年に定年。彼は、ライプホルツのハイデルベルク大学時代の教師で、博士の指導者である。ワイマール共和国の支持者であり、リベラル左派のDDP を支持し、1926年に、憲法支持の大学教授の団体・ワイマール・サークル (Weimarer Kreis) を創設した⁶⁷⁾。

(13) レヴァルト (Hans Karl Ernst Albrecht Wilhelm Lewald, 1883.5.29-1963.11.10)

(a) レヴァルトは、1883年に、ライプチヒで、バーデンの富裕でリベラルな家系に生まれた。祖父は、ハイデルベルク大学の神学教授で、父 Carl は、ベルリンの弁護士で、ライヒ大審院の弁護士で司法顧問官 (Rechtsanwalt am Reichsgericht) でもあった。Walter Lewaldの兄。1901年に、アビトゥーアを取得し、同年から、数学の勉学を始めた。1901年後半からライプチヒ (Ludwig Mitteis)、ローザンヌ、ベルリン、ミュンヘン、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。1905年に、第一次国家試験に合格、1908年に、ライプチヒ大学の Ludwig Mitteis の下で学位をえた (Beiträge zur Kenntnis des römisch-ägyptischen Grundbuchrechts, 1908.成績は、summa cum laude)。第二次国家試験に合格しなかったので、免職を願い、1910年に、ヴェルツブルク大学でハビリタチオンを取得し (Zur Personalexekution im Recht der Papyri, 1910)、私講師となった。1911年に、員外教授、1913年に、ローザンヌ大学で正教授、1915年に、フランクフルト (マイン) 大学の教授。Paul Koschakerの後継であった。1920年に、ケルン大学で、Andreas von Tuhrや Franz Haymannの後継となった。1923年に、フランクフルト (マイン) 大学で、Ernst Levyの後継となった。1932年には、ベルリン大学で、Justus Wilhelm Hedemann の後継となった。1935年に、スイスに移った。ナチスによる法の改定を嫌ってのことであ

67) Ib., S.259. トーマは、戦後、Nordrhein-Westfalen 州のラント議会から、議会評議員に任命された (Parlamentarischer Rat)。

たが、狭義の政治的な動機は明確ではない。同年、バーゼル大学で Robert Haabの後継となった。1953年に、定年となった。帰国しなかったが、1952年に、ハイデルベルク大学から、1956年に、フランクフルト（マイン）大学から、名誉教授号をうけた。1963年に、バーゼルで亡くなった。専門は、ローマ法、民法、法史学などである⁶⁸⁾。弟子に、Werner Flume, Wilhelm Wengler, Hellmut Georg Iseleなどがいる。

Deutsches Internationales Privatrecht, 1931.

Conflits des lois dans le monde grec et romain, 1946.

(b) レヴァルトの助手には、Werner Flume (1908-2009)がいる。フルーメは、1933年に、ベルリン大学で、Schulzの助手となった。シュルツが、同年強制的に他の大学に移籍になった後、レヴァルトの助手とされた。レヴァルトは、1933年に、シュルツとともに、フルーメのハビリタチオン論文の審査員となっていた。しかし、審査は行われなかった。新たな大学規則によって、学部長の Ernst Heymannが差止めたのである。フルーメは、1935年に、大学をやめ、私企業に就職した。戦後、彼は、1947年に、ボン大学でハビリタチオンを取得し、1949年に、ゲッチンゲン大学教授、1954年に、ボン大学教授。1976年に定年となった⁶⁹⁾。

また、Arnold Schantz (1904) は、1925年に、フランクフルト大学で助手となった。のちに弁護士となった。

Wilhelm Wengler (1907-1995) は、1931年に、フランクフルト大学で助手。1933年から45年、カイザー・ウィルヘルム研究所で参与員として勤務。戦後、ベルリン自由大学の教授。

68) 祝賀論文集 Festschrift Hans Lewald (hrsg. Gerwig/Simonius/Spiro/Süss/Wolff E.), 1953. 顕彰記事として Würdigung, NJW 1963, 1193 (Wengler), Würdigung, NJW 1964, 585 (Wieacker) がある。Flessner, Hans Lewald, in Juristen an der Univ. Frankfurt am Main 1989, 128; Breunung (前注18), S.275.

Göppinger, aa.O.(前注16), S.298は、彼も、ナチスの基準では、ユダヤ系の扱いであったとする。

69) Ib., S.283.

レヴァルトの下で博士やハビリタチオンを取得した者はない。学生として授業をうけたのは、Hellmut Georg Isele (1902-1987) であり、彼は、1937年に、ハレ大学の員外教授。1940年に、ウィーン大学教授、1946年に、マインツ大学教授となった。かつて 1932 年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学で、プリングスハイムの下でハビリタチオンを取得していた。レヴァルトや後述の Schwarz の弟子と自認している。

Hermann Heller (1891-1933) は、1932年に、フランクフルト (マイン) 大学の教授。1931年に、レヴァルトは、Hugo Sinzheimer、Hans Otto de Boor、Franz Beyerle とともに、ベルリンの員外教授の Heller の招聘を支持した。学部の多数は、当初、Carl Schmidt を支持した。しかし、Heller は、ユダヤ系のために、フランクフルト大学の職を失った。マドリット大学の客員教授となったが、数か月後、マドリットで亡くなった⁷⁰⁾。

Andreas Bertalan Schwarz (1886-1953) は、1926年からチューリヒ大学教授、1933年から、フライブルク (ブライスガウ) 大学教授、1934年に、イスタンブール大学教授。シュヴァルツも、レヴァルトと同じく、ミッタイスの弟子であり、1912年にハビリタチオンを取得した⁷¹⁾。

(14) マンハイム (Hermann Mannheim, 1889.10.26-1974.1.20)

(a) マンハイムは、1889年に、ロシア、クールラントの Libau で、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、商人であった。1908年に、アビトゥーアを取得し、同年から、ミュンヘン、フライブルク (ブライスガウ)、シュトラスブルク、ケーニヒスベルクで法律学を学んだ。ケーニヒスベルクでの師は Eduard Kohlrausch であった。1911年に、第一次国家試験に合格し、1912年に、ケーニヒスベルクの Eduard Kohlrausch の下で学位もえた (Der Maßstab der Fahrlässigkeit im Strafrecht, 1912)。兵役に服し、1915年に、第二次国家試験に合格、また兵役に服し、1918年からは、戦時裁判官となった。1920年に、司

70) Ib., S.283.

71) Ib., S.284.

法職を辞し、ケーニヒスベルクの郡の法律顧問となった。1923年に、ベルリンのラント裁判所の裁判官。1924年に、ベルリン大学でハビリタチオンを取得し (Beiträge zur Lehre von der Revision wegen materiellrechtlicher Verstöße in Strafverfahren, 1924)、私講師となった。1926年に、ラント裁判官。1929年に、ベルリン大学で、公務員でない員外教授、1931年に、宮廷裁判所裁判官。1933年に、強制的に休暇を命じられた。同年、退職となり、1934年に、イギリスに亡命した。1935年に、ロンドンの経済政治学大学の非常勤 Lecturer となった。1940年に、イギリスの国籍を取得し、1946年に、上記大学の Reader となった。Institute for Study and Treatment of Delinquencyを創設、その理事となった。1950年から、British Journal of Criminologyの編者。1953年に定年となった。プロテスタントに改宗した。専門は、刑法、刑訴法、刑事学である。1974年に、ロンドン近郊の Orpington/Kent で亡くなった⁷²⁾。

Comparative Criminology, Bd. 1f. 1965.

(b) マンハイムの助手には、Roger Hoodがいる。1957年ごろ、ロンドン大学で助手となった。John Spencerも、ロンドン時代の助手である。

Stephan Kuttner (1907-1996) は、1931年に、ベルリン大学で助手となった。両親はユダヤ系であるが、プロテスタントであった。のちに、カトリックに改宗。J.Goldschmidt や Eduard Kohlrauschの助手もした (J.Goldschmidtを参照)⁷³⁾。

博士取得者としては、Tadeusz Grygier がいる。彼は、ロンドン時代の弟子である。戦後、ポーランドからロンドンに亡命した。ロンドン時代には、Howard Jones, Norval Morris, Terence Morris などがいる。さらに、Robert Andry, William Cliford, John Croft, Frederick Jarvis, Howard Jones, J.P.Martin, Norval Morrisなどである⁷⁴⁾。

72) 祝賀論文集がある。Criminology in Transition (Festschrift, hrsg. Grygier/Jones/Spencer) 1965 顕彰記事として、Kriminalistik 1969, 517 (Württenberger); Bergeman, a.a.O. (前注54) Richter und Staatsanwälte), 254; Breunung, S.291; Beatson and Zimmermann, (前注30)), S.709ff.(Hood).

73) Breunung (前注18)), S.297.

74) Ib., S.298f.

ハビリタチオンの取得者はいない。

親しい同僚としては、Alexander Carr-Saunders, Robert Samuel Chorley, T.C.N.Gibbens, Edward Glover, Williams Hall, Emanuel Miller, E.C.Rhodes などがいる。

J.Goldschmidt とは、刑訴法百科辞典の編集で協力したが、出版は、ナチスの政権出現で挫折した。Thomas Würtemberger (1907-1989) は、1955年、フライブルク (ブライスガウ) 大学の教授。1929年に、ベルリン大学で、マンハイムの講義を聴いた。1950年に、パリの刑事法の国際会議で、マンハイムに再会した。1965年に、マンハイムの 75 歳の祝賀論文集の執筆をした⁷⁵⁾。

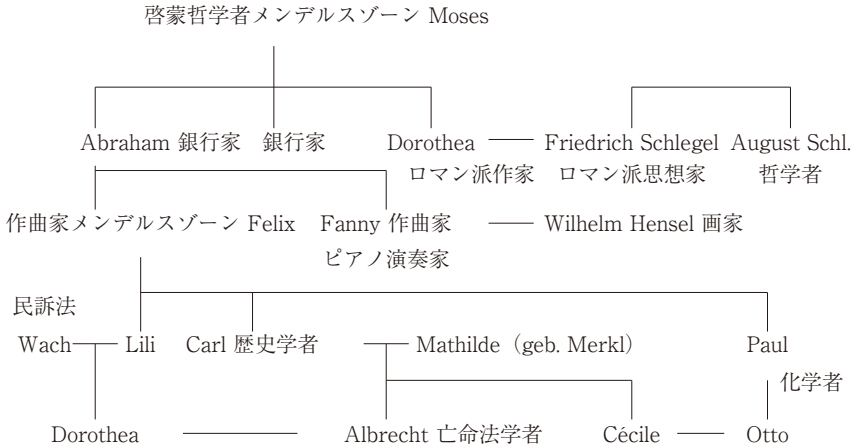
(15) メンデルスゾーン・バーソルディ (Albrecht Karl Adolf Felix Wolfgang Mendelssohn Bartholdy, 1874.10.25-1936.11.29)

(a) メンデルスゾーン・バーソルディは、1874年に、カールスルーエで、ユダヤ系の家系に生まれた。芸術家、学者を多数輩出した名家である。高曾祖父は、哲学者の Moses Mendelssohn (1729-1786) であった。曾祖父の Abraham Mendelssohn (1776-1835) は、1816年に、子どもらをキリスト教に改宗させ (プロテスタント)、自分と妻も改宗し、1822年に、洗礼名のバーソルディを名前に付加した。祖父は、大作曲家の Felix Mendelssohn Bartholdy (1809-1847) である。Albrechtの父 Karl は、Mathilde (geb. Merkl) と結婚した (その父はオーストリアの陸軍大佐)。父は、歴史学者で、フライブルク (ブライスガウ) 大学の教授であった。作曲家の末娘 Lili は、民訴法学者の Adolpf Wachと結婚した。そこで、Wachは、Albrechtとは、義理の叔父・甥の関係となる (後述のように義父でもある)。

Albrechtは、1892年に、アビトゥーアを取得し、ライプチッヒ、ハイデルベルク、ミュンヘンの各大学で法律学を学び、1897年に、ライプチッヒ大学の Wach と Degenkolbの下で、学位をえた (Beiträge zur Auslegung des § 72 der Civil-Proceß-Ordnung, 1898)。第一次国家試験に合格する前に、1901年に、

75) Ib., S.300.

メンデルスゾーンの関係図



Wachの下で、ハビリタチオンを取得し (Grenzen der Rechtskraft, 1900)、私講師となった。1903年に、ライプツヒ大学の新しい国際私法の講座の員外教授となった。1905年に、ヴェルツブルク大学の正教授、同年、従姉妹であり、Wachの娘の Dorothea Wachと結婚した。1914年、宮廷顧問官。1917年に、枢密宮廷顧問官。1919年に、ヴェルサイユ条約の231 条の戦時債務条項に反対する提案者の1 人となった。1920年に、ハンブルク大学教授、1920年に、Rosenberg, Wilhelm Kisch, Max Pagenstecherなどとともに、ドイツ民法学者連盟 (Vereinigung deutscher Zivilprozesslehrer) を創設した。1923年に、ハンブルクの外交政策研究所 (Institut für auswärtige Politik) を創設した。これは、ドイツで最初の政治学の機関であり、Warburg 銀行の財政支援をうけた。1925年に、ハーグの仲裁裁判所の裁判官。1931年に、国際連盟の代表、1932年から、軍縮条約への攻撃をうけた。1933年に、官職から解雇された。1934年に、自分の設立した研究所の管理権も失った。同年、イギリスに亡命した。1934年に、オックスフォードの Balliol Collegeで Senior Fellowとなった。プロテスタントに改宗した。ハーバード大学の名誉博士やシカゴ大学の名誉博士をうけた。1936年に、オックスフォードで亡くなった。専門は、民法、刑

訴法、国際法である⁷⁶⁾。

Internationales Strafrecht, 1908.

Das Imperium des Richters, 1908.

(共著) Die große Politik der europäischen Kabinette 1871-1914, Bd.1ff. 1922ff.

(b) メンデルスゾーンの助手には、Hans von Dohnányi (1902-1945), Theodor Haubach (1896-1945), Magdalene Schoch (1897-1987), Alfred Hermann F.Vagts (1892-1986) がいる。Magdalene Schochは、1920年に、ヴェルツブルク大学で学位をえた。その後長く、ハンブルク大学のメンデルスゾーンの下で助手をし、ハピリタチオンも取得した⁷⁷⁾。キール大学の Hans Hentig と同様に、Magdalene Schochは、師である Mendelssohn-Bartholdy との関係で追放されたともいえる(女性法律家に関する別稿による)。

他の弟子としては、Fritz Morsten Marx (1900-1969) がいる。1920年代に、副手(Hilfskraft)となり、1962年から、シュパイエルの行政専門大学の教授となった⁷⁸⁾。

親しい同僚は多い。Charles Austin Beard, Ernst Armand Delaquis (1878-1951), Hermann Kantorowicz, Erich Kaufmann (1880-1972), Guido Kisch (1889-1985), Karl Loewenstein (1891-1973), Max Pagenstecher (1874-1957), Kurt F.Lothar Perels (1878-1933), Robert Piloty (1863-1926) などがいる⁷⁹⁾。

(16) ナターン (Hans Nathan, 1900.12.2-1971.9.12) は、1900年に、Görlitz でユダヤ系の家系に生まれた。ベルリン、マールブルク、ミュンヘン、ブレスラ

76) Gantzel-Kress, Mendelssohn Bartholdy, Albrecht, NDB 17 (1994), S.62f.; Breunung (前注18)), S.316.【法学上の発見】 352 頁。顕彰記事がある Würdigung, RabelsZ 2011 1ff. (Nicolaysen).

77) Breunung (前注18)), S.323f. この Schoch については、女性法律家に関する別稿で扱う。

78) Ib., S.325.

79) Ib., S.325ff.

ウの各大学で法律学を学び、1922年にプレスラウ大学で学位をえた。1925年にGörlitzで弁護士となり、1933年に、プラハに亡命した。出版社を設立し、工場で働き、イギリスでは、バスの運転手もした。1944年に、ドイツ共産党に入党。1946年に、ベルリンに戻り、公務に就いた。1948年に、司法中央管理部の部長となった。ベルリンの司法試験庁の長官、1952年に、フンボルト大学の正教授、1966年に定年となった。1971年に、ベルリンで亡くなった⁸⁰⁾。専門は、民訴法、著作権法、発明法、競争法である。

Das Zivilprozessrecht der Deutschen Demokratischen Republik, Bd. 1f. 1957f.

Erfinder- und Neuerrecht der Deutschen Demokratischen Republik, 1968.

(17) ナヴィアスキー (Hans Nawiasky, 1880.8.24-1961.8.11)

(a) ナヴィアスキーは、1880年に、グラーツで、ユダヤ系の家系に生まれた。父の Eduard Nawiasky (1852-1925) は、オペラ歌手であった。宗旨は、カトリックであった。フランクフルト (マイン) のギムナジウムを出て、1898年に、アビトゥーアを取得。同年から、ウィーン大学で、法律学と国法学を学んだ。1899/1900年にベルリン大学、ウィーン大学で、Hans Kelsen に学んだ。1900-1903年に、国家試験を3つうけた。1903年に、Eugen von Philippovichの下で、学位をえた (Die Frauen im österreichischen Staatsdienst, 1903)。ウィーン大学で、国家財政学をも学んだ。1909年に、Edmund Bernatzikの下で、ハピリタチオンを取得した (Deutsches und österreichisches Postrecht, 1909)。ウィーン大学で、私講師となった。1914年に、員外教授の資格をえた。同年、ミュンヘン大学でハピリタチオンを取り直し、兵役についた。

1919年に、ミュンヘン大学の予算外の員外教授。ミュンヘンの行政アカデミー

80) 顕彰記事として、Justiz 1970, 704. 追悼記事として、Neue Justiz 1971, 599 (Benjamin Hilde).このヒルデ・ベンヤミン (Hilde Benjamin, geb.Lange, 1902.2.5-1989.4.18) は、東ドイツの司法大臣 (1953年-67年) である。祝賀論文集がある。Festschrift f.Hans Nathan, 1986. 【法実務家】 271 頁、278 頁。

の設立に関わる。ドイツの国籍を取得した。1922年に、予算内の員外教授、1928年に、正教授の資格をえた（正教授の称号保持者）。1928年から30年に、ライヒ改革委員会、1931年に、バイエルンのラント議会で、Friedrich Lentと論争をした。1931年に、第一次世界大戦中のブレスト・リトフスク条約への反対を表明して、授業妨害をうけた。1933年に、スイスに休暇に出た。家宅搜索をうけ、同年、休職となり、ついで解雇された。1933/1934年に、Sankt Gallenの商科大学で講義をした。1937年に、員外教授、1938年に、ドイツ国籍を失う。1945年に、スイスの行政学研究所で正教授。オーストリアの国籍をえた。ミュンヘン大学、政治学専門大学、Tutzingの政治学アカデミーでも教えた。1961年に、スイスのSankt Gallenで亡くなった。専門は、行政理論、国法学、公法である⁸¹⁾。

Bayerisches Verfassungsrecht, 1923.

Allgemeine Staatslehre, 1945ff.

Die Verfassung des Freistaats Bayern, 1948, 2.A. 1967ff.

(b) ナヴィアスキーの下で助手となった者はいないが、1931年に、Georg Freudenbergerが、ミュンヘン大学で、学位を取得し、1929年に、Luitpold Freiherr Hornsteinが、同大学で博士を取得、1930年に、Rudolf Hotz、1930年に、Robert von Keller、1932年に、Hans Lechner、1925年に、Theodor Maunz、1930年に、Artur Moser、1933年に、Alons Templer、1932年に、Friedrich Weinreich、戦後の1952年に、Hans Friedrich Zacherが、博士を取得している。

Zacherは、戦前の学位に対する戦後の特例によって、ハビリタチオンも認められた。同人は、1963年に、ザールブリュッケン大学教授、1971年に、ミュ

81) Juristen im Portrait 1988, 598 (Zacher); Deutsche Juristen jüdischer Herkunft (hrsg. Heinrichs) 1993, 677 (Zacher); Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 96, 134; Breunung, S.369. 祝賀論文集として、Staat und Wirtschaft (hrsg. Bürgi/Hug), Festschrift, 1950がある。また、Vom Bonner Grundgesetz zur gesamtdeutschen Verfassung (hrsg. Maunz) Festschrift, 1955がある。顕彰記事に、NJW 1961 2152 (Maunz)。

ンヘン大学教授、1980年に、国際社会法のマックスプランク研究所の所長。ナヴィアスキーのバイエルン憲法のコンメンタールへの協力もした⁸²⁾。

ハビリタチオンを取得した弟子に、Theodor Maunz (1901-1993), Ernst-Wolfgang Böckenförde, Willi Geiger, Claus Leusser, Reinhold Zippeliusなどがいる。戦後のナヴィアスキーの弟子のグループは強い団結を誇った。

Maunz (1901-1993) は、かつてバイエルンの内務省に勤務しており、1932年に、ライプツヒのライヒ大審院で、Papen のライヒ政府に対し、バイエルン州を代理して憲法訴訟を担当していた。そのおりに、ナヴィアスキーの助言をうけた。戦後の1948年に、マウンツとナヴィアスキーは、憲法草案の委員会でも委員となった。ナヴィアスキーはバイエルン州の、マウンツはバーデン州の代表であった。マウンツは、1937年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学教授。1952年に、ミュンヘン大学のナヴィアスキーの後継となった⁸³⁾。

Ernst-Wolfgang Böckenförde (1930-) は、1964年に、ハイデルベルク大学教授、1969年に、Bielefeld 大学、1977年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学の教授、1983年に、連邦憲法裁判所の判事 (1996年まで)。彼は、ZacherやZippeliusとともに、1940年代の末に、ナヴィアスキーのミュンヘンのゼミに参加した。憲法裁判所の裁判官としては、とくに政党法の判決に影響力を有した。

Willi Geiger (1924-) は、1955年から、St Gallen の商科大学の員外教授となった。ナヴィアスキーの弟子で後継であった。

Claus Leusser (-1966) は、1945年に、バイエルンの州政府の法律家であった。1951年に、連邦憲法裁判所の判事、1953年に、連邦におけるバイエルン州の代表、1963年に、バイエルン司法省の部長。ナヴィアスキーの1948年のバイエルン憲法のコンメンタールの協力者であった。

Reinhold Zippelius (1928-) は、エルランゲン大学教授、1961年に、ナヴィアスキーの下で 1961 年にミュンヘン大学でハビリタチオンを取得した。ナヴィアスキーは、同年死亡した⁸⁴⁾。

82) Breunung (前注18), S.376f.

83) Ib., S.377.

84) Ib., S.378.

親しい同僚としては、Walther Hug (1898-1980), Erich Kaufmann (1880-1972), Hans Kelsen (1881-1973) などがいる。

Hug は、1932年に、St.Gallen の商科大学の教授となり、1938年から1944年その学長であった。ナヴィアスキーの招聘に力があり、親しかった。

Kaufmannは、1913年に、ケーニヒスベルク大学教授、1917年に、ベルリン大学、1920年に、ボン大学、1946年に、ミュンヘン大学教授である。1926年の国法学者の大会で知り合い、共同講演者となった。1934年に、ユダヤ系であることから、ベルリン、ボン大学の名誉教授号を否定され、1939年に、オランダに亡命。戦後、ミュンヘン大学に招聘された。

Kelsenは著名な憲法学者である。1919年にウィーン大学教授、1930年に、ケルン大学、1933年に、ジュネーブ大学、1936年に、プラハ大学教授を兼任、1940年に、ハーバード大学のResearch Associate、1942年にカリフォルニアのバークレー校の教授。ウィーン時代に、知り合った。ウィーン大学でハビリタチオンを取得した年が1年しか異ならない。また、1年違いで就職し、1918年に、員外教授となった。ナヴィアスキーは、直接は、純粋法学の概念をとらなかったが、この概念の時代精神は共有していた(後述 III 2 (11) 参照)⁸⁵⁾。

(18) プラウシュニッツ (Otto Karl Felix Wilhelm Prausnitz,改名して Otto Charles Giles, 1904.7.1-1980.10)

(a) プラウシュニッツは、1904年に、ハンブルクで、ユダヤ系の改宗ユダヤ人の家系に生まれた。プロテスタントであった。父の Carl Prausnitz は、ブレスラウ大学の医学教授であり、母 (geb. Bruck) は、イギリス人であり、伯父は、Eberhard Bruck、祖父は、Felix Bruck であった。年少期は、イギリスでも暮らした。1923年に、アピトゥーアを取得し、ブレスラウ、バーゼル、ベルリンの各大学で法律学を学んだ。上記の (4) Ernst Joseph Cohnとは友人であった。1926年に、第一次国家試験に合格し、1928年に、ブレスラウ大学の Ernst Heymannの下で学位をえた (Die Geschichte der Forderungsver-

85) Ib., S.378f.

rechnung, 1928)。ブレスラウでは Franz Beyerle の下で、ハビリタチオンをも取得した (Feuda extra curtem, 1929)。1933年に、休職にされ、同年、奨学金をえて、ロンドンに滞在したが、ドイツでの講義資格を失い、フランクフルト (マイン) 大学に移籍されたことから、亡命した。1935年に、ロンドンの経済政治学大学 (LSE) で法律学を学んだ。1936年に、修士の学位をえて、弁護士資格をえた。1939年に、母方の祖母の名前をとって、Otto Charles Giles と改名した。1945年に、ロンドンで検査官 (Examiner London) となり、1964年に、非常勤の Lecturer (Reading/Berkschire) となった。1980年に、イギリス・サセックスの Crowborough で亡くなった。専門は、ドイツ法、法史、商法である⁸⁶⁾。Giles の名で出版した。著書に、Die Gestapo, 1940 がある。

(b) プラウシュニッツは、ドイツで教えた経験がないことから、彼の下の助手や博士の取得者、ハビリタチオンの取得者はいない。

親しい同僚は、亡命後の研究者である。Robert Samuel Theodore Chorley は、ロンドンの LSE の教授である。プラウシュニッツのイギリス亡命中に師となり、当初の子弟関係から、しだいに商法のコンメンタールの共著など (Chorley & Tucker's Leading cases on mercantile law, 1940, 1948, 1962) に進んだ。Shipping Law, 1947 は、7 版を数えた⁸⁷⁾。

(4) Ernst Joseph Cohn (1904-1976) は、1932年に、ブレスラウ大学教授、1967年に、ロンドンの King's College の教授となった。プラウシュニッツとは、若年からの友人である。イギリスに亡命してからは、1971年に公刊した Manual of German Law の2巻の2版の共著者である (初版は、1950年ごろ)⁸⁸⁾。

(19) プリングスハイム (Pringsheim)

(a) プリングスハイムについては、【法学上の発見】149頁⁸⁹⁾。今日では、ヴィアッカーの師として著名である。彼や、つぎのシュルツなどは、すでに国

86) Breunung (前注18), S.396.

87) Ib., S.399.

88) Ib. 前述(4)参照。

89) Ib., S.406ff.; Beatson and Zimmermann, (前注30), S.205ff. (Honoré).

際に知られた学者であったが、通常であれば隠棲を考える年代に、新たな土地で研究を開始することには、若年者とは別の困難があったであろう。

(b) プリングスハイムは、亡命の前から大家であったことから、その関係者は多い。

助手としては、Arnold Anton Traugott Ehrhardt (1903-1965), Wilhelm Felgentraeger (1899-1980), Hans Erich Troje (1934-), Franz Wieacker (1908-1994) がいる。

博士の取得者は、Elmar Bund (1930-2008), Werner von Simson (1908-1996), 上記の Troje, Wieacker がいる⁹⁰⁾。

ハビリタチオンの取得者では、Elmar Bund (1930-2008), Arnold Anton Traugott Ehrhardt(上記), Hellmut Georg Isele (1902-1987), Hermann Lange (1922-), 上記の Wieacker がいる。

その他の弟子では、Hans Filbinger (1913-2007), Alfred Flemming (1904-1990), Hans-Heinrich Jescheck (1915-2009), Tony Honoré (1921-), Hans-Martin Pawlowski (1931-), Karl-Heinz Schndler (1930-) がいる。

特筆すべきは、Frederick Henry (Harry) Lawson (1897-1983) である。彼は、1920年の終りにゲッチンゲン大学にきて、プリングスハイムの指導で、東ローマのバシリカの研究をした。のちに、オックスフォードの Merton カレッジで、亡命中のプリングスハイムに、1938年から、年200ポンドの5年間の奨学金を出して、バシリカの研究を継続することに尽力した⁹¹⁾。

親しい同僚としては、Emilio Albertario (1882-1967), Biondo Biondi (1888-1966), Gustav Boehmer (1881-1969), William Buckland (1859-1946), Ernst von Caemmerer (1908-1985), Harold Gutteridge (1876-1953), Herbert Jolowicz (1890-1954), Otto Lenel (1849-1935), Josef Partsch (1882-1925), Hans Peters (1888-1915), Salvatore Riccobono (1864-1958), Adolf Schönke (1908-1953), Francis de Zulueta (1878-1958) などがいる⁹²⁾。

90) Ib., S.416.

91) Breunung (前注18)), S.418.

92) Ib., S.419.

Albertario, Biondi, Riccobono は、イタリアのローマ法学者である。

Bucklandと Gutteridge は、ケンブリッジ大学の教授である。前者とは、1920年代から親交があった。1933年に、彼は、プリングスハイムをケンブリッジの客員講義に招待したのである。後者は、ケンブリッジの比較法の教授であった。プリングスハイムの1930年代の末のイギリス滞在に尽力した⁹³⁾。

ローマ法学者のHerbert Felix Jolowicz(1890-1954) は、1932年から、ロンドンのUCL (University College of London) の教授、1948年から、オックスフォードの教授である。彼も、プリングスハイムが1930年代の末にイギリスに来ることに尽力した。その妹は、1906年に、M.Wolff と結婚した。兄妹の父は、イギリスとドイツの間の取引をする商人であり、イギリス国籍を有し、M.Wolff は、イギリス国籍をもつ妻のおかげで、イギリスに亡命することが容易だったのである。ローマ法の著作がある (Historical Introduction to the Study of Roman Law, 1932.Barry Nicholasによる3rd. ed. 2008がある)。

Jolowicz と M. Wolff



Jolowicz

妹 = M. Wolff

(20) シュルツ (Schulz)

(a) シュルツについては、【法学上の発見】156頁。

今日では、民法学者のフルーメの師として著名である。経歴については、繰り返さないが、亡命法学者が亡命先でポストをえることは、きわめて困難であった。著名人には、比較的容易であったが、若手はそうではなく、著名人でも、しばしば困難であった。シュルツは、自己宣伝がうまくなく、学者は、公刊物のみから評価されるべきとの考えをもっていた。1935年には、南アメリカの大

93) Ib., S.419f.

学を探し、1936年には、ローマ法か、比較法、古代史、あるいは図書館員としてのポストでもかまわないとして、アメリカに旅行をした。ハーバードでは、MacIlwain, Felix Frankfurter, Joseph Schumpeter などと会見をした。Schumpeterとは、ボン大学時代からの知り合いであった。ほかに、ワシントンのカトリック大学、ルイジアナ大学の学部長や、コロンビア大学の Arthur Schillerや、シカゴ大学の Max Rheinstein とも会ったが、結果は乏しかったのである⁹⁴⁾。

(b) 彼も大家として亡命したことから、関係者は多数にのぼる。フッサールについては、旧稿では一部不明であったことから、以下で、やや立ち入る。

助手となったのは、Werner Flume (1908-2009) と Fritz Mann (1907-1991) だけである。フルーメは、1931年に、ベルリン大学で助手となったが、その前に、シュルツのボン時代の1931年に学位を取得した弟子である。フルーメは、ベルリン大学でハビリタチオンの申請を行ったが、学部長の Ernst Heymann は、プロイセンの学術省の親規定に従って、ハビリタチオンの手続を停止させた。シュルツは、ボンの彼の後継である Eberhard Bruck に、フルーメのハビリタチオンを依頼したが、失敗した。ハビリタチオンがえられないことから、フルーメは、私企業に就職した。この間の事情としては、フルーメは、他の助手とともに、ユダヤ系の教師に対するボイコットに反対したことがある。反対運動は、ベルリン大学の私講師連盟とSAの長 Gerd Voss との衝突をもたらした。1933年に、シュルツも、強制的に他大学に移籍された⁹⁵⁾。

シュルツは、戦後すぐに、ナチスによりアカデミックな経歴を中断させられたこの弟子が学界に復帰できるように運動した。クンケル (Wolfgang Kunkel,

94) *Ib.*, S.432ff.; Beatson and Zimmermann, S.105ff. (Ernst). 経済学者のシュンペーター (1883-1950) は、チェルノヴィッツ、グラーツ、ボンの各大学に勤めた後、1927年、ハーバード大学に移籍していたのである。彼は、1919年に、新生のオーストリア共和国の蔵相、1924年に、銀行の頭取となった後、1925年、ボン大学に転じた。Beatson and Zimmermann, S.139, note 272. シュルツは、1909年に、インスブルック大学に勤めた後、キール、ゲッチンゲン、ボン、1931年に、ベルリン大学に転じた。

95) *Ib.*, S.442f.

1902-1981) がフルーメを受け入れ、クンケルの下で、ボン大学で、フルーメはハビリタチオンを取得した。フルーメのゲッチンゲン大学への就職は、1948年に、なお残るナチ支持者の存在によりあまり可能性がなかった(リストの3番目)。ニーダーザクセンの大学局長 Kurt Zierold は、シュルツの依頼により、大臣からクンケルへの鑑定を求めた。フルーメは、これにより職をえたのである。

Mannは、1932年に、助手となった。彼は、1931年に、ユダヤ系法学者の M.Wolffの下で学位をえていた。1933年に、助手の任期が延長されないことから、妻とともに、イギリスに亡命した。LSE でイギリス法を学び、1938年に、博士をえて、ロンドンで事務弁護士(Solicitor)となった。学問研究を続けたが、イギリスでは、アカデミックな地位をえられなかった。シュルツの一家が亡命するのに尽力した⁹⁶⁾(後述IV 2(4)参照)。

Gerhart Husserl (1893-1973) は、1924年に、ボン大学でハビリタチオンを取得した(Rechtskraft und Rechtsgeltung, Eine rechtstheoretische Untersuchung, I.Teil: Die Rechtsgeltung und ihre Genesis)。父は、著名な哲学者の Edmund Husserl であり、1916年に、シュルツとは、ゲッチンゲン大学で知り合い、1923年に、シュルツがボン大学に移籍するのに際し、息子のハビリタチオンの指導を依頼したのである。1924年に、子のフッサールは、ボン大学で助手となった。1926年に、彼は、キール大学で正教授となった。1933年に、ゲッチンゲン大学、ついでフランクフルト(マイン)大学に移籍を強制され、1935年に退職となった。1936年に、アメリカに亡命するまで、シュルツとは親しい仲であった⁹⁷⁾。

Hans Niedermeyer (1883-1964) は、1921年に、ゲッチンゲン大学でハビリタチオンを取得。1926年に、員外教授、1935年に正教授、1951年に引退した。フルーメとともに、シュルツの祝賀論文集を編集している⁹⁸⁾。

96) Ib., S.442.

97) Ib., S.443.

98) Ib., S.443.

Gerhard Schiedermaier (1906-1986) は、1940年に、ケーニヒスベルクの商科大学の教授、同年、ケーニヒスベルク大学教授、1943年に、フランクフルト（マイン）大学教授、シュルツには学問的に私淑していた。シュルツがフランクフルト大学の教授であったことから、自分の学部長時代に、シュルツへの年金を申請したが、これは否定された⁹⁹⁾。

親しい同僚として、Erich Kaufmann (1880-1972), Julius Christian van Oven (1881-1963), Fritz Pringsheim (1882-1967), Werner Richter (1887-1960), Kenneth Sisam (1887-1971), Martin Wolff (1872-1953), Francis de Zulueta (1878-1958) がいる¹⁰⁰⁾。

van Ovenは、1917年からGroningen 教授、1925年からライデン大学教授であり、1934年に、ユスチニアヌス法典1400年会議のおり、ローマで知り合った。シュルツのオランダへの亡命のおりに経済的援助を含め尽力した。de Zuluetaも、1934年に、ローマで知り合った。オックスフォード大学教授で、1938年からのシュルツのオックスフォード滞在のおりには、種々の助力をした¹⁰¹⁾。

(2) シュヴァルツ (Andreas Bertalan Schwarz, 1886.2.17-1953.9.11)

(a) シュヴァルツは、1886年に、ハンガリーのブダペストで、ユダヤ系の家系に生まれた。カトリックであった。父は、精神病専門の衛生顧問官 Dr. Arthur Schwarz であった。伯父の Gusztáv Szászy-Schwarz (1858-1920) は、イエーリングの弟子であった。ブダペスト大学の Béni Grosschmidや、ボン大学の Ernst Zitelmannに法律学を学び、1907年に、学位をえた (Die Grundlagen des Besitzrechts und der Besitzlehre, 1907)。1908年に、ブダペスト大学を修了、ライプツヒ大学の Ludwig Mitteis の下で学び、1911年に、ハビリタチオンを取得した (Hypothek und Hypallagma, 1911)。

兵役に服し、1920年に、ライプツヒ大学で予算外の員外教授、ドイツの国籍を取得した。1922年に、予算内の員外教授、1926年に、チューリヒ大学の正

99) Ib., S.444.

100) Breunung (前注18)), S.444ff.

101) Ib., S.446.

教授となった。Andreas von Tuhrの後継であった。1930年に、フライブルク（ブライスガウ）大学の員外教授（正教授格の）、Wolfgang Kunkelの後継であった。1933年に、正教授となったが、同年、解雇された。ロンドンに亡命し、のちオックスフォードに移動。1934年に、イスタンブール大学（1927年から法学部があった）。1941年に、国籍を失った。1954年に、イスタンブール大学を定年となる予定であったが、1953年に、フライブルク（ブライスガウ）で、血液の病気で亡くなった。専門は、ローマ法、民法、比較法、法史である¹⁰²⁾。弟子に、Franz Wieackerがいる（ハビリタチオンの主査は、Pringsheim、副査がWieackerであった）。

Die öffentliche und private Urkunde im römischen Ägypten, 1920.

Zur Entstehung des modernen Pandektensystems, ZRG RA 42, 1921.

Das römische Recht an der Universität Zürich im ersten Jahrhundert ihres Bestehens, 1938.

Rechtsgeschichte und Gegenwart, 1960.

(b) シュヴァルツの下で助手となったのは、Bülent Davran (1912-1998)である。1934年に、シュヴァルツの亡命先のイスタンブール大学で助手となった。Davranは、イスタンブールのドイツ語の学校を卒業した。シュヴァルツの通訳もした。1956年に、イスタンブール大学の民法の教授となった。Türkan Rado (1915-2007)も、1934年のイスタンブール大学の助手である。彼女は、1956年に、シュヴァルツのローマ法の講座を引き継いだ¹⁰³⁾。

博士の取得者はなく、ハビリタチオンの取得者として、法史学者のWieacker がいる。1933年に、主査がプリングスハイムで、シュヴァルツは副査であった。

その他の弟子としては、Kudret Ayiter (1919-1986) がいる。彼は、1961年に、アンカラ大学の員外教授。彼は、1940年代に、Koschakerの助手をしたこと

102) 追悼記事として、Nachruf, ZRG RA 84 (1954) 598 (Wieacker); Bund Elmar (in Schicksale - Jüdische Gelehrte an der Universität Freiburg in der NS-Zeit), 1995, 47; Breunung (前注18)), S.460.

103) Breunung (前注18)), S.472.

があった。シュヴァルツは、彼のアンカラ大学への招聘に尽力した¹⁰⁴⁾。

ほかに、Georg Hellmut Isele (1902-1987), Hermann Jahrreiß (1894-1992), Hermann Arnold Schultze-von Lasaulx (1901-1999), Ziya Umur などがいる。Umurは、イスタンブール大学教授であり、Radoとともに、ローマ法の教授であった¹⁰⁵⁾。

親しい同僚としては、Hans Fritzsche (1882-1972), Karl August Heinsheimer (1869-1929), Erwin Jacobi (1884-1965), Guido Kisch (1889-1985), Paul Koschaker (1879-1951), Otto Lenel (1849-1935), Hans Karl Ernst Lewald (1883-1963), Paul Pfister, Pringsheim, Alexander Rüstow (1885-1963), Heinrich Titze (1872-1945), M.Wolff などがいる。このうち、Rüstowは、1933年から1950年、イスタンブール大学の教授。自由主義者の Wilhelm Rüstow の甥の息子であり、亡命前には、ベルリンのドイツ機械業協会の法律顧問であった。シュヴァルツとの間には、強い学問的影響があったとされ、イスタンブールでも、教授のサークルを形成し、多くの講演を行った¹⁰⁶⁾。

② ジンツハイマー (Hugo Daniel Sinzheimer, 1875.4.12-1945.9.16)

(a) ジンツハイマーについては、【法学上の発見】108頁、181頁。わがくにでも、労働法の分野で知られている。

ジンツハイマーは、1875年に、ウォルムスで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、織物工場主であった。1894年から、商人の教育をうけたが、同年冬学期から、ミュンヘン、フライブルク (ブライスガウ)、ベルリン、マールブルクの各大学で法律学と国民経済学を学んだ。ミュンヘンではブレンターノ (Lujo Brentano) に、ベルリンではギールケに習った。1900年ごろまでに、第一次国家試験に合格、同年、ハレ大学で労働法を学んだ。1898年に、ハイデルベルク大学で学位をえて (Lohn und Aufrechnung, 1901)、1903年までに、第二次

104) Ib., S.472.

105) Ib., S.473.

106) Ib., S.473.

国家試験に合格。1903年に、刑事弁護士となった。フランクフルト（マイン）で公証人。1914年に、実業のために夜学に通う。雑誌 *Zeitschrift Arbeitsrecht* の共同編者となった。1916年に、都市議会議員、1918年に、フランクフルトの警察長官となった。1919年に、国民議会議員、1920年に、フランクフルト大学の名誉正教授（名誉教授には種々の類型があるが、ここでは名誉職と同様に無給ということである。他の点では通常の教授と同様である）。1933年3月に、保護検束されたが、3月末に釈放。オランダに亡命した。名誉教授職を休職になり、1933年中に、公証人職も失った。講義資格も剥奪され、1934年に、アムステルダム大学の員外教授、1935年に、ライデン大学の教授となった。1937年に、国籍を剥奪され、同年、博士の資格も剥奪された。1940年に、秘密警察に逮捕され、2か月後釈放。1940年に、ライデン大学は閉鎖された。1942年に、アムステルダムで逮捕され、ドイツに送還された。2か月で釈放されたが、以後は、地下に潜伏した。戦後すぐの1945年に、オランダの Bloemendal-Overveenで亡くなった。専門は、労働法と法社会学である¹⁰⁷⁾。

Der korporative Arbeitsnormenvertrag, Bd. 1f. 1907f., 2. A. 1977.

Ein Arbeitstarifgesetz, 1916, 2. A. 1977.

Grundzüge des Arbeitsrechts, 1921, 2. A. 1927.

Die Aufgabe der Rechtssoziologie, 1935.

Theorie der Gesetzgebung, 1948.

Arbeitsrecht und Rechtssoziologie, Bd. 1f. 1976.

労働法や法社会学の著作のほか、ナチスの法理論に対抗して書かれたユダヤ系法学者のドイツ法学への貢献に関する以下の著作が著名である。

107) *Ib.*, S.482ff. 祝賀論文集がある。Festschrift für Hugo Sinzheimer, 1977. また、顕彰記事として、Würdigung, RdA 2001, 104 (Zachert Ulrich). 当初の名は、Hans Daniel Sinzheimerであった（ドイツの・ユダヤ的名称から、古代的に改称したのである）。1914年に、SPDに入った。Döhring, Geschichte der deutschen Rechtspflege, 1953, S.444; Hugo Sinzheimer, Streitbare Juristen 1988, 282 (Erd); Hugo Sinzheimer, in Juristen an der Univ. Frankfurt am Main 1989, 67 (Benöhr); Deutsche Juristen jüdischer Herkunft (hrsg. Heinrichs) 1993, 615 (Benöhr).

Jüdische Klassiker der deutschen Rechtswissenschaft, 1938, 2. A. 1953.

(b) ジンツハイマーも大家としての亡命であったことから、関係者は多い。

助手となったのは、以下である。Otto Kahn-Freund (1900-1979) は、1920年代に、フランクフルト (マイン) 大学で助手となり、Richard Mainzer は、1928年に、同じくフランクフルト大学で助手となった。Hans Joachim Morgenthau (1904-1980), Franz Leopold Neumann (1900-1954) も同様である¹⁰⁸⁾。

博士の取得者は、Ernst Fraenkel (1898-1975), 上記の Otto Kahn-Freund, Mainzer, Karl Schmid (1896-1979) など、フランクフルト大学時代の者である。

ハビリタチオンの取得者はいない。

他の弟子に、Wolfgang Abendroth (1906-1985) がいる。当初ジンツハイマーの下で学位を目指したが、1933年に、彼が免職となったことから挫折した。1948年に、ライプツヒ大学教授、のちイェナ大学、1948年にWilhelmshavenの労働、政治、経済の専門大学の教授、1951年に、マールブルク大学教授となった。

Franz Mestitz (1904-1994) は、1928年に、フランクフルトの労働アカデミーの私講師、1950年と1964年に、プラチスラバの Komersky 大学の教授。バーメンの出身で、ユダヤ系であった。ウィーン大学で学位をえて、1928年に、ジンツハイマーのいたフランクフルトに来た。私的な助手をした。1933年に、チェコスロバキアに帰国。プラチスラバで、スロバキアの使用団体秘書をした。1939年に、アメリカに渡ったが、ビザが失効して帰国 (ミュンヘン会談は1938年)。隠れていたが、戦後、チェコスロバキアの労働省に勤めた。1949年に、ハビリタチオンを取得して、前述の教授となったのである。1952年に、共産革命で失職、1964年に復職した。1970年のプラハの春と定年後、1972年に、フランクフルトに定住し、フランクフルト大学やギーゼン大学で講義をもった。ジ

108) Ib., S.487f.

ンツハイマーの最後の弟子とされる¹⁰⁹⁾。

上記の Franz Leopold Neumann (1900-1954) は、1950年に、コロンビア大学教授。1920年代に助手をして、1927年に、ベルリンで弁護士となった。ドイツ建築協会の顧問をした。1933年に、ロンドンに亡命し、1936年に、アメリカに渡った。

親しい同僚は、George van den Bergh (1890-1966), Philipp Lotmar (1850-1922), Karl Mannheim (1893-1947), Gustav Radbruch, Rudolf Stammler (1856-1938), Johan Valkhoff (1897-1975) などがある。

van den Bergh, Valkhoff は、アムステルダム大学の教授である。前者は、ジンツハイマーのオランダ亡命とアムステルダム大学の員外教授就職に尽力し、両者は、ジンツハイマーの遺作となった原稿を出版した¹¹⁰⁾。

労働法学者の先駆けのロートマル (Lotmar, 1850-1922) は、ベルン大学の教授であったが、フランクフルト生まれであり、ジンツハイマーと Heinz Potthoff (1875-1945) の創刊した雑誌 *Arbeitsrecht* の共同編者ともなった¹¹¹⁾。

(23) ストルップ (Carl Strupp, 1886.3.30-1940.2.28)

(a) ストルップは、1886年に、チューリンゲンのゴータで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、実業家で銀行家であった (Meiningen の銀行)。1890年に、商事顧問官となった (Kommerzienrat,あまり実質はなく、比較としては黄綬褒章のようなものである)。1905年に、アビトゥーアを取得し、同年から、ハイデルベルク (Georg Jellinek)、マールブルクの各大学で法律学と歴史を学んだ。1910年に、ハイデルベルク大学の Karl August Heinsheimer の下で学位をえた (Schadensersatz wegen Ehebruch, 1910.成績は、*insigni cum laude*)。修習生となったが、第二次国家試験に合格せずに、家庭教師となり、1914年に、徴兵検査にも落ちた。1915年に、義勇兵となり、フランクフルト (マイン) の

109) Ib., S.489f.

110) Ib., S.490f.

111) Ib., S.490f. ロートマルについては、【法学上の発見】142頁。

第18軍団の司令部で報道部に属した。1920年に、Berthold Freudenthalにより、ハビリタチオン論文を拒絶された (Das völkerrechtliche Delikt, 1920)。インフレによる経済事情の悪化から、1923年に、新しいハビリタチオン論文なしに、フランクフルト (マイン) 大学で、ハビリタチオンをえた。1925年に、ハーグの Académie de Droit International Den Haag で講義をもった。

1926年に、非正規の員外教授、1932年に、フランクフルト (マイン) 大学の正教授、1933年に、休職となった後に、退職となった。トルコに亡命し、1933年に、イスタンブール大学の教授、デンマークの外務省の顧問もした。心臓病となった。1938年に、パリのアカデミーで講演活動をした。1940年に、塞栓症で、パリ近郊の Chatoux で亡くなった。専門は、国際法、国法学である¹¹²⁾。

Grundzüge des positiven Völkerrechts, 1921, 2. A. 1922, 3. A. 1926, 4. A. 1928, 5. A. 1932.

Wörterbuch des Völkerrechts, Bd. 1ff. 1924ff.

Theorie und Praxis des Völkerrechts, Bd. 1ff. 1925, 2. A. 1930.

Die Beziehungen zwischen Griechenland und der Türkei von 1820-1930, 1932

(b) ストルップの弟子は多い。そのうち、助手となったのは、Peter Ferdinand Drucker (1909-2005) である。彼は、フランクフルト大学で、1929年からの助手時代に、ストルップの下で学位もえた。その後、ベルリン商科大学の Carl Schmitt にハビリタチオン論文 (ユダヤ系の法哲学・国法学者の Friedrich Julius Stahl に関する) の指導を求めたが、失敗した。1933年に、イギリス、ついでアメリカに亡命。1942年に、ニューヨーク大学の哲学と政治学の教授、1950年に、マネージメントの教授となった。1971年に、Claremont Graduate School の社会学教授。

Hans-Jürgen Schlochauer (1906-1990) は、1929年に、フランクフルトで助

112) Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 265; Breunung (前注18), S.505.

手となった。博士を取得したが、ユダヤ系のために、1933年から助手の延長ができず、Walther Schücking に従い、ハーグの国際司法裁判所で補助員となった。1935年に、イギリスに招聘されたが、1936年にドイツに戻り、終戦までケルンの私企業に法律家として勤めた。1946年に、ケルン大学でハビリタチオンを取得し、1951年に、フランクフルト大学教授、1955年に、1920年代にストルップが執筆した3巻の国際法辞典を新版を出すことを志し、これは、1960年に出版された¹¹³⁾。

博士の取得者としては、Annemarie Ascher, Eduard Biesel, Richard Binter, Hans-Wolf Coenen, Georg Cohn,上記のDrucker, Karl Euschen, Robert Franke, Joachim Hasse, Joachim Hallier, Theodor Hartherz, Werner Höxter, Carl Hothorn, Rolf Knubben, Kurt Koenig, Fritz Kraemer, Wolfgang Kraus, Hans Lessing, Ernst Marburg, Hans Joachim Morgenthau, Hans Müller, Hermann Neubauer, Wlater Rebbe, Phillip Remsperger, Anton Roth, Hans-Jüge Schlochauer, Wolfgang Schneider, Alois Spitzel, Wilhelm Steinlein, Carl-Heinz Winkler などがいる¹¹⁴⁾。

親しい同僚としては、Friedrich Giese (1882-1958), Theodor Niemeyer (1857-1939),上記の Schückingなどがいる¹¹⁵⁾。

Niemeyerは、1894年から、キール大学の教授である。ストルップは、29歳年長のニーマイヤーに、1912年に、パリの国際法協会の会議で知り合った。学術的な共同作業をしたり、雑誌 *Jahrbuch für Völkerrecht* の創刊をした。1915年に、ストルップは、ニーマイヤーが1890年に創刊した *Niemers Zeitschrift für Internationales Recht* の編集委員となった¹¹⁶⁾。

113) Breunung (前注18)), S.512.

114) Ib., S.512ff.

115) Ib., S.515f.

116) Ib., S.515.

(24) M. ヴォルフ (Martin Wolff)

(a) M.ヴォルフについては、【法学上の発見】151頁¹¹⁷⁾。

(b) ヴォルフは、大家となってから亡命したことから、関係者は多い。戦後ドイツの法学界の重鎮が多数輩出しているほか、イギリスの法学界への影響も大きい。

ヴォルフの助手となったのは、Rudolf Friedrich, Walter Hallstein (1901-1982), Ludwig Kattenstroth (1906-1971), Robert Krawielicki (1905-1966) である¹¹⁸⁾。

また、博士の取得者は、Ernst von Caemmerer (1908-1985), Hans Dölle (1893-1980), Else Koffka (1901-1994), Heinrich Kronstein (1897-1972), Fritz Mann (1907-1991), Ludwig Raiser (1904-1980), Maximilian Schmulewitz (Clive Schmitthoff, 1903-1990) である。

女性法律家の Koffka の学位論文は、Zur Lehre vom Urheberrecht am Film, 1925であった。彼女は、ベルリン大学の法学部では最初の女性の助手であった。戦後、彼女は、連邦裁判所 (BGH) の裁判官となった。また、ケメラールは、カイザー・ウィルヘルム研究所では、ラーベルの助手であったが、自身は、ヴォルフの弟子と述べている¹¹⁹⁾。

このうち、Clive M.Schmitthoff, (Maximilian Schmulewitz, 1903-1990) は、1927年に、ベルリン大学で、M.Wolff の弟子となった。学位論文は、Die Verwaltungsaktie, 1927. 第二次国家試験後の 1929 年に、弁護士となり、1933年の弁護士法の改正により職業を禁じられて、イギリスに亡命した。ロンドン経済政治大学で、LL.M. を取得し、バリスターの資格もえた。戦後もイギリスにとどまり、アカデミックな経歴に成功した¹²⁰⁾。

さらに、ハピリタチオンを取得したのは、上の Hallstein, Krawielicki,

117) Ib., S.550ff.; Beatson and Zimmermann, (前注30)), S.441 (Dannemann).

118) Ib., S.556.

119) Ib., S.556f.

120) Breunung (前注18)), S.558; Beatson and Zimmermann, S.367ff. (Adams).

Raiser である。ハルシュタインは、1929年に、ベルリン大学で、ハビリタチオンを取得。すぐには公刊されず、1931年に、公刊された。彼は1930年にロシュトック大学、1941年に、フランクフルト大学の教授、戦後 CDUに入り、アテナウアー政権の内閣府の次官、外務省の次官、1958年から1967年には、EC委員会の委員長となった。戦後の経歴は政治家である。

その他の弟子として、Ernst von Caemmerer (1908-1985), Werner Goldschmidt (1910-1986) がいる¹²¹⁾。

同僚として、Viktor Bruns (1884-1943), Theodor Kipp (1862-1931), Eduard Kohlrusch (1874-1948), Arthur Nußbaum (1877-1964), Ernst Rabel (1874-1955), Fritz Schulz (1879-1957) がいる¹²²⁾。

上記の Bruns, Kipp, Rabel, Schulz は、いずれも、ベルリン大学の教授である。Nußbaum は、1920年に、ベルリン大学の員外教授、1933年に、アメリカに亡命し、ニューヨークで、Research Professor となった。Kippは、Eck の後継であり、M.Wolff も、Eck の弟子であった(ハビリタチオンはギールケの下で書いた)。また、Wolff は、Kippの家族法テキストの共著者となるなど(Enneccerus-Kipp-Wolff)、仕事上も私的関係でも親交があった¹²³⁾。

Kohlrauschは、1913年に、シュトラスブルク大学の教授、1919年にベルリン大学の教授となった。彼は、1933年に、ナチスの支持者による M.Wolffの講義妨害が起ったさいに、学長として M.Wolffを支えた。1933年に、この職を退いた後、ナチス法律家連盟に入らざるをえなくなり、ドイツ法アカデミーやライヒ司法省の刑訴法委員会にも参加した。M.Wolff は、戦後、同委員会の作業は、あまりナチス的ではなかったとして弁護し、20年来の親交を述べている¹²⁴⁾。

121) Ib., S.558ff.

122) Ib., S.560ff.

123) Ib., S.560. 【法学上の発見】 151 頁。

124) Breunung (前注18)), S.560.

Ⅲ アメリカへの亡命法学者

1 総論

以下の12人の亡命法学者の中では、ラーベルとクロンシュタインを除き、帰国した者はない。比較的若いクロンシュタインが帰国したのは、若手の亡命法学者の中では例外である。

アメリカに亡命した者(おもに比較法学者)については、かねて五十嵐清教授による研究がある¹²⁵⁾。本稿では、著名な亡命法律家のうち、かねて検討したラーベルとラインシュタインを除いて、簡単な紹介をしよう。以下には、年長者も含まれているが、若手の多くは、1900年から1910年の間に生まれた者である。

年長者は、ドイツ時代の専門を継続し、あるいはローマ法、比較法、法史などの関連領域に携わったのに対し、若手は、亡命先において、ほとんどゼロからの出発であった。新たに法的な資格を取得し、固有の領域に挑戦したのである。関連領域から出発する場合でも、狭義の実定法の解釈学はほとんど役に立たなかったから、英米法からの新しい視点が必要となった¹²⁶⁾。比較法が深化する契機となった。そして、いずれの場合でも、欧米の学者の専門領域の広いことが有益であった。就職にも有益であったし、学問的な深化にも有益だったのである。

さらに、欧米の学者の大学の変遷は、平常の時にも行われていたから¹²⁷⁾、海外にすでに知己がいることも多く、就職活動にも有利であった。閉鎖的な日

125) 五十嵐清「亡命法学者のアメリカ法への影響」現代比較法学の諸相(2002年)141頁以下(以下、五十嵐・頁数で引用する)。

126) ラーベルのように、比較法的観点から、あらかじめ英米法を研究していた者は、まれである。多くの者にとって、比較法は、亡命の結果、事実上強要されたのである。

127) 19世紀の初頭から学者の移動が拡大したことについては、キール大学に関連して指摘した。独法107号43頁以下。

本の場合とは比較にならない。他方、亡命者が多数にのぼったことから、競争も激しかった¹²⁸⁾。

なお、(8)は、戦前には少ない女性法律家である¹²⁹⁾。

2 各 論

(1) Ernst Rabel (1874-1955) については、【法学上の発見】422頁¹³⁰⁾。

(2) Max Rheinstein (1899-1977) については、【法学上の発見】162頁¹³¹⁾。

(3) フロイント (Ernst Freund, 1864-1932)

フロイントは、1864年に、ニューヨークで、ユダヤ系の家系に生まれた。ドイツで教育をうけ、ベルリン、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。1884年に、アメリカに移住した。亡命法学者ではなく、望んでアメリカに移住した。1884年から、コロンビア大学で法律学を学び、1886年に弁護士となった。1892年から、コロンビア大学で公法を教えた。1894年に、シカゴ大学の講師。担当は、ローマ法と法哲学であった。1902年に、シカゴ大学の法学部の創設に

128) ベルリン大学の民法教授でも、妻がイギリス国籍を有した M. ヴォルフはイギリスに亡命し職をえたが、シュルツはなかなか職をえられず、ラーベはアメリカに渡った。

なお、近時、アメリカ側の研究から、ニュルンベルク法の成立に関し、アメリカの有色人種差別法が、人種法のモデルになったことが指摘されている。ウィットマン「ヒトラーのモデルはアメリカだった、法システムによる『純血の追求』」(J. Q. Whitmann, Hitler's American Model, 2017. 西田美樹訳, 2018年)。2分の1混血、4分の1混血といった基準も、アメリカ移民法や南部の差別立法に由来するとする。ただし、主たる対象となっているのは、ユダヤ人ではなく、黒人やアジア人など有色人種であるとの相違がある。

129) 女性法律家については、別稿を予定している。亡命法律家には女性も多いが、本稿では立ち入らない。

130) 五十嵐・145頁。

131) 五十嵐・148頁。

関わり、教授となった。1932年に亡くなった。彼は、アメリカの立法学と行政法学の先駆者であった¹³²⁾。

(4) シュレジンジャー (Rudolf B.Schlesinger, 1909.10.11-1996)

シュレジンジャーは、1909年に、ミュンヘンで生まれた。父は、弁護士で、アメリカの市民権をもっていた。1933年に、ミュンヘン大学で学位をえた。この時点ですでにナチスの時代となり、公務につけないことから、銀行の法律顧問となった。1939年に、アメリカに移住。自分もアメリカの市民権を有していた。コロンビア大学のロースクールで法律学を学び、1942年に、卒業。ニューヨーク最高裁の長官 Irving Lehmanのロークラークとなった。ニューヨークの法律事務所の弁護士。1948年に、コーネル大学教授、1976年に、サンフランシスコのヘースティングス法律学校に移籍。1996年に亡くなった。専門は、比較法である¹³³⁾。

(5) エーレンツワイク (Albert Armin Ehrenzweig, 1906.4.1-1974.6.4)

エーレンツワイクの一族には、著名人が多数いる。

(a) Armin エーレンツワイクは、1906年に、下オーストリアの Herzogenburg でユダヤ系の家系に生まれた。父親は、保険法の大家である Albert Ehrenzweig (1875-1955) であった。ウィーン、パリ、ハイデルベルクの各大学で法律学を学び、国家試験に合格し、1928年に、学位をえた。1933年に下オーストリアの Hainfeld で裁判官となった。のち、ウィーン近郊の Baden, Josefstadtで裁判官をしたが、オーストリア併合の 1938 年に、イギリスに亡命、1939年に、さらにアメリカに渡った。シカゴ大学で法律学を学び (Kessler に学ぶ)、1941年に、法学博士となった。1942年に、LL.M. を取得し、助手、1944年に、弁護士。1948年に、カリフォルニア大学のバークレー校の教授。1974年に、カリフォルニアのバークレーで亡くなった。専門は、国際私法、

132) 五十嵐・143頁。American National Biography, Vol.8 (1999), pp.470.

133) 五十嵐・151頁。

国際法である¹³⁴⁾。

Irrtum und Rechtswidrigkeit, 1931.

Über den Doppelbesteuerungsvertrag zwischen Großbritannien und den USA, 1945.

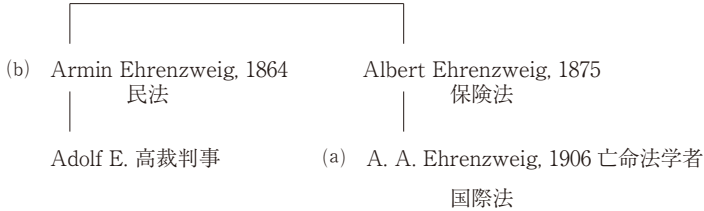
(b) A.A.エーレンツワイク (Albert Armin Ehrenzweig, 1864.12.15-1935.9.29) は、1864年に、ブダペストでユダヤ系の家系に生まれた。1882年から、ウィーン大学で法律学を学び、1888年に、学位をえた。裁判所に勤務し、1895年に、ウィーン大学でハビリタチオンを取得し (Die sogenannten zweigliedrigen Verträge, insbesondere Verträge zu Gunsten Dritter nach gemeinem und österreichischem Recht, 1895)、私講師となった。1901年に、ウィーン大学の員外教授。1913年に、グラーツ大学の正教授。1934年に、定年となった。1935年に、グラーツで亡くなった¹³⁵⁾。不当利得の類型論で名高いWilburgの師である。

System des österreichischen allgemeinen Privatrechts, Bd. 1f. (hrsg. Pfaff), 1885ff., 6. A. (bearb. v. Ehrenzweig Armin 1920ff.), Neud.1983.

134) 追悼文として、Juristische Blätter 1975 Heft 13/14, 363 (Matscher).祝賀論文集として、Albert A. Ehrenzweig und das internationale Privatrecht (hrsg. Serick Rolf/Niederländer Hubert), Festschrift, 1986がある。Göppinger, a.a.O. (前注16)), S.276.五十嵐・154頁。

135) 祝賀論文集として、Internationales Versicherungsrecht (hrsg. Möller), Festschrift, 1955. 追悼論文集 Gedächtnisschrift (hrsg. Jayme/Kegel), 1976 がある。Geschichte Rechtswiss. Fak. Graz, S. 73ff.; Lichtmanegger, Die rechts- und staatswissenschaftliche Fakultät der Universität Innsbruck 1945-1955, 1999, S.154; Wesener, Anfänge und Entwicklung der österreichischen Privatrechtsgeschichte im 19. und frühen 20. Jahrhundert, ZNR 2006, 399.

Ehrenzweig の関係



(6) ケスラー (Friedrich Kessler, 1901.8.25-1998.1.21)

ケスラーは、1901年に、南ドイツの Hechingen で生まれた。父は、Stuttgart 高裁の裁判官であった (Wilhelm Kessler, 1879-1952)。1919年から、チュービンゲン、ミュンヘン、マールブルクの各大学で法律学を学んだ。1926年に、ベルリンのカイザー・ウィルヘルム比較法研究所。1928年に、学位をえた。1931年に、ハビリタチオンを取得し、1932年に、ベルリン商科大学の講師となった。1934年に、アメリカに亡命した。彼自身は、ユダヤ人ではなかったが、妻 (Eva, 1888-1983) がユダヤ系であった。やや似た例としては、歴史家のヒンツェ (Hedwig Hintze, 1884.2.6-1942.7.19) が、年長で亡命できない夫をおいて、オランダに亡命した例がある。ナチスのユダヤ人の定義は広く、ユダヤ人の配偶者もユダヤ人とされたからである。

イエール大学のロースクールで学び、1938年に助教授。シカゴ大学の准教授をへて、1942年に、同大学教授。1947年に、イエール大学教授、契約法の大家である Corbin の後継であった。1970年に定年となり (彼の後継は、Gilmore)、カリフォルニア大学バークレー校の客員教授。1998年に、サンフランシスコで亡くなった。契約法の大家であった¹³⁶⁾。

五十嵐清教授によれば、彼は、アメリカ契約法の改造に力があつた。それま

136) 追悼記事として、Lutter, JZ 1998, 669. 五十嵐・158 頁以下。現代比較法学の諸相 (2002年)。A. T.Kronman, My Senior Partner. 104 Yale L. J. (1995), 2129. 同号には、ケスラーに関する論文が3本掲載されている。

で、Willistonの理論と契約法第一次リステイメントによる契約自由の原則によって支配する立場は、リアリズム法学の Corbin により批判され、Kessler がそれを引き継いだとする。契約自由の原則を基礎とするが、実質的には、それが経済的強者の支配を意味することから、その制限をもたらすものである¹³⁷⁾。

Contract of Adhesion - Some Thoughts about Freedom of Contract, 43 Columbia L.Rev. 629 (1943).

Automobile Dealer Franchises, 66 Yale L.J. 113 (1957).

Culpa in contrahendo, Bargaining in Good Faith and Freedom of Contract, 77 Harv.L.Rev. 401 (1964).

(7) クロンシュタイン (Heinrich Kronstein, 1897.9.12-1972.9.27)

クロンシュタインは、1897年に、カールスルーエで、ユダヤ系の家系に生まれた。第一次世界大戦に参加し、1919年に、ハイデルベルク、ボンの各大学で法律学と経済学を学んだ。1924年に、ベルリン大学の Martin Wolff の下で学位をえた (Heimstätteneigenschaft, 1924)。1926年に、マンハイムで弁護士となり、1935年に、アメリカに亡命した。ベネディクト会のカトリックに改宗、ニューヨークのコロンビア大学のロースクールで学び LL.B.を取得。1940年に、ワシントンのジョージタウン大学のロースクールで、S.J.D.を取得。司法省で通訳となった。1941年に、ジョージタウン大学教授。1941年から47年の間、アメリカ司法省の特別弁護士。1949年と51年に、フランクフルト (マイン) 大学の客員教授。1952年に、同大学から、名誉教授号をうけた。1955年に Walter Hallstein の後継として、同大学の正教授となった。1965年に、同大学を定年となった。1972年に、ベルンで亡くなった。専門は、経済法、カルテル法である¹³⁸⁾。

137) 五十嵐・158頁。

138) 祝賀論文集として、Das Unternehmen in der Rechtsordnung (hrsg.Biedenkopf/Coing/Mestmäcker), Festschrift, 1967がある。追悼記事として、Nachruf, NJW 1973, 25 (Götz); JZ 1973, 133 (Fikentscher); Heinrich Kronstein, Juristen an der Univ. Frankfurt am Main 1989, 253 (Rehbinder); Deutschsprachige Zivilrechtslehrer 2007

Regulation of Trade, 1953.

(8) B.ボーデンハイマー (Brigitte M. Bodenheimer, 1912.9.27-1981.1.7)

(a) B.ボーデンハイマーは、1912年に、ベルリンでユダヤ系の家系に生まれた。父は、著名なローマ法学者のレーヴィ (Ernst Levy) であった。1930年に、アビトゥーアを取得し、ハイデルベルク、ミュンヘン、ベルリン、フランクフルト (マイン) の各大学で、法律学を学んだ。1933年に、アメリカに亡命した。ニューヨーク大学で法律学を学び、1934年に、短期間、ドイツに戻り、学位をえた。1936年に、ワシントン大学で、学士となった。Edgar Bodenheimer と結婚した。1940年に、ワシントンで、弁護士資格をえて、住宅局の相談部署に属した。1949年に、ユタ州の弁護士、同州の検事総長の特別助手となった。1953年に、ニューヨークの司法行政大学の研究員、1954年に、ユタ州の最高裁の民事手続規則に関する委員会の委員、1962年に、ユタ大学の講師。1964年に、助教授。1972年に、カリフォルニア大学の教授、1979年に、定年となった。1981年に、カリフォルニアの Davis で亡くなった。専門は、家族法である。アメリカの家族法の改革に寄与した¹³⁹⁾。

The Utah marriage counseling experiment, 1961.

(b) E.ボーデンハイマー (Edgar Bodenheimer, 1908.3.14-1991) は、1908年に、ベルリンで、ユダヤ系の家系に生まれた。法律学を学び、第一次国家試験、第二次国家試験に合格。1932年に、ベルリンで学位をえた (Das Gleichheitsprinzip im Aktienrecht, 1933)。1933年に、アメリカに亡命した。1937年に、ワシントン大学の学士、1946年に、助教授となった。1951年に、ユ

188 (Biedenkopf).五十嵐・161頁。

139) Göppinger, a.a.O. (前注16)), S.270; Röwekamp, Juristinnen, Lexikon zu Leben und Werk, 2005, 48.五十嵐・162頁。父のレーヴィは、著名なローマ法、民法学者であった。【法学上の発見】16頁。亡命法学者 (B.Bodenheimer) は、法律家の中では、第2期以降であり、その父も法律家であるという例がかなりある。第1期の者の場合 (Levy) は、法律職につくのが最初で、その父は商人であるという例が多い。就職先に制限があったからである。

タ大学の教授、1966年に、カリフォルニアに移った。専門は、法哲学である¹⁴⁰⁾。

Jurisprudence, 1940.

Essays in honor of Hans Kelsen, 1971.

(9) リーゼンフェルト (Stefan Albrecht Riesenfeld, 1908.6.8-1999.2.17)

リーゼンフェルトは、1908年に、プレスラウで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、プレスラウ大学の法学教授であった。第一次国家試験に合格、1930年に、学位をえた（成績は、最上位の *summa cum laude*）。助手となり (Schmidt-Rimpler), 1932年に、試補となり休暇をとったが、ナチスの時代となり、復帰はかなわなかった。1934年に、イタリアのミラノでまた学位をえた。1935年に、アメリカに渡り、1940年に、市民権をえた。兵役に服し、カリフォルニア、バークレイで助教授となった。1945年以降は、戦後のドイツの占領軍の顧問となった (Berater des Office of High Commissioner)。1999年に、バークレイで心臓病で亡くなった (Herzversagen)。専門は、経済法、国際法、比較法である¹⁴¹⁾。

Das Problem des gemischten Rechtsverhältnisses im Körperschaftsrecht unter besonderer Berücksichtigung der Versicherungsvereine auf Gegenseitigkeit, 1932.

Das neue Patentgesetz der Vereinigten Staaten im Lichte der Rechtsvergleichung, 1954.

(10) クットゥナー (Stephan Kuttner, 1907.3.24-1996.8.12)

クットゥナーは、1907年に、ボンで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、民法学者の教授 Georg Kuttnerであった。ベルリン大学の助手、1933年に、プ

140) Göppinger, aa.O.(前注16)), S.270.

141) 記念論文集 *Ius internationes* (hrsg. Jayme/Kegel/Lutter), 1983 がある。顕彰記事がある。Zeitschrift für Insolvenzrecht 1998, 197 (Habscheid)。また、追悼記事として、DAJV-Newsletter 1999, 25 (Ackmann), RabelsZ 1999, 405. 五十嵐・164 頁。

ロテスタントからカトリックに改宗。バチカンの図書館の研究者となった。1937年に、ローマのラテラノ専門大学の教授、1940年に、ワシントンのカトリック大学の教授、42年に正教授。1964年に、イエール大学教授、1970年に、カリフォルニア大学バークレー校の教授、カノン法の Robbins Collection の所長。1989年に定年となった。1996年に、カリフォルニアのバークレーで亡くなった。1960年に、ボン大学の客員教授、1966年に、同大学から名誉教授号をうけた。ほかにも、ポローニア、レーベン、パリ、ミラノ、シュトラスブルク、サラマンカ、モンペリエ、ワシントン、マドリット、ケンブリッジ、ヴェルツブルクなどの大学から、名誉教授号をうけている。ローマの Academia dei Lincei の外部会員。バイエルン学術アカデミー会員。ベルギーのアカデミー会員、ブリティッシュ・アカデミー会員。専門は、教会法と法史である¹⁴²⁾。

Kanonistische Schuldlehre von Gratian bis auf die Dekretalen IX, 1935.

Repertorium der Kanonistik (1140-1234), 1937.

The History of Ideas and Doctrines of Canon Law in the Middle Ages, 1980, 2. A. 1992.

Medieval Councils Decretals and Collections of Canon Law, 1980, 2. A. 1992, Neud.1999.

Studies in the History of Medieval Canon Law, 1990.

(11) ケルゼン (Hans Kelsen, 1881.10.11-1973.4.19)

公法学者では、ケルゼンがいるが、あまりに著名なことから、本稿であまり詳細に立ち入る必要はあるまい。ケルゼンは、1881年に、プラハで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、Abraham Littman (Vulgo Adolf) Kelsenで、ガリツィアの Brody の出身で、1878年から、プラハで水道管の商いをしてきた。1894年に、ウィーンに移る。1899年ごろから、ウィーン大学で法律学を学び、Otto

142) 論文集 Collectanea Stephan Kuttner 1967.祝賀論文集 Law Church and Society (hrsg. Pennington/Somerville), 1977; The Two Laws (hrsg. Mayali/Tibbets), 1990 があり、追悼記事で、Nachruf, NJW 1997, 306 (Landau) ほかがある。五十嵐・166 頁。

Weininger Entschluss の影響をうけた。1903年には、Edmund Bernatzikの法哲学を学んだ。1904年には、Leo Strisower の国際法、国際私法を学んだ。1905年に、カトリックに改宗、1906年に学士となり、同年から弁護士事務所に勤めた。1906年に、学位をえた。1906年に Leopoldstadt の区裁判所に、さらに、ウィーンのラント裁判所に勤務。父の死後、1907年から、ハイデルベルク大学で学んだ。1908年に、再度、裁判所に勤務したが、じきに弁護士になった。同年、ウィーンの商業・経済専門大学から1898年に改組した輸出アカデミー (Exportakademie) で非常勤で教えた。同時に、のちにそこで校長となる Ernst Seidlerの助手となった。1910年に、オーストリア・ハンガリー帝国の国家試験委員会に勤めた。1911に、憲法と行政法で、同アカデミーの私講師、1911年に、ウィーン大学でハビリタチオンを取得して (Die Staatslehre des Dante Alighieri 1905, Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 1911, 2. A. 1923, Neud. 1984)、私講師となった。同年、オーストリアの試補代理 (k.k. Konzeptsadjunkt)、1912年に、Margarete (geb.Bondi) と結婚、そのさいに、プロテスタントに改宗。1914年に、試補 (Adjunkt)、第一次世界大戦で兵役に服した。前線には出られず、軍行政や軍司法の職についた。1918年に、ウィーン大学の員外教授。軍事大臣の Stöger-Steiner の参与となった。

1919年には、首相のカール・レンナーの要請で、新生のオーストリア共和国の憲法草案の起草を引き受けた。憲法裁判所の終身の裁判官となった。1919年に、ウィーン大学の正教授。1929年に、いわゆる婚姻の特例 (Dispensehe) に関連して (カトリックでは、離婚した夫婦の再婚が禁止されていた。1938年以前は、民事婚も認められなかった。Albert Severの法律はこれを可能とした。最高裁 OGH は無効としたが、憲法裁判所は有効とし、1万5000人がこれによったことから、政治問題となった)、カトリック保守派との衝突から、憲法裁判所の裁判官を解任された。ケルゼンの影響は、今日でもオーストリアで大きい。1930年に、ケルン大学に移り、1932年に学部長。1933年に、暫定的に休職となった。ケルンでは、ナチスに攻撃された最初の法律家であった。ニッパードイと法学部 (Carl Schmittを除く) による政府に対する抗議の手紙は無視された。1934年に、休職となる。同年、純粋法学 (Reine Rechtslehre) の初版を出版。

1940年まで、ジュネーブの高等研究所 (Institut des Hautes Etudes Genf)。その間、1936年には、プラハのドイツ大学でも講義をもった。

アメリカに亡命し、1940年に、ハーバードのロースクール、1942年に、カリフォルニア大学のバークレー校に移り、1945年に、政治学の教授となり、アメリカの国籍を取得した。1952年に、ジュネーブの高等研究所、1953年には、アメリカの海軍戦略大学 (United States Naval War College) でも教えた。1973年に、カリフォルニアのバークレーで心臓病のために亡くなった。専門は、国法学、行政法、国際法、法哲学などである¹⁴³⁾。

Das Problem der Souveränität und die Theorie des Völkerrechts, 1920.

Sozialismus und Staat, 1920, 2. A. 1923, 3. A. 1965.

Vom Wesen und Wert der Demokratie, 1920, 2. A. 1929.

Der soziologische und der juristische Staatsbegriff, 1922.

Allgemeine Staatslehre, 1924.

Reine Rechtslehre, 1934, Neud. 2008, 2. A. 1960, 学生向けの版もある (2013)。純粋法学は、数学的論理と体系的演繹の方法で解釈を行うものであり、概念法学の発展であり、裁判官の法創造的機能を防止するものであるが、ナチスに付度する解釈の時代に、今日考える以上に実践的な意味

143) 記念論文集がある。Festschrift Hans Kelsen zum 80. Geburtstag, 1961; Law State and International Legal Order (hrsg. Engel/Métall), Festschrift, 1964; Festschrift (hrsg. Merkl/Marcic/Verdroß/Walter), 1971; Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion (Festschrift) 1982. 顕彰記事として、Würdigung, DÖV 1967, 1/2. S. 48 (Marcic). 追悼記事として、Hans Kelsen zum Gedenken, Gedächtnisschrift, 1974.

著名人であることから、多数の評伝がある。NDB 11, 479f.; Hans Kelsen, Streitbare Juristen 1988, 367 (Günther); Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 2, Staatsrechtslehre und Verwaltungswissenschaft 1800-1914, 1992, 449, 453f.; ders. Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 146ff.; Deutsche Juristen jüdischer Herkunft (hrsg. Heinrichs) 1993, 705 (Dreier).

を持っていたのである。

Society and Nature, 1943.

General Theory of Law and State, 1945.

The Law of the United Nations, 1950ff.

Théorie du Droit International Public, 1953.

The Communist Theory of Law, 1955.

The Essence of International Law, 1968.

Werke (hrsg. Jestaedt), Bd. 1-30, 2007ff.

(12) キッシュ (Guido Kisch, 1889.1.22-1985.7.7)

(a) キッシュは、1889年に、プラハで生まれた。父は、ユダヤ教のラビで、プラハ大学で法律学を学んだ。1913年に学位、プラハのラント裁判所で研修を行い、1914年に、民訴法学者の Adolf Wach の下でハビリタチオンを取得した (Der deutsche Arrestprozess in seiner geschichtlichen Entwicklung, 1914)。1920年に、ケーニヒスベルク大学で教授となり、1922年に、ハレ大学教授。1933年に、定年を強制された。1933/34年に、ブレスラウのユダヤ教の宗教学校の教授となったが、1935年に、アメリカに亡命し、1937年に、ニューヨークのユダヤ教の宗教協会やヘブライ大学の教授となったが、安定した職ではなかった。戦後もドイツには帰国せず、オランダやスイスの大学の客員となった。1955年にドイツでも講義をしたが、1958年には定年となった。1985年に、亡くなった¹⁴⁴⁾。

法史と民訴の業績が多い。

Das Einlager im älteren Schuldrecht Mährens, 1912.

Zur sächsischen Rechtsliteratur der Rezeptionszeit, 1923.

Die Kulmer Handfeste, 1931.

Das Fischereirecht in Deutschland, 1932.

144) キッシュの自伝がある。Lebensweg eines Rechtshistorikers - Erinnerungen 1975 (Autobiographie).

Sachsenspiegel and Bible, 1941.

The Jews in Medieval Germany, 1949, 2. A. 1970.

中世の法学者ツァシウスやバーゼル、人文主義関係のものは、戦後の業績である。ツァシウスについては、【大学】275頁以下参照。

Zasius und Reuchlin, 1961.

Humanismus und Jurisprudenz, 1955.

Bartolus und Basel, 1960.

Erasmus und die Jurisprudenz seiner Zeit, 1960.

Die Anfänge der juristischen Fakultät der Universität Basel 1449-1529, 1962.

Enea Silvio Piccolomini und die Jurisprudenz, 1967.

Melanchthons Rechts- und Soziallehre, 1967.

Gestalten und Probleme aus Humanismus und Jurisprudenz, 1969.

Studien zur humanistischen Jurisprudenz, 1972.

(b) 同名のキッシュ (Wilhelm Johann-Baptist Josef Kisch, 1874.12.12-1952.3.9) は、不能論で著名である。彼は、1874年に、上エルザスの Diedelsheim で生まれた。ユダヤ系ではない。祖父は、農民の家系であったが、両親は、1871年に、ルクセンブルクからエルザスに移住した。父は、税理士 (Steuersekretär) であった。彼は、1893年から、シュトラスブルク大学で、法律学を学び、1899年に学位をえた (師は、August Sigmund Schultze、論文は、Begriff und Wirkungen der besonderen Streitgenossenschaft, 1899)。1900年に、ハビリタチオンを取得 (Die Wirkungen der nachträglich eintretenden Unmöglichkeit, 1900)。エルランゲン大学の招聘を断り、1903年に、シュトラスブルク大学の正教授となった。1916年に、ミュンヘン大学教授。Lothar von Seuffert の後任であった。枢密顧問官。民訴学者の Leo Rosenberg, Max Pagenstecher, Albrecht Mendelssohn Bartholdy などとともに、民訴法学者協会 (Vereinigung deutscher Zivilprozesslehrer) を創設した。1933年から37年の間、ドイツ法アカデミーの副総裁となった。1937年に、ナチスに加入したが、

戦後の非ナチス化委員会の審査では、ナチスの信奉者ではないとされている。1935年に、健康上の理由から、自分の意思で年金生活に入り、1942年に、名誉教授となった。1952年に、亡くなった¹⁴⁵⁾。

以下の業績がある。

Parteiänderung im Zivilprozess, 1912.

Handbuch des Privatversicherungsrechts, Bd. 1f. 1920ff.

Handbuch des Patentrechts, 1923.

Der deutsche Rechtslehrer, 1939.

50 Jahre Allianz, 1940.

Das Recht des Versicherungsvereins auf Gegenseitigkeit, 1951.

IV むすび、補遺と歴史の検証

1 概 観

(1(a) 最後に、別の観点から、イギリスへの亡命法学者を中心とする検討をもって、歴史的部分のまとめとしよう¹⁴⁶⁾。合計 18 人であるが、このうち以下の9人は、著名であり、すでに検討したことがあるので、重複した検討はしない。イギリスへの亡命者であるが、ほとんど帰国していない。近隣であるイギリスへの亡命者は、アメリカとは異なり、多数が帰国したというのは誤解であり、帰国しない者も多かったのである。比較的年長の者で著名人の帰国が多

145) 顕彰記事 NJW 1952, 374 (Kötter) がある。Klee, aa.O. (前注5)), S.311. 弟子として、Hans Würdinger, Hans Möller, Emil Frey, Robert Schumanがいる。なお、Titzze や Kisch と同じく1900年に、不能のモノグラフィーを出した Kleineidem については、あまり明確ではない。同人の著書には、以下がある。

Ummöglichkeit und Unvermögen nach dem Bürgerlichen Gesetzbuche für das Deutsche Reich, 1900.

Einige Streitfragen aus der Unmöglichkeitstheorie des BGB, JherJb 43 (1901), 105.

146) おもに、Beatson and Zimmermann, Jurists Uprooted, (前注30)) による。

かったことから、帰国が目立つのである。

Fritz Schulz (1879-1957), S.105ff.(Ernst); Fritz Pringsheim (1882-1967), S.205ff.(Honoré); Hermann Kantorowicz (1877-1940), S.269ff.(Ibbetson); Ernst J.Cohn (1904-1976), S.325ff. (Lorenz); Clive M.Schmitthoff (1903-1990), S.367ff.(Adams); Martin Wolff (1872-1953), S.441 (Dannemann), Hermann Mannheim (1889-1974); S.709ff.(Hood); Max Grünhut (1893-1964), S.726ff.(Hood); Gerhard Leibholz (1901-1982), S.535ff.(Wiegandt).

亡命法学者の亡命が、1933年のナチスの政権掌握を契機としていることはいうまでもないが、(6)(7)の2人は、この時期とは関係なく出国している。すでに19世紀から、ユダヤ系の者には住みにくい事情があったことを窺わせる。亡命は、必ずしも一過性のものではなかったのである ((6) のオッペンハイムはスイスからの亡命であり、やや特殊である)。先例としては、前述の III2 (3) フロイントの例もある。また、ラーベルのように、よりよい条件を目指してイギリスからさらにアメリカに移動する者もいた¹⁴⁷⁾。

他の者は、おおむね1900年から1910年に生まれた者であり、キャリアの最初の時期に亡命している。この点では、III のアメリカに亡命した者と類似している。

なお、以下の(1)～(9)の者は、いずれもユダヤ系であり、政治的な理由から亡命した者はいない。女性法律家は少なく、以下でも、(4)(b)の E. マンのみである¹⁴⁸⁾。

イギリスでは、既存の法の研究に影響を与えたり、個別の寄与をなしたにとどまるが、アメリカでは、新しい領域の形成そのものに功績があった例が多い。すでに一定の水準にあったイギリスでは、亡命法学者は、既存の学者の中に組み込まれたが、アメリカでは、法学の一般的な水準を向上させることや新分野の形成に功があったものと位置づけることができよう。英米法といっても、ア

147) ラーベルについては、【法学上の発見】419頁以下参照。

148) ただし、女性法律家の亡命が少なかったわけではなく、ワイマール共和国の時代に大幅な女性の進出があったが、多くは職を失ったのである。詳細は別稿による。

アメリカ法がイギリス法と異なる固有の形成をすることに寄与したのである。

(b) また、近時のナチス犯罪に関する歴史の検証の作業と、それから生じた法曹養成制度の改革の動向にふれて、まとめとしよう。これは、現代的な問題との関係を示すものである(以下、4参照)。

(2)(a) 亡命法学者が法の移転に寄与した領域は大きい。制度的なものとしては、アメリカの大学にも、多くの比較法研究所ができたことである。また、亡命法学者の大家には、ドイツに多くの弟子をもっていたから(たとえば、ラーベル)、戦後、その孫弟子がアメリカで英米法を学ぶ道を開いた。アメリカの大学は戦争中にその水準を高めたことから、戦前は、もっぱらアメリカからドイツに向かった留学の流れは逆転し、ドイツからアメリカに向かう道が通じたのである。近時のドイツの研究者の多くは、ドイツで博士の学位論文(Dissertation)を書いた後、アメリカでLL.M.を取得し、さらに、ドイツで、ハビリタチオン論文(Habilitation)を書くことを通常とする。このLL.M.も、とくに外国人が短期間に容易に資格をとれるようにするために、1年のコースとして戦後整備されたものである。亡命法学者の功績の一部である。

ドイツの博士論文は、戦後の大量進学時代に価値を失い、実質的に学部の卒業論文の程度になっている。そこで、ドイツで博士論文を書いた後、アメリカで修士を取得するという、一見したところ、逆転した関係が生じているのである。こうした留学と比較法に関するハード面の改革については、別稿で扱う。

アメリカからドイツに向かう留学の流れは、戦後減少したが、なお存在するから、交流が相互的なものになったことが戦後の特徴の1つでもある。フンボルト財団が、アメリカからの留学に力を入れるようになったのは、戦前の反省をふまえたものである。ただし、とくにアメリカ法は、固有の領域を爆発的に増加させ、かつ経済力に応じて、大陸法への興味は減少したから、戦前と比較すると、外国法の研究は、せいぜい比較法や基礎法の対象に限定されるようになっていく。

(b) 学問的なものとしては、第1に、亡命法学者によって亡命先の学術水準の向上があったことが重要である。とくに、ローマ法研究は、ローマ法が大陸法の基礎となった沿革上、英米における学問水準を向上させた。また、亡命

法学者が大陸法的な思考を持ち込んだことによって、少なくとも一時的には、そうした方法論の影響がみられた。しかし、継続的には、外国法への関心が高まり、比較法研究が盛んになった。また、よりすそ野を広げた比較法文化や法社会学、法人類学などの契機ともなっている。法哲学や法学方法論、国際法への影響もみられた。

第2 に、共通する法や基礎法における、たんなる質的な向上にとどまらず、とくにアメリカ法固有の進展に寄与したことが重要である。これらについては、むしろ、以下の各論で個別に言及することにした。たとえば、後述のホムブルガーの民事手続法やナーデルマンの国際破産法の研究などである(3(6)、(8)参照)。

2 各 論

(1) ダウベ (David Daube, 1909.2.8-1999.2.24)

ダウベは、1909年に、フライブルク(ブライスガウ)で生まれた。1999年に、カリフォルニアで亡くなった。父は、商人であった。フライブルク(ブライスガウ)大学、ゲッチンゲン大学で法律学を学び、1931年に、ゲッチンゲン大学の Otto Lenel と Wolfgang Kunkel の下で学位をえた。1936年に、追放され、イギリスに亡命した。ケンブリッジ大学で学位をえた。1940年に勾留された(1938年9月に、ミュンヘン協定、1940年に、第二次世界大戦勃発)。1951年に、Aberdeen大学の教授。1955年に、オックスフォードで大学の D. C. L. 1970年に、カリフォルニア大学のバークレー校で教授となった。専門は、ローマ法、古ユダヤ法、法史である¹⁴⁹⁾。

Forms of Roman Legislation, 1956.

The Sudden in the Scriptures, 1964.

Collaboration with Tyranny in rabbinic Laws, 1965.

Studies in biblical Law, 1969.

Gewaltloser Frauenwiderstand im Altertum, 1971.

149) Beatson and Zimmermann, S.233ff. (Roger); Göppinger, aa.O.(前注16)), S.274.

The Duty of Procreation, 1977.

Das alte Testament im neuen aus jüdischer Sicht, 1984.

(2) ウールマン (Walter Ullmann, 1910-1983)

ウールマンは、1910年に、下オーストリアの Pulkau で、父方の祖父がユダヤ系の家系に生まれた。父は医師であった。ウィーン、インスブルックの大学で法律学を学び、1933年に、ウィーン大学で学位をえた。ウィーンで検察官となったが、オーストリア併合の 1938 年に、総統への誓約を拒否して解雇された。イギリスに亡命した。ケンブリッジ大学の Ratcliffe Collegeで研究員となったが、1940年に、ドイツのスパイの疑いで、一時勾留された。この1940年の勾留はきびしく、かなり多くの亡命者が影響をうけている（1939年に第二次世界大戦が勃発、1940年にはダンケルクの戦いがあった）。(1) のダウベも同様に勾留されている。1959年に、Trinity College の研究員、1965年に、ケンブリッジ大学の教授となった。1978年に引退し、1983年に亡くなった。専門は、法史である。1973年に、インスブルック大学から名誉博士号をうけた¹⁵⁰⁾。

The Medieval Idea of Law, 1946.

The Origins of the Great Schism, 1948.

Medieval Papalism 1949.

(3) カーン・フロイント (Otto Kahn-Freund, 1900.11.17-1979.8.16)

カーン・フロイントは、1900年に、フランクフルト (マイン) で、ユダヤ系の家系に生まれた。1918年に、兵役に服し、同年から、ハイデルベルク、ライプツヒヒ、フランクフルト (マイン) の各大学で法律学を学んだ。フランクフルトでは、労働法学者のジンツハイマーに学んだ。1923年に、第一次国家試験に合格し、1925年に、フランクフルト大学で学位をえた。1927年に、第二次国家試験に合格し、アメリカに研究滞在をした。1928年に、プロイセンで司法職についた。Berlin-Charlottenburg の区裁判官、1929年に、ベルリンの労働裁

150) Beatson and Zimmermann, S.289ff. (Ibbetson).

判所の裁判官となったが、1933年に、休職となり、のちに解雇。同年、イギリスに亡命した。ロンドンの経済大学で勉学をし、1935年に LL.M.を取得。assistant lecturerとなり、1936年に、弁護士となったが、ドイツの国籍を失い、博士の資格も失った（のちの1995年に、この博士の剥脱手続は無効とされた）。1940年に、イギリスの国籍を取得した。1951年に、ロンドンの経済大学の教授。1964年から71年まで、オックスフォード大学の教授となった。1979年に、イギリスで亡くなった（Haslemere/Surrey）。専門は、労働法、家族法である。ブリュッセル、パリ、ストックホルム、ボンの各大学の名誉博士号をうけた。国際労働法・社会保障法協会の会長、1976年に、イギリスの労働法学の創設者として、貴族の称号をうけた¹⁵¹⁾。

Der Umfang der normativen Wirkung des Tarifvertrages und der Wiedereinstellungsklausel (Dissertation), 1925.

Labour and the Law, 1972 (Arbeit und Recht, 1979).

Dicey Conflicts of Law - General Problems of Private International Law, 1976.

The Law Carriage by Inland Transport, 1939, 2. A. 1949, 3. A. 1956, 4. A. 1976.

(4) マン (Frederick Alexander (Fritz Alexander) Mann, 1907.8.11-1991.9.16 (17?))

(a) F.A.マンは、1907年に、Frankenthal でユダヤ系の家系に生まれた。祖父は銀行家であり、父は、弁護士で、司法顧問官であった (Richard Mann)。ジュネーブ、ミュンヘン、ロンドン、ベルリンの各大学で法律学を

151) 追悼記事がある。Nachruf, Recht der Arbeit 1979, 283 (Gamillscheg); NJW 1980, 165 (Ramm). 記念論文集 International collection of essays (hrsg. Gamillscheg/ de Givry/Hepple /Verdier), Festschrift, 1980もある。Otto Kahn-Freund, Streitbare Juristen 1988, 380 (Däubler); Stolleis, a.a.O., S.332; Bergemann, a.a.O.(前注54), Richter und Staatsanwälte), S.219; Beatson and Zimmermann, S.299ff.(Freedland).

学んだ。ベルリンでは Martin Wolff から学んだ。1930年に、第一次国家試験に合格し、M.Wolfの助手となり、その機会に Schulz の助手であった Flume と知り合った。1931年に、M.Wolffの下で学位をえた (Die Sachgründung im Aktienrecht, 1932)。1933年に、実務研修中に職を解雇された。ミュンヘンの弁護士事務所の所員となり、同年、イギリスに亡命した。ミュンヘンに第二次国家試験のために帰り合格。Elenore Ehrlich と結婚し、イギリスに戻った。1938年に、イギリスで博士となった (LL.D.)。弁護士資格をえた。1946年に、国籍を取得。ソリシター、1983年まで、実務に携わった。1991年に、ロンドンで亡くなった¹⁵²⁾。

The Legal Aspect of Money, 1938, 5. A. 1992 (Neud. 2011).

(b) Eleonore (Lore) Mann, geb. Ehrlich, 1907.6.4-1980.11.19

E.マンは、1907年に、プレスラウで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。1925年から、ベルリン大学で数学を学び、1926年から、ハイデルベルク、ベルリンの各大学で法律学を学んだ。1929年に、第一次国家試験に合格、1930年に学位をえて (Der Verrat von Betriebsgeheimnissen nach englischem und nordamerikanischem Recht, 1930)、ベルリン大学の助手となった。1933年に、第二次国家試験に合格。ロンドンに亡命した。当初、数学を学び、1948年からは、法律学を学んだ。ソリシターとなった。1980年に、ロンドンで亡くなった。夫は、法律家の Fritz Mann である¹⁵³⁾。

152) Beatson and Zimmermann, (前注30)), S.381ff. (Collins, 弁護士事務所の同僚); Breunung (前注18) 参照), S.580; Lewis Geoffrey F. A. Mann 2013 (同じく弁護士事務所の同僚)。

153) Röwekamp, Juristinnen, Lexikon zu Leben und Werk, 2005, 241.

トーマス・マン (Paul Thomas Mann, 1875.6.6-1955.8.12) との直接の関係は不明である。T.マンは、リューベックで商会をもつ古い家系に属する。1875年に、リューベックで生まれた。祖父は、オランダ領事、父は、都市参事会員であった。母は、ポルトガル系ブラジル人であった。1891年に、父が死去、家も没落し、1893年に、ミュンヘンに転居。1905年に、ユダヤ系の名家プリングスハイム家の数学教授 (Alfred Pringsheim, 1850-1941) の娘 Katia (Katharina Hedwig Mann, geb. Pringsheim, 1883-1980) と結婚した (その母は、女優の Hedwig Dohm, 1855-1942)。1929年に、ノーベ

(c) Fritz Karl Mann, 1883.12.10-1979.9.14

F.マンは、1883年に、ベルリンで生まれた。フライブルク（ブライスガウ）、ミュンヘン、ベルリンの各大学で法律学を学び、1906年に、ゲッチンゲン大学で法律学の学位をえた。さらに、ロンドン、パリ、ベルリンの各大学で、語学、歴史、哲学などを学んだ。1913年に、哲学博士。1914年に、キール大学において国法学でハビリタチオンを取得した。1920年に、キール大学の員外教授、1922年に、ケーニヒスベルク大学の正教授。1926年に、ケルン大学教授、1927年に、国際財政学のインスティテュートを設立。1935年に、解雇され、1936年に、アメリカに亡命した。ワシントン大学で講義をもち、1945年からは、連邦税法のインスティテュート長。1948年から、経済商業省で責任者を勤めた。1956年に引退し、1979年に、アメリカ・ワシントン（D.C）で亡くなった¹⁵⁴⁾。

Die Volkswirtschafts- und Steuerpolitik des Marschalls, 1913.

Die Staatswirtschaft unserer Zeit, 1930.

Steuerpolitische Ideale, 1937.

Finanztheorie und Finanzsoziologie, 1959.

Der Sinn der Finanzwirtschaft 1978.

(5) フリードマン (Wolfgang Friedmann, 1907.1.25-1972.9.20)

フリードマンは、1907年に、ベルリンでユダヤ系の家系に生まれた。ベルリン大学で法律学を学び、1930年に学位をえた。裁判官となったが、1933年に、イギリスに亡命。1938年に、ロンドン大学の研究員。1947年に、オーストラリアのメルボルン大学の教授、のちカナダのトロント大学教授、ニューヨークの

ル文学賞を受賞した。1933年に、スイス講演旅行時から、そこに滞在し、1938年に、アメリカに亡命した。1955年に、オランダで亡くなった。Katia の双子の兄弟 Klaus Pringsheim, 1883-1972) は、作曲家、指揮者であり、日本でも活躍した（東京で死亡）。民法学者の Fritz Robert Pringsheim もその縁戚である。【法学上の発見】149頁、180頁。Schröter, Klaus, Mann, Thomas, NDB 16 (1990), S.43ff.

154) DBE 6 (1997), 590. Schmölders との関係で、DBE 9, 38 にも記載がある。Wer war wer (Fritz Karl Mann).

コロンビア大学教授などをした。1972年に、亡くなった。国際法が専門である¹⁵⁵⁾。

Legal Theory, 1947, 5. A. 1967.

Recht und sozialer Wandel, 1969.

The Changing Structure of International Law, 1964, 2. A. 1966.

(6) オッペンハイム (Lassa Francis Lawrence Oppenheim, 1858-1919)

オッペンハイムは、1858年に、フランクフルト(マイン)近郊の Windecken で、ユダヤ系の家系に生まれた。1878年から、法律学、医学、心理学、哲学を学び(ゲッチェンゲンでは、イェーリングに学び、ベルリンでは、バロン、ブルナーやベーゼラーに学んだ)、1881年に、ゲッチェンゲン大学で学位をえた。1885年に、フライブルク(ブライスガウ)大学で、ハビリタチオンを取得した。1889年に、フライブルク大学の員外教授。教授にはなれなかったので、1892年に、バーゼル大学の員外教授。1893年に、同大学で正教授となった。当時のユダヤ系の学者としては成功した例であった。しかし、フランクフルトの自由な雰囲気では暮らした気質には、必ずしもそぐわなかったようである。そこで、1895年に、イギリスに亡命した。政治的理由も、経済的理由もなく、その理由は、必ずしも明確ではない。当時、イギリスには、5万人のドイツからの移民がいたが、その多くは東欧地域からの移民であった。オッペンハイムには父の遺産があり、ロンドンでも生活に困るようなことはなかった。亡命者の中では特殊な事例に属する。ロンドンの経済大学で教え、1900年に、イギリスの市民権を取得した。1908年に、ケンブリッジ大学の教授。専門は、刑法、国際法である。1919年に、ケンブリッジで亡くなった¹⁵⁶⁾。

155) 追悼記事がある。Nachruf, JZ 1972, 749 (Rheinstein); NJW 1973, 412 (Kahn-Freund). 記念論文集 Jus et societas, Gedenkschrift, (hrsg. Wilner), 1979; Beatson and Zimmermann, S.517 (Bell); Göppinger, a.a.O.(前注16)), S.281.

156) 当初の名前は、Lahsa だけで、イギリス市民権をえたときに、Lassa Francis Lawrence と変更した。Beatson and Zimmermann, S.583 (Schmoeckel). DBE 11,151をも参照。Zimmermann, Oppenheim, Lassa, NDB 19 (1999), S.566f.

Das Gewissen, 1898.

International Law, 1905, 2. A. 1912, 3. A. 1920, 4. A. 1921, 5. A. 1935, 6. A. 1944, 7. A. 1948, 8. A. 1955, 9. A. 1992.

(7) ラウターパハト (Hersch Lauterpacht, 1897-1960)

ラウターパハトは、1897年に、ガリツィアの Zolkiewで、ユダヤ系の家系に生まれた。1915年から、Lemberg とウィーンの両大学で、法律学、哲学、歴史、政治学を学んだ。1921年に、ウィーン大学で法学の学位をえた (Die völkerrechtlichen Mandate in der Satzung des Völkerbundes, 1922)。1922年に、政治学の学位をえて、1923年に、イギリスに亡命した。1922年に、ユダヤ学生の世界連盟の会長。ロンドン大学で国際法を学び、1927年に、助手となり、1931年に、イギリスの市民権をえた。1935年に、講義資格者となる。1940年に、アメリカの客員教授、1952年に、国際法委員会のメンバーとなり、1955年には、国際司法裁判所の判事となった。1960年に、亡くなった¹⁵⁷⁾。

Private Law Sources and Analogies, 1927.

The Function of Law in the International Community, 1933.

An International Bill of Rights of Man, 1945.

International Law and Human Rights, 1950.

International Law - Being the Collected Papers of Sir Hersch Lauterpacht, 1971ff.

(8) シュヴァルツェンベルガー (Georg Schwarzenberger, 1908.5.20-1991.9.20)

シュヴァルツェンベルガーは、1908年に、Heilbronn でユダヤ系の家系に生

Moses Mendelssohn の息子が Joseof, その息子が Alexander, その娘 Margarete は、法律家の Otto Georg Oppenheim (1817-1909) と結婚した。その縁戚と想われる。Otto は、1817年にケーニヒスベルクで生まれ、1909年にベルリンで亡くなった。プロテスタントで裁判官 (Tribunalrat) であった。GND: 128096276.

157) Beatson and Zimmermann, S.601ff. (Koskenniemi).

まれた。ハイデルベルク大学とチューリヒ大学で法律学を学び、1930年に、第一次国家試験に合格、1930年にチュービンゲン大学で学位をえた。司法研修をしたが、1933年に、スイスに逃亡。いったん帰国したが、同年、司法研修中に職を解雇され、1934年に、イギリスに亡命した。ロンドン大学で学び、1936年に、学位をえた (League of Nations and International World Order, 1936)。1938年に、講義をもった。1940年に拘束されたが、1946年に、イギリスの市民権をえた。講義資格者となり、1962年に、ロンドン大学教授、1975年に引退した。1991年に、ロンドンで亡くなった¹⁵⁸⁾。専門は、国際法である。1955年に、国際法協会の会員となった。

Das Völkerbundsmandat für Palästina, 1929.

Die Kreuger-Anleihen, 1931.

Die internationalen Banken für Zahlungsausgleich und Agrarkredite, 1932.

Die Verfassung der spanischen Republik, 1933.

Schwarzenberger/Keeton, Making International Law Work, 1939.

Power Politics, 1941.

International Law as applied by International Courts, 1945ff.

Schwarzenberger/Keeton, Year Book of World Affairs, 1946ff.

Schwarzenberger/Keeton, Current Legal Problems, 1948ff.

(9) リップスタイン (Kurt Lipstein, 1909.3.19-2006.12.2)

リップスタインは、1909年に、フランクフルト (マイン) で、ユダヤ系の家系に生まれた。父は医師であった。1927年から、グルノーブル、ベルリンの両大学で法律学を学び、ベルリンでは、Wolff, Rabel, von Caemmerer, Mezgerなどに学んだ。1931年に、第一次国家試験に合格し、研修生となったが、1933年に解雇された。1934年に、イギリスに亡命。1936年に、ケンブリッジ大学で学位をえた (Critical Studies upon the Beneficium cedendarum actionum and

158) Beatson and Zimmermann, S.663 (Steinle); Breunung, Die Emigration, S.581.

venditio nominis, 1936)。1937年に、ケンブリッジ大学の Harold Gutteridge の私的な助手となった。1940年に拘束されたが、1956年に、Clare College のフェロー。1962年に、講義資格者となった。1973年に、Clare の教授。1977年に、退官した。2006年に、ケンブリッジで亡くなった¹⁵⁹⁾。専門は、比較法である。

Chambers Encyclopedia, 1947.

Acta et agenda, 1977.

Collection of Essays by Kurt Lipstein (hrsg. Feuerstein Peter/Mansel Heinz-Peter), 2013.

3 補 遺

アメリカへの亡命者のうち、Ⅲでもれた者について、若干補充する。亡命者には、アメリカ法に影響を与えた者も、ドイツ法に影響を与えた者もいる。法の文化交流の面からも重要である。以下の者は、おもにアメリカ法に影響を与えている¹⁶⁰⁾。

159) Beatson and Zimmermann, S.463 (Forsyth), S.749 (v.Bar). 祝賀論文集がある。Multum non multa (hrsg. Feuerstein/Parry), Festschrift, 1980. 追悼記事もある。Nachruf, RabelsZ 2009, 441 (Mansel).

160) Vgl. Lutter, Stiefel, Hoeflich (hrsg.), Der Einfluß deutscher Emigranten auf die Rechtsentwicklung in den USA und in Deutschland, 1993. (以下、Lutterと執筆者名で引用する)。

同書で扱われているのは、Otto Kirchenheimer, Carl Fulda, Rudolf Callmann, Friedrich Kessler, Albert A.Ehrenzweig, Ernst Rabel, Edgar Bodenheimer, Adolf Homburger (1905-78), Heinrich Kronstein, Max Rheinstein, Hans Kelsen, Max Hachenburg, Friedrich Kessler*, Schlesinger, Arthur Lehmann, Ernst Rabel*, Albert A.Ehrenzweig*, Friedrich Kessler*, Rudolf B.Schlesinger*, Brigitte Marianne Bodenheimer, Max Rheinstein*, Stephan Kuttner, S.Kuttner*, Kantorowicz, Kronstein*, A.A.Ehrenzweig, Ernst Freund, Franz Leopold Neumann, Kessler*, Kurt Hans Nadelmann, Stefan Riesenfeld, Kirchenheimer*, Kelsen*, David Daube (*は同書中の重複である)。

以下で扱うのは、本稿Ⅲで扱わなかった8人である。重複していない者を補充する。

なお、アメリカに亡命した法律家をより一般的に検討したものとして、Stiefel und Mecklenburg, Deutsche Juristen im amerikanischen Exile (1933-1950), 1991がある。

(1) フルダ (Carl Fulda, 1909.8.22-1975.1.5)

フルダは、1909年に、ベルリンでユダヤ系の家系に生まれた。法律学を学び、第一次および第二次国家試験に合格。1931年に、ベルリンで弁護士の助手となったが、1933年に、パリに亡命し、1935年に、アメリカに亡命した。1942年に弁護士、1946年に助教授。1949年に准教授、1952年に、オハイオ大学教授となった。戦後の1962年に、フランクフルト(マイン)大学やチュービンゲン大学で客員教授をした。1975年に、アメリカで亡くなった¹⁶¹⁾。

(2) コールマン (Rudolf Callmann, 1892.9.29-1976.3.12)

コールマンは、1892年に、ケルンでユダヤ系の家系に生まれた。父も弁護士であった。ベルリン大学とボン大学で法律学を学び、国家試験に合格、1919年に、フライブルク(ブライスガウ)大学で学位をえて、1923年に、弁護士となった。1936年に、アメリカに亡命し、ハーバード大学で奨学金をえた。1939年に、法学士、1947年に、ニューヨークで弁護士となった。中央ヨーロッパ出身のユダヤ人のアメリカ協会の会長。1976年に、ニューヨークで亡くなった¹⁶²⁾。

専門は、競争法で、Der unlautere Wettbewerb 1929; Zur Boykott Fragein Gutachten, 1930; Das deutsche Kartellrecht - Kommentar, 1934 などがある。

(3) ハッヘンブルク (Max Hachenburg, 1860.10.1-1951.11.23)

ハッヘンブルクは、1860年に、マンハイムでユダヤ系の家系に生まれた。ハイデルベルク、ライプツヒ、シュトラスブルクの各大学で法律学を学び、ライプツヒ大学で学位をえた。1885年から、マンハイムで弁護士。ハイデルベルク大学やマンハイム経済大学で経済法の私講師をした。JW (Juristische Wochenschrift), DJZ (Deutsche Juristenzeitung) などの共同編者となった。

法学だけでなく、社会学、政治学の学者、弁護士、行政関係者を分野ごとに検討している。

161) Lutter, S.57 (H.W.Baade); Göppinger, a.a.O.(前注16)), S.282.

162) Lutter, S.63 (T.Baums); Göppinger, a.a.O.(前注16)), S.272.

ワイマール共和国の時代は、伝統的な解釈の変遷の時期であり、その議論は、ドイツ民法138条（日本の民法90条相当）に関する暴利規定の解釈に影響を与えた。1930年に、ハイデルベルク大学の名誉博士。ナチスの時代には仕事ができず、1939年に、スイス、ついでイギリスに亡命。1946年に、アメリカに移った。弁護士となった。1951年に、カリフォルニアのバークレーで亡くなった。専門は、経済法である¹⁶³⁾。

Studien zum Erbrecht des Entwurfs eines bürgerlichen Gesetzbuchs für das Deutsche Reich, 1895.

Vorträge über das BGB gehalten 1896/97, 1898, 2. A. 1900.

Kommentar zum Handelsgesetzbuch, Bd. 1ff. 1897ff.

Kommentar zum Gesetz betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung, 1903. 後二者は、シュタウプのコンメンタールの改定である。

(4) ノイマン (Franz Leopold Neumann, 1900.5.23-1954.9.2)

ノイマンは、1900年に、シレジアの Kattowitzで生まれた。1918年から、ブレスラウ、ライプチヒ、フランクフルト（マイン）の各大学で法学を学び、1923年に、学位。フランクフルト（マイン）で修習生となった。ジンツハイマーの助手、1928年に、ベルリンで弁護士、建築会社の法律顧問。政治専門大学で

163) Lutter, S.213 (P.Hommelhoff); Duden, Konrad, Hachenburg, Max, NDB 7 (1966), S.405f.; Göppinger, a.a.O. (前注16)), S.285; Deutsche Juristen jüdischer Herkunft (hrsg. Heinrichs). 1993, 415 (Schermer Karl Otto); Lebenserinnerungen eines Rechtsanwalts 1927; DBE 4 (1996), 296 (Max Hachenburg). 追悼記事がある。Nachruf, NJW 1952, 41 (Lewald). 顕彰記事として、Würdigung, JuS 1990, 347 (Schermer), Würdigung NJW 1993, 1295 (Kleindiek); Anwaltsblatt 1995, 342 (Jungfer).追悼論文集 Gedächtnisschrift (hrsg. Hommelhoff) 2003がある。

ハイパーインフレと行為基礎論の発展は、ワイマール共和国の最初の試練であった。その理論は、ドイツ民法242条の信義則を根拠とするものであったが、138条と並んで、一般条項の援用される局面は、いちじるしく拡大した。これに対し、その抑制的解釈を主張したのが、帝政期のリヒターであった。両者は、解釈における対照をなしている。別稿で、両者の対立を検討する予定である。

私講師。1932年に、SPD.の法律顧問、1933年に、ロンドンに亡命。ロンドンの経済大学で政治学や社会学を学んだ。1936年に学位 (Gouvernance of the Rule of Law, 1936)。ニューヨークの社会学研究所 (New Yorker Institute of Social Research) の研究員。ニュルンベルク裁判の参与員。1947年から54年まで、ニューヨークのコロンビア大学教授。1954年に、スイスの Visp (Wallis 州) で亡くなった¹⁶⁴⁾。

Behemoth - The Structure and Practice of National Socialism, 1942, 2. A. 1943.

(5) キルヘンハイマー (Otto Kirchenheimer, 1905.11.11-1965.11.22)

キルヘンハイマーは、1905年に、Heilbronn でユダヤ系の家系に生まれた。1924年から、ミュンスター、ケルン、ベルリン、ボンの各大学で法律学を学んだ。1928年に、Carl Schmittの下で、ボン大学の学位。ベルリンで研修後、ノイマンと同様に講師、SPD に加入した。1933年に、フランスに亡命。亡命者の Frankfurt School (社会研究所) で、研究員となった。1937年に、同研究所は、ニューヨークのコロンビア大学に移転。研究員を続けた (1942年まで)。その後、他の研究所や国務省の臨時の職などをした。1955年に、New School for Social Research, 1962年に、コロンビア大学の公法の教授。1965年に、心臓麻痺で亡くなった¹⁶⁵⁾。

(6) ホムブルガー (Adolf Homburger, 1905-1978)

ホムブルガーは、1905年に、ウィーンで生まれた。ウィーン大学で法律学を学び、1929年に、学位をえた。1938年まで、司法研修をしたが、オーストリア併合のために、アメリカに亡命した。かつて1920年代に、Bullalo 大学の学部で学んだ経験があった。そのロースクールで奨学金をえて、アメリカ法を学ん

164) Lutter, S.437 (J.Rückert). 没後30年の記念論文集がある。Recht Demokratie und Kapitalismus (hrsg. Perels), Festschrift, 1984.

165) Lutter, S.33 (D.E.Arzt); Ib. S.505 (G.Teubner).

だ。ウィーン大学の元教授 Lenhoffも同地に亡命していた。ホムブルガーは、1941年に学士号をえて、1944年に、ニューヨークで弁護士となった。1952年まで、ニューヨーク州の司法委員会 (Judicial Council) に勤務し、州の訴訟手続の改善を行った。Buffalo では、小規模事務所で不動産法の実務についた。Buffalo ロースクールでは非常勤の講義も行った。1963年に、教授。同年、民事実務法 (Civil Practice Law and Rules) の諮問委員会の委員ともなった。彼は、他の亡命者のように、ヨーロッパ法の土台の上に、比較法を道具としてアメリカ法のキャリアを積み上げることはなかった。新しい勉強により実務家としてのキャリアを積み、アメリカ法に特有の方法で、民事手続の改善に貢献した。

彼の亡命した 1938 年は、Federal Rules of Civil Procedureが、アメリカ法で採用された年であった。これにより連邦の裁判所のための統一的な手続法が確立され、州の手続法の改善モデルにもなった。彼の貢献の大きなものは、このプロセスで、連邦の改革を州、とくにニューヨーク州の手続法に反映させたことである。また、ニューヨーク法の改革、たとえば外国判決の強制に関する統一法の採用にも貢献している¹⁶⁶⁾。

(7) レーンホフ (Arthur Lenhoff, 1884-1965)

レーンホフは、1884年に、バーメンのTeplitz-Schönau で生まれた。ウィーン大学で法律学を学び、弁護士となった。1926年に、ウィーン大学の正教授となり、さらに、1930年に、オーストリア憲法裁判所の裁判官となった。弁護士としての実務家の経歴と、ウィーン大学教授としてのアカデミックな経歴に特徴があり、後者では、労働法を専門とした。オーストリア併合の 1938 年には、すでに 52 歳であった。同年、スイスに仲裁裁判事件を担当するためにいたことから、妻と娘を呼び寄せ、そのままアメリカに亡命した。労働事件の仲裁的解決や、社会保険法と使用者の責任などについては、アメリカでも研究を継続した。アメリカ法への貢献はまだ未解明であるが、比較法の方法に関するもの

166) Lutter, S.145 (W.B.Fisch).

や、比較法的な視点での労働法の研究がある。戦後も、ニューヨークにとどまっていたが、1953年以降、ウィーンに戻ることもあった。1965年に、亡くなった¹⁶⁷⁾。

(8) ナーデルマン (Kurt Hans Nadelmann, 1900.5.4-1.26.1984)

ナーデルマンは、1900年にベルリンで生まれた。父は実業家で、商事裁判所の裁判官になったこともある。1921年に、フライブルク大学で学位をえた。1926年に裁判官。1933年に解雇。フランスに亡命し、パリで資格をとり (Licencé en Droit)、弁護士となった。大戦の勃発で、フランスに拘留され、1941年に、アメリカに亡命した。当初、ラーベルやラインシュタインの比較抵触法の検討作業に参加。その後、ペンシルヴァニア大学の奨学金をえた。National Bankruptcy Conferenceのメンバーとなり、戦時中は、Foreign Economic Administration の顧問ともなった。1947年から、ペンシルヴァニア大学の助教授、1949年から、ニューヨーク大学のロースクールの榮譽教授、そこでは、Inter-American Lawの研究所を設立した。1951年からは、ハーバード大学のMaclachlan 教授とともに、破産法の研究をした。1961年に、ハーバードで研究員の地位をえて、1965年には、ハーバード・ロー・スクールの教授となった。アメリカの立法作業にも関与し助言を行った。1984年に、マサチューセッツ州Cambridgeで亡くなった。Riesenfeldとともに、破産法の比較を行い、国際破産法への貢献が大きい¹⁶⁸⁾。

彼のように、亡命による影響は、比較法などの基礎法にとどまらず、実定法を含んだ法のあらゆる領域に及んでいる。

4 法曹養成制度の転換

(1)(a) 冒頭に示したように、ドイツの法曹養成制度の転換が問題となっている。これは、数年来行われてきた連邦司法省の法律分野における歴史の再検討

167) Lutter, S.267 (A.Junker); Stiefel, Deutsche Juristen im amerikanischen Exil, 1991, S.51f.

168) Lutter, S.493 (R.Stürner); Stiefel, Deutsche Juristen im amerikanischen Exil, 1991, S.52f. GND: 126677247.

作業の成果をふまえたものである。歴史の再検討は、元司法大臣の Sabine Leutheusser-Schnarrenberger (FDP) の下で設置された独立委員会により行われている。裁判官・司法官と政治の関係については、戦前・戦後のナチスの影響の検討が課題とされ、とくに、戦後の司法省や裁判所におけるナチスの影響をうけた司法官の見直しが行われている。第二次世界大戦前の動向についてはいうまでもないが、戦後も、必ずしも完全に戦前との断絶が行われたわけではない。その端緒については、すでに別稿で簡単にふれたことがある¹⁶⁹⁾。

2012年1月11日、連邦司法省は、過去のナチス犯罪の再検討のための学術的な独立委員会を設立し、ポツダム大学の Manfred Görtemaker (現代史教授、近代ドイツ史の多くの著作があり、軍事史の専門家でもある) とマールブルク大学の Christoph Safferling (刑法・刑訴法、国際刑法、国際法教授、多くの学術的著作のほか、戦争犯罪訴訟、ニュルンベルク原則の研究でも知られる) に対し、ナチスの過去犯罪の再検討を委嘱した。彼らは、独立委員会において、とくに戦後の1950年代と60年代に連邦司法省の中で、人的、専門的、政治的なナチスとの継続性があったかについて歴史的な研究を行うこととされた¹⁷⁰⁾。

(b) 独立委員会は、前司法大臣の Haiko Maas (SPD) や現司法大臣の Katarina Barley の下でも継続して作業が行われている。数回のシンポジウムが開催され、その成果も一部公刊されている¹⁷¹⁾。

同様の作業は、かつて第12代司法大臣の Hans-Jochen Vogel (SPD, 1974-1981) と第14代司法大臣の Hans Engelhard (FDP, 1982-1991) の下でも行われたが、その成果は限定的であった。とりわけ、司法省高官であった Eduard Dreher や Franz Maßfeller はナチスの司法犯罪や血統保護法 (いわゆるニュル

169) 拙稿・一橋法学11巻3号746頁参照。

170) これについて、【法実務家】270頁以下。連邦司法省による歴史の検証作業については、Görtemaker und Safferling (hrsg.), Die Rosenberg, Das Bundesministerium der Justiz und die NS-Vergangenheit- eine Bestandsaufnahme, 2013.一橋法学12巻3号105頁およびその注69参照。Vgl. BMJ, Einsetzung einer unabhängigen wissenschaftlichen Kommission beim Bundesministerium der Justiz zur Aufarbeitung der NS-Vergangenheit, 11.01.2012.

171) Görtemaker und Safferling (hrsg.), a.a.O. (前注170))。

ンベルク法)などに加担しながら、戦後、刑法の改正や男女同権法の制定に影響を与えたといわれる。また、司法省と裁判所の人事交流が行われていることから、対象は司法省内部に限定されるものではない。1962年でも、連邦裁判所の裁判官の77%は、1945年以前から司法に関与していたのである¹⁷²⁾。

刑事事件であるナチスのライヒ議会放火事件は、1933年2月であり(主犯のみ事後立法で死刑)、民事事件でも、ドイツ民法138条(日本民法90条相当)の解釈にナチスの世界観をもちこんだRGZ 150, 1(nationalsozialistische Weltanschauung)は、1936年3月13日の判決であり、再生ドイツにとっては、それほど過去のことでなかったのである¹⁷³⁾。こうした過去の検証は、将来にもつながる。すなわち、実験科学ではない法律学においては、狭い経験ではなく、歴史に学ぶことが将来を見通すために必要となるからである。

その後、2016年には、独立委員会の成果として、Görtemaker, Safferling, Die Acte Rosenberg.. Das Bundesministerium der Justiz und die NS-Zeit, 2016が公刊されている。2018年までに、8回のシンポジウムが行われ、2017年のシンポジウムは、ライプツヒの旧ライヒ大審院、現在の連邦行政裁判所の建物で行われた。歴史の再検証が主題であった(Public History-Programm)。独立委員会の長Görtemakerのほか、司法次官Christiane Wirtzや連邦行政裁判所長官のKlaus Rennert、元司法大臣のJürgen Schmude、東ドイツの秘密警察Stasi調査官のMarianne Birthlerなどが参加し、とくに、ナチスに関連した法律家の従順性(Willfähigkeit)、意識や精神に関する議論が行われた¹⁷⁴⁾。

(2) 法曹養成に関しては、冒頭で指摘した裁判官法の改正が最近の動きである。ドイツの法曹教育は、5年程度の大学教育と第一次国家試験後の司法研修(およそ2年。時代により変遷がある)の結果、ヨーロッパ諸国に比して長い。そこで、国際競争の観点から1990年代からその短縮化が行われてきた。しかし、

172) Ib. (前注170))。

173) Ib.

174) Vgl.BMJ, Aus der Geschichte lernen, 2017.3.16.

こうした技術的な法曹養成には、歴史の検証の過程から問題のあることが露呈した。すなわち、ナチスの時代の法律家に、「不法な法も法」として盲従する傾向があり、さらにそれだけではなく、ナチスの精神を忖度した広範な解釈によるナチスへの追隨が行われたことである。今日の研究では、ナチス時代の不法は、法律による強制よりも、こうした解釈の転向によるものが多数を占めている¹⁷⁵⁾。「悪法も法」かどうかは、法哲学の古典的な問題であるとともに、現代的問題でもある。行政部門の肥大化がみられる今日、国家においても企業においても、上司の命令による不法行為が行われることが多いからである。

アメリカのロースクールは、法律専門家でもある政府高官が多数犯罪行為に加担したウォーターゲート事件の経験から、法曹倫理教育を重視している。もっとも、実際には、典型的な例を集めて、ここまではしても安全であるとの、責任の回避のカタログとなっている。マニュアル思考による倫理といえる。西欧の伝統的な法哲学の講義は、もっと理論的・抽象的に正義や衡平を考えるものであるが、これを比較的近時の歴史に接合して、法曹の倫理教育をすることが求められている。よき法曹養成には、専門的知識やマニュアルのほかに、今日の法との真摯な対決が必要とされる。そのためには、歴史、とくにナチス時代の思考を知り（東ドイツ国家の不法も対象となる）、現代の国家と社会の基礎を知ることが必要である。考えるべきことは、過去についてだけではなく、デジタル世界における自由と自己決定をどのように確実にするか、どのような決定を人が行い、コンピュータや AI になにを任せるか、などを考え議論することが必要であり、そのためには時間を要するのである¹⁷⁶⁾。

第一次国家試験に合格するまでの実際の平均勉学期間は、連邦統計庁の統計によれば、2006年の9.6 学期に対し、2016年に、11.3学期に増加した。しかし、

175) こうした解釈による不法を強調したのが、リューテルスの研究である。これについて、拙稿「ゲルマニステンの系譜」独法104 号56頁参照。

176) 広く職業倫理に関係しているともいえる。ただし、こうした不正との対決や法學上記憶することの重要性は認めるものの、それを法的に規定することには慎重な見解もある。Vgl.Funke, Haltung zeigen oder Haltung einnehmen? - Justizunrecht des 20.Jahrhunderts in der Juristenausbildung, NJW 2018, 1930.

勉学期間の長期化は、大学の重点領域の勉学と教養の科目の拡充に向けられたにすぎない。勉学期間は、およそ1学期間が延長される。通常期間を国家試験を含めて5年に延長するゆえんである¹⁷⁷⁾。

〔初校の校正中の2019年6月27日に、連邦司法大臣の交代があった。Katarina Barley(1968.11.19-)は、2019年の選挙でEU議会議員となった(連邦司法大臣在任期間は、2018.3.14-2019.6.27)。新司法大臣は、Christine Lambrecht(1965.6.19-)である。いずれもSPDである。Vgl. BMJV begrüßt neue Ministerin, 2019.6.27 Amtswechsel〕

177) BMJ, Rede v. Dr. Katarina Barley, 2019.3.20.もともと、この改正は、2018年から意図されていた。BMJ, Rede v. Dr. Katarina Barley, Eröffnung der Rosenberg Wanderausstellung im Bundesverwaltungsgericht in Leipzig, 2018.8.16.あるいは、BMJ, Rede v. Dr. Katarina Barley, Eröffnung der Ausstellung, „Der Volksgerichtshof 1934-1945 - Terror durch Recht“, 2018.12.10.

亡命法学者

